四半期報告書

(第10期第2四半期) 自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日



(E03610)

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監 査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込 んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

| | 頁 |
|---------------------------------|---|
| 【表紙】 | |
| 第一部 【企業情報】 | |
| 第1 【企業の概況】 | |
| 1 【主要な経営指標等の推移】2 | |
| 2 【事業の内容】 | |
| 3 【関係会社の状況】 | |
| 4 【従業員の状況】 | |
| 第2 【事業の状況】6 | |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】6 | |
| 2 【事業等のリスク】6 | |
| 3 【経営上の重要な契約等】6 | |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】7 | |
| 第3 【設備の状況】24 | |
| 1 【主要な設備の状況】24 | - |
| 2 【設備の新設、除却等の計画】24 | ŀ |
| 第4 【提出会社の状況】25 | |
| 1 【株式等の状況】25 | |
| 2 【株価の推移】43 | ; |
| 3 【役員の状況】44 | Ŀ |
| 第 5 【経理の状況】45 | i |
| 1 【中間連結財務諸表】46 | ; |
| 2 【その他】 | ŀ |
| 3 【中間財務諸表】 | ; |
| 4 【その他】 |) |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | |

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成22年11月22日

【四半期会計期間】 第10期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月

30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【電話番号】 東京(03)6704-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部グループリーダー 大橋寛之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社

(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | | 平成20年度 中間連結 会計期間 | 平成21年度 中間連結 会計期間 | 平成22年度 中間連結 会計期間 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|-------------------------|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| | | (自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日) | (自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日) | (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日) | (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日) | (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日) |
| 連結経常収益 | 百万円 | 514, 510 | 461, 335 | 460, 402 | 979, 276 | 875, 130 |
| うち連結信託報酬 | 百万円 | 18, 837 | 14, 467 | 13, 252 | 35, 414 | 28, 727 |
| 連結経常利益 | 百万円 | 37, 035 | 75, 779 | 114, 793 | 114, 402 | 152, 314 |
| 連結中間純利益 | 百万円 | 86, 390 | 85, 593 | 81, 778 | _ | _ |
| 連結当期純利益 | 百万円 | _ | _ | _ | 123, 910 | 132, 230 |
| 連結純資産額 | 百万円 | 2, 483, 000 | 2, 143, 716 | 1, 858, 586 | 2, 178, 084 | 2, 271, 897 |
| 連結総資産額 | 百万円 | 39, 261, 407 | 39, 805, 611 | 40, 503, 644 | 39, 863, 143 | 40, 743, 531 |
| 1株当たり純資産額 | 円 | △14, 420. 22 | 35. 31 | 74. 67 | △303. 63 | 44. 77 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 7, 585. 43 | 78. 87 | 58.00 | _ | _ |
| 1株当たり当期純利益金額 | 円 | _ | _ | _ | 76. 27 | 88. 32 |
| 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 3, 916. 22 | 36. 08 | 26. 47 | _ | _ |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 | 円 | _ | _ | _ | 53. 83 | 52. 94 |
| 自己資本比率 | % | 5. 98 | 5. 09 | 4. 31 | 5. 13 | 5. 26 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | 709, 476 | 308, 285 | 527, 767 | 1, 469, 230 | 1, 024, 489 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △811, 080 | △378, 735 | △235, 833 | △1, 155, 104 | △858, 062 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー | 百万円 | △56, 483 | △122, 236 | △571, 829 | △356, 430 | 7, 651 |
| 現金及び現金同等物 の中間期末残高 | 百万円 | 995, 648 | 918, 596 | 1, 005, 408 | _ | _ |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 | 百万円 | _ | _ | _ | 1, 111, 291 | 1, 285, 371 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数] | 人 | 16, 843 [15, 185] | 17, 072 [14, 985] | 17, 286 [13, 697] | 16, 498 [15, 701] | 16, 756 [14, 384] |
| 合算信託財産額 | 百万円 | 35, 620, 048 | 26, 836, 851 | 26, 563, 803 | 34, 420, 340 | 26, 709, 717 |

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
 - 4 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
 - 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
 - 6 当社は平成21年1月4日を効力発生日として普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。

(参考)

期間比較可能性の観点より平成20年度中間連結会計期間について1株当たり情報の各数値を100で除した場合には以下のとおりとなります。

| | 平成20年度 中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日) | |
|-------------------------|---|----------|
| 1株当たり純資産額 | 円 | △144. 20 |
| 1株当たり中間純利益金額 | 円 | 75. 85 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 | 円 | 39. 16 |

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | | 第8期中 | 第9期中 | 第10期中 | 第8期 | 第9期 |
|----------|-----|-------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---|--|
| 決算年月 | | 平成20年9月 | 平成21年9月 | 平成22年9月 | 平成21年3月 | 平成22年3月 |
| 営業収益 | 百万円 | 52, 332 | 21, 987 | 16, 775 | 185, 577 | 39, 048 |
| 経常利益 | 百万円 | 49, 512 | 18, 405 | 14, 343 | 179, 348 | 32, 606 |
| 中間純利益 | 百万円 | 58, 133 | 25, 917 | 15, 422 | _ | _ |
| 当期純利益 | 百万円 | _ | _ | _ | 174, 105 | 34, 979 |
| 資本金 | 百万円 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 発行済株式総数 | 千株 | 普通株式 11,399 優先株式 8,964 | 普通株式 1,214,957 優先株式 858,300 | 普通株式 1,214,957 優先株式 661,300 | 普通株式 1,139,957 優先株式 868,300 | 普通株式 1,214,957 優先株式 861,300 |
| 純資産額 | 百万円 | 1, 943, 637 | 1, 613, 847 | 1, 242, 604 | 1, 804, 588 | 1, 697, 902 |
| 総資産額 | 百万円 | 2, 230, 149 | 1, 785, 078 | 1, 333, 984 | 2, 028, 359 | 1, 809, 145 |
| | | 普通株式 二 乙種第一回優 先株式 — | 普通株式 — | 普通株式 — | 普通株式 10.00 | 普通株式 10.00 |
| | | 丙種第一回優 先株式 一 戊種第一回優 先株式 | 丙種第一回優 先株式 — | 丙種第一回優 先株式 — | 丙種第一回優 先株式 68.00 | 丙種第一回優 先株式 68.00 |
| | | 己種第一回優先株式 | 己種第一回優先株式 | 己種第一回優先株式 | 己種第一回優 先株式 185.00 | 己種第一回優 先株式 185.00 |
| 1株当たり配当額 | 円 | 第1種第一回 優先株式 第2種第一回 優先株式 | 第1種第一回 優先株式 第2種第一回 優先株式 | 第1種第一回 優先株式 第2種第一回 優先株式 | 第1種第一回 優先株式 31.90 第2種第一回 優先株式 | 第1種第一回 優先株式 28.68 第2種第一回 優先株式 |
| | | 第3種第一回 優先株式 — | 第3種第一回 優先株式 — | 第3種第一回 優先株式 — | 31.90 第3種第一回 優先株式 31.90 | 28.68 第3種第一回 優先株式 28.68 |
| | | 第4種 優先株式 一 | 第4種 優先株式 一 | 第4種 優先株式 一 | 第4種 優先株式 992.50 | 第4種 優先株式 992.50 |
| | | 第5種 優先株式 — | 第5種 優先株式 — | 第5種 優先株式 第6種 優先株式 — | 第 5 種 優先株式 918.75 | 第5種 優先株式 918.75 第6種 優先株式 386.51 |
| | | 第9種 優先株式 — | | | 第9種 優先株式 325.50 | 000.01 |
| 自己資本比率 | % | 87. 15 | 90. 40 | 93. 14 | 88. 96 | 93. 85 |
| 従業員数 | 人 | 503 | 539 | 527 | 521 | 508 |

⁽注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

| | 1 /9/100 L 0/100 L 201T |
|---------|-------------------------|
| 従業員数(人) | 17, 286 [13, 697] |

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員13,995人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

| 従業員数(人) 527 [9] | | | | |
|---------------------|-----------|---------------|--------------|---------------|
| (注) | 1 当社の従業員は | 全員、株式会社りそな銀行、 | 株式会社埼玉りそな銀行、 | 株式会社近畿大阪銀行他7社 |

- (注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他7社からの出向者です。なお、嘱託及び臨時従業員9人を含んでおりません。
 - 2 臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。なお、記載事項のうち将来に関するものは、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(9)公的資金に関する事項

当グループは、平成10年3月以降、総額約3兆1,280億円(平成22年9月末現在残高、総額約1兆6,852億円)の公的資金の注入を受けたことに伴い、金融庁に対して「経営の健全化のための計画」(経営健全化計画)を提出しており、半期に一度、その進捗状況を報告しております。経営健全化計画の履行状況によっては、金融庁から業務改善命令等の措置を受け、当社グループの業績、財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構及び株式会社整理回収機構が保有する当社の優先株式については、既に普通株式への転換が可能となっております(優先株式の内容につきましては、第一部 [企業情報] 第4 [提出会社の状況] をご覧下さい)。当社は公的資金返済に向けた基本方針において、上記公的資金の優先株式をその他利益剰余金及びその他資本剰余金を原資として買入消却を行うこととしておりますが、上記公的資金の優先株式が普通株式に転換されるなど、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果として当社の株価が下落する可能性があります。

また、注入を受けている公的資金のうち預金保険機構が保有する当社の普通株式については、市場売却が実施された場合、売却時の市場環境等により当社の株価に影響を与える可能性があります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び 連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当四半期連結会計期間の経済環境ですが、昨年来の金融・財政対策を受けた回復基調が一服し、再び景気減速への不安が立ち込めました。米国では失業率が9%台と高水準で推移する一方、欧州でもギリシャなど比較的規模の小さい国の財政不安が経済に悪影響を及ぼすとの懸念が足かせとなりました。中国など新興国経済は高水準での成長を続けましたが、こうした懸念を払拭するには至りませんでした。この間、日本ではエコカー減税等により消費が支えられたものの、全般的には他の主要国同様、年末以降の景気に対し不安が残る状況となりました。

金融環境については、景気への配慮から主要国では低金利・緩和的な政策が継続されました。これを受け日米の長期金利は低下基調を続けた上に、米国株などリスク性が高い資産もこうした環境の中で価格が支えられました。しかし、多くの資金は安全性を求める傾向が強く、こうした逃避資金流入が円高を演出しました。9月に入り6年ぶりの円売り介入が実施されたものの円高基調は継続、日本株もこの影響で伸び悩む展開となりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に集中再生期間における計画として、「経営の健全化のための計画」(以下、健全化計画)を公表し、徹底した財務改革を中心とした再生のための基礎を構築いたしました。その後の健全化計画においては、「リストラから営業力強化へ」(平成16年11月公表)、「差別化戦略の徹底による持続的成長」(平成18年11月公表)を掲げ、経常的な黒字体質を維持するための営業力の強化、公的資金返済に向けた持続的な成長に注力してまいりました。平成20年11月公表の健全化計画では、『りそな』の差別化戦略の徹底による更なる「事業領域の選択と集中」や、「りそなスタイルの確立」に取組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」を目指し、お客さま本位の経営に向けた様々な改革に挑戦してまいりました。

これらの改革において、不良債権比率や経費率を大幅に改善し、経営体質を強化するとともに、銀行業からサービス業への進化を目指してまいりました。地域に根付いたお客さま本位の経営は着実に成果を上げてまいりましたが、平成20年11月の健全化計画公表以降、世界的な金融市場の混乱や、欧州における経済不安の発生等、内外の経済状況が著しく変化するとともに、金融機関をとりまくビジネス環境も大きく様変わりしてまいりました。

これらの経済状況や経営環境の変化への対応も踏まえ、"平成26年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画"を公表いたしました。

当グループは、これまで実践してまいりました「事業領域の選択と集中」と「りそなスタイルの確立」に継続して取組み、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に加えて「信託機能の発揮」を『りそな』の差別化戦略の柱とし、マーケットインの徹底によるお客さま本位の業務運営を実現することで、"スマート"で親しみやすい「真のリテールバンク」を目指してまいります。

『りそな』の目指す "スマート"とは、"高度な知識やスキルに基づく洗練された賢さ"と、"オペレーション改革等により実現されるスピードや利便性"を兼ね備えた金融サービスをご提供することです。個人のお客さまには、人生の様々な場面でご活用いただける最適な商品・サービスをご提供する「生活設計サポート型ビジネス」を、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案を通じて、事業の成長をサポートする「経営課題解決型ビジネス」を実践してまいります。また、個人のお客さま、法人のお客さまを問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築することにより、お客さまのお役に立てる"スマート"で親しみやすい「真のリテールバンク」を実現してまいります

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset)の向上」を目指してまいります。

また当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、質の高い金融サービスの提供を通じ、お客さまニーズに多面的にお応えすることで、長期にわたり親密にお取引をいただけるお客さまの増加に努めてまいります。また、経営資源の適切な配分と効率的活用を徹底しつつ、地域における現場力向上を軸としたお客さま目線での更なる改革に取組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、各傘下銀行と連携して専門性・効率性の一層の向上に取組み、持続的な成長とグループ企業価値の向上を実現してまいります。

(業績)

当四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。 総資産は40兆5,036億円と前連結会計年度末比2,398億円の減少となりました。

資産では、有価証券が前連結会計年度末比2,348億円増加して9兆1,501億円となりましたが、貸出金は前連結会計年度末比4,866億円減少して25兆7,768億円に、現金預け金は前連結会計年度末比2,592億円減少して1兆3,484億円となりました。

負債につきましては、譲渡性預金が前連結会計年度末比3,640億円増加して1兆4,836億円に、借用金が前連結会計年度末比2,815億円増加して9,051億円になりましたが、預金は前連結会計年度末比3,819億円減少して32兆5,736億円に、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比2,164億円減少して1,767億円となりました。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,646億円増加して12兆9,059億円となりました。

純資産の部につきましては、第1種第一回優先株式の消却などにより株式資本合計が前連結会計年度末比3,872億円減少して1兆6,258億円に、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比117億円減少して1,216億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比142億円減少して1,110億円となりました。以上の結果、純資産の部合計では前連結会計年度末比4,133億円減少して1兆8,585億円となりました。

当中間連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は、前中間連結会計期間比9億円減少し4,604億円となりました。内訳をみますと、債券売却益の増加などによりその他業務収益が前中間連結会計期間比167億円増加して368億円に、その他経常収益が前中間連結会計期間比42億円増加して211億円となりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前中間連結会計期間比230億円減少して2,788億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比399億円減少して3,456億円となりました。内訳をみますと、金融派生商品費用の増加などによりその他業務費用が前中間連結会計期間比82億円増加して345億円となりましたが、与信費用の大幅な減少などによりその他経常費用が前中間連結会計期間比267億円減少して669億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前中間連結会計期間比116億円減少して354億円に、営業経費が前中間連結会計期間比102億円減少して1,840億円となりました。

特別利益は、前中間連結会計期間比6億円増加して170億円に、特別損失は前中間連結会計期間比12億円減少して19億円となりました。なお、法人税等調整額は前中間連結会計期間比457億円増加して407億円となりました。

以上の結果により、連結経常利益は前中間連結会計期間比390億円増加して1,147億円に、連結中間 純利益は前中間連結会計期間比38億円減少して817億円となりました。また1株当たり中間純利益 は、58円0銭となっております。

当第2四半期連結会計期間における経営成績につきましては、以下のとおりであります。

経常収益は、前年同四半期連結会計期間比81億円減少して2,387億円となりました。内訳をみますと、債券売却益の増加などによりその他業務収益が前年同四半期連結会計期間比44億円増加して190億円になりましたが、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前年同四半期連結会計期間比87億円減少して1,384億円に、特定取引収益が前年同四半期連結会計期間比61億円減少して124億円となりました。

経常費用は、前年同四半期連結会計期間比174億円減少して1,915億円になりました。内訳をみますと、営業経費が前年同四半期連結会計期間比60億円減少して923億円に、預金金利の低下などにより資金調達費用が前年同四半期連結会計期間比58億円減少して171億円に、与信費用の減少などによりその他経常費用が前年同四半期連結会計期間比42億円減少して505億円となりました。

特別利益は、前年同四半期連結会計期間比30億円減少して94億円に、特別損失は前年同四半期連結会計期間比5億円増加して10億円となりました。なお、法人税等調整額は前年同四半期連結会計期間比87億円増加して248億円となりました。

以上により、連結経常利益は前年同四半期連結会計期間比93億円増加して472億円に、連結四半期 純利益は前年同四半期連結会計期間比27億円減少して281億円となりました。なお、当社グループの 事業中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めております。

当社(単体の)経営成績につきましては、傘下銀行からの受取配当金の減少を主因として営業収益は前中間会計期間比52億円減少して167億円に、経常利益は前中間会計期間比40億円減少して143億円となりました。また税金費用を加味した後の中間純利益は、前中間会計期間比104億円減少して154億円となっております。

セグメントごとの業績は、以下のとおりとなりました。

個人部門は、投資信託販売が順調に推移したことなどにより、業務粗利益が1,584億円、与信費用 控除後業務純益は462億円となりました。

法人部門は、貸出金利回りは低下したものの、与信費用の減少などにより、業務粗利益が1,296億円、与信費用控除後業務純益は418億円となりました。

市場部門は、債券売却益の計上などにより、業務粗利益が412億円、与信費用控除後業務純益は368 億円となりました。

(平成22年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成22年9月30日(中間決算日)を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、5,882億円となりました。

また、当社の子会社である株式会社りそな銀行の分配可能額(平成22年9月30日現在)は、3,743 億円であります。(臨時計算書類は作成しておりません。)

① 国内·海外别収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,202億円、海外は22億円となり、合計(相 殺消去後、以下同じ)では、1,213億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ90億円、123億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では308 億円、19億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|----------------|----------------|----------|---------|----------|----------|
| 性 類 | 划 为 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 123, 088 | 2, 387 | 1, 318 | 124, 157 |
| 貝並煙用収入 | 当第2四半期連結会計期間 | 120, 258 | 2, 288 | 1, 228 | 121, 317 |
| うち資金運用収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 146, 418 | 2, 857 | 2, 097 | 147, 178 |
| プロ貝並建用収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 137, 721 | 2, 767 | 2, 029 | 138, 459 |
| うち資金調達費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 23, 330 | 470 | 779 | 23, 021 |
| ノり真並帆建貫用 | 当第2四半期連結会計期間 | 17, 463 | 478 | 800 | 17, 142 |
| 信託報酬 | 前第2四半期連結会計期間 | 9, 774 | _ | _ | 9, 774 |
| 10年12年10月11 | 当第2四半期連結会計期間 | 9, 040 | _ | _ | 9, 040 |
| 役務取引等収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 30, 003 | 77 | _ | 30, 080 |
| 汉 | 当第2四半期連結会計期間 | 30, 795 | 36 | _ | 30, 831 |
| うち役務取引等 | 前第2四半期連結会計期間 | 43, 810 | 92 | _ | 43, 902 |
| 収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 45, 109 | 74 | 11 | 45, 173 |
| うち役務取引等 | 前第2四半期連結会計期間 | 13, 806 | 14 | _ | 13, 821 |
| 費用 | 当第2四半期連結会計期間 | 14, 314 | 38 | 11 | 14, 341 |
| 特定取引収支 | 前第2四半期連結会計期間 | 18, 399 | _ | _ | 18, 399 |
| 村足取引权义 | 当第2四半期連結会計期間 | 12, 357 | _ | _ | 12, 357 |
| うち特定取引収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 18, 583 | _ | _ | 18, 583 |
| プロ付足収引収金 | 当第2四半期連結会計期間 | 12, 443 | _ | _ | 12, 443 |
| うち特定取引費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 184 | _ | _ | 184 |
| プロ付定収別負用 | 当第2四半期連結会計期間 | 86 | _ | _ | 86 |
| その他業務収支 | 前第2四半期連結会計期間 | △4, 353 | 187 | _ | △4, 166 |
| ての他未伤収入 | 当第2四半期連結会計期間 | 1, 838 | 108 | _ | 1, 946 |
| うちその他業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 14, 538 | 44 | _ | 14, 582 |
| 収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 18, 957 | 43 | _ | 19, 000 |
| うちその他業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 18, 891 | △142 | _ | 18, 749 |
| 費用 | 当第2四半期連結会計期間 | 17, 118 | △64 | _ | 17, 053 |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は451億円、役務取引等費用合計は143億円となり、役務取引等収支合計では308億円となりました。なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|----------------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| 性 類 | 州別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 43, 810 | 92 | _ | 43, 902 |
| 仅伤取引等収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 45, 109 | 74 | 11 | 45, 173 |
| うち預金・貸出 | 前第2四半期連結会計期間 | 7, 443 | 26 | _ | 7, 470 |
| 業務 | 当第2四半期連結会計期間 | 8, 573 | 11 | _ | 8, 585 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 8, 965 | 63 | _ | 9, 028 |
| 1 プロ荷信未防 | 当第2四半期連結会計期間 | 8, 775 | 60 | _ | 8, 835 |
| うち信託関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 4, 936 | _ | _ | 4, 936 |
| ノり旧礼闲座未彷 | 当第2四半期連結会計期間 | 4, 867 | _ | _ | 4, 867 |
| うち証券関連業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 6, 357 | _ | _ | 6, 357 |
| ノり証分別性未彷 | 当第2四半期連結会計期間 | 7, 872 | _ | _ | 7, 872 |
| うち代理業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 3, 306 | _ | _ | 3, 306 |
| アの八年未務 | 当第2四半期連結会計期間 | 2, 487 | _ | _ | 2, 487 |
| うち保護預り・ | 前第2四半期連結会計期間 | 870 | 0 | _ | 870 |
| 貸金庫業務 | 当第2四半期連結会計期間 | 843 | 0 | _ | 843 |
| うち保証業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 3, 452 | _ | _ | 3, 452 |
| ノの休証未務 | 当第2四半期連結会計期間 | 3, 229 | _ | _ | 3, 229 |
| 役務取引等費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 13, 806 | 14 | _ | 13, 821 |
| 区4カ収別守負用 | 当第2四半期連結会計期間 | 14, 314 | 38 | 11 | 14, 341 |
| うち為替業務 | 前第2四半期連結会計期間 | 2,060 | _ | _ | 2, 060 |
| ノり紂省未伤 | 当第2四半期連結会計期間 | 2, 047 | _ | _ | 2, 047 |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第2四半期連結会計期間の特定取引収益は124億円、特定取引費用は0億円となり、すべて 国内で計上しております。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|------------------|--------------|---------|---------|----------|---------|
| (単)類 | 州川 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 特定取引収益 | 前第2四半期連結会計期間 | 18, 583 | _ | _ | 18, 583 |
| 特定取引収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 12, 443 | _ | _ | 12, 443 |
| うち商品有価証券 | 前第2四半期連結会計期間 | 265 | _ | _ | 265 |
| 収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 143 | _ | _ | 143 |
| うち特定取引 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| 有価証券収益 | 当第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| うち特定金融 | 前第2四半期連結会計期間 | 17, 968 | _ | _ | 17, 968 |
| 派生商品収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 12, 078 | _ | _ | 12, 078 |
| うちその他の | 前第2四半期連結会計期間 | 349 | _ | _ | 349 |
| 特定取引収益 | 当第2四半期連結会計期間 | 221 | _ | _ | 221 |
| 特定取引費用 | 前第2四半期連結会計期間 | 184 | _ | _ | 184 |
| 1770年以为其用 | 当第2四半期連結会計期間 | 86 | _ | _ | 86 |
| うち商品有価証券 | 前第2四半期連結会計期間 | | _ | _ | |
| 費用 | 当第2四半期連結会計期間 | | _ | _ | _ |
| うち特定取引 | 前第2四半期連結会計期間 | 184 | _ | _ | 184 |
| 有価証券費用 | 当第2四半期連結会計期間 | 86 | _ | _ | 86 |
| うち特定金融 派生商品費用 | 前第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| | 当第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |
| うちその他の | 前第2四半期連結会計期間 | | _ | _ | _ |
| 特定取引費用 | 当第2四半期連結会計期間 | _ | _ | _ | _ |

⁽注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

^{2 「}相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

| 種類 | #820 | 国内 | 海外 | 相殺消去額(△) | 合計 |
|----------------|------------|--------------|---------|----------|--------------|
| 性類 | 期別 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 平成21年9月30日 | 31, 653, 320 | 35, 260 | 3, 608 | 31, 684, 972 |
| [東並口刊 | 平成22年9月30日 | 32, 531, 033 | 42, 578 | _ | 32, 573, 611 |
| うち流動性預金 | 平成21年9月30日 | 18, 257, 638 | 19, 732 | _ | 18, 277, 370 |
| プロ伽動圧頂並 | 平成22年9月30日 | 18, 832, 916 | 23, 860 | _ | 18, 856, 777 |
| うち定期性預金 | 平成21年9月30日 | 12, 553, 169 | 15, 527 | _ | 12, 568, 696 |
| | 平成22年9月30日 | 12, 887, 212 | 18, 717 | _ | 12, 905, 930 |
| うちその他 | 平成21年9月30日 | 842, 512 | | 3, 608 | 838, 904 |
| りらての他 | 平成22年9月30日 | 810, 903 | | _ | 810, 903 |
| 譲渡性預金 | 平成21年9月30日 | 805, 800 | _ | _ | 805, 800 |
| | 平成22年9月30日 | 1, 483, 610 | _ | _ | 1, 483, 610 |
| δ0. Λ ⇒I | 平成21年9月30日 | 32, 459, 120 | 35, 260 | 3, 608 | 32, 490, 772 |
| 総合計 | 平成22年9月30日 | 34, 014, 643 | 42, 578 | _ | 34, 057, 221 |

- (注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金 定期性預金=定期預金
 - 2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。
 - 3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

| 坐任山 | 平成21年9月 | 30日 | 平成22年 9 月30日 | | |
|-----------------------|--------------|--------|--------------|--------|--|
| 業種別 | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | |
| 国内 (除く特別国際金融取引勘定分) | 26, 167, 744 | 100.00 | 25, 726, 773 | 100.00 | |
| 製造業 | 2, 987, 428 | 11. 42 | 2, 727, 381 | 10.60 | |
| 農業,林業 | 17, 047 | 0.07 | 14, 090 | 0.05 | |
| 漁業 | 7, 605 | 0.03 | 1, 457 | 0.01 | |
| 鉱業,採石業,砂利採取業 | 16, 919 | 0.06 | 14, 886 | 0.06 | |
| 建設業 | 787, 344 | 3.01 | 733, 462 | 2.85 | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 71, 611 | 0. 27 | 68, 403 | 0. 27 | |
| 情報通信業 | 319, 630 | 1. 22 | 303, 302 | 1. 18 | |
| 運輸業,郵便業 | 615, 502 | 2.35 | 572, 665 | 2. 22 | |
| 卸売業, 小売業 | 2, 647, 814 | 10. 12 | 2, 570, 802 | 9. 99 | |
| 金融業,保険業 | 641, 399 | 2.45 | 678, 747 | 2.64 | |
| 不動産業 | 2, 299, 043 | 8.79 | 2, 271, 366 | 8.83 | |
| 物品賃貸業 | 325, 389 | 1. 24 | 290, 783 | 1. 13 | |
| 各種サービス業 | 1, 731, 678 | 6.62 | 1, 654, 433 | 6. 43 | |
| 国,地方公共団体 | 905, 679 | 3.46 | 853, 541 | 3. 32 | |
| その他 | 12, 793, 647 | 48.89 | 12, 971, 448 | 50. 42 | |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 42, 449 | 100.00 | 50, 103 | 100.00 | |
| 政府等 | _ | _ | _ | _ | |
| 金融機関 | _ | _ | _ | _ | |
| その他 | 42, 449 | 100.00 | 50, 103 | 100.00 | |
| 合計 | 26, 210, 194 | | 25, 776, 877 | | |

1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。 (注)

2 「国内 (除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

| | 平成21年9月 | 30日 | 平成22年9月 | 30日 |
|-------|--------------|--------|--------------|--------|
| | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) |
| 住宅ローン | 11, 796, 814 | 45. 08 | 12, 035, 079 | 46. 78 |

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、株式会社りそな銀行1社です。

① 信託財産の運用/受入状況(信託財産残高表) 資産

| 科目 | 前中間連結会 (平成21年9 | | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) 前連結会計年月 (平成22年3月31 | | | |
|--------|-------------------|--------|--|--------|--------------|--------|
| | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
| 貸出金 | 106, 554 | 0.40 | 91, 382 | 0.34 | 98, 679 | 0.37 |
| 有価証券 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 信託受益権 | 25, 352, 161 | 94. 47 | 25, 160, 441 | 94.72 | 25, 257, 800 | 94. 56 |
| 受託有価証券 | 853 | 0.00 | 1,707 | 0.01 | 1, 200 | 0.01 |
| 金銭債権 | 300, 357 | 1. 12 | 292, 029 | 1. 10 | 303, 756 | 1.14 |
| 有形固定資産 | 647, 528 | 2.41 | 636, 714 | 2.40 | 636, 413 | 2.38 |
| 無形固定資産 | 3, 481 | 0.01 | 3, 371 | 0.01 | 3, 471 | 0.01 |
| その他債権 | 9, 584 | 0.04 | 8, 988 | 0.03 | 9, 317 | 0.04 |
| 銀行勘定貸 | 393, 595 | 1.47 | 345, 085 | 1.30 | 376, 687 | 1.41 |
| 現金預け金 | 22, 733 | 0.08 | 24, 083 | 0.09 | 22, 391 | 0.08 |
| 合計 | 26, 836, 851 | 100.00 | 26, 563, 803 | 100.00 | 26, 709, 717 | 100.00 |

負債

| 科目 | 前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) | |
|----------------------|----------------------------|--------|----------------------------|--------|-------------------------|--------|
| | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
| 金銭信託 | 6, 962, 915 | 25. 95 | 7, 244, 233 | 27. 27 | 7, 079, 767 | 26. 51 |
| 年金信託 | 3, 481, 271 | 12. 97 | 3, 803, 881 | 14. 32 | 3, 396, 047 | 12. 72 |
| 財産形成給付信託 | 1, 022 | 0.00 | 1,036 | 0.00 | 1, 074 | 0.00 |
| 投資信託 | 14, 646, 785 | 54. 58 | 13, 792, 367 | 51.92 | 14, 407, 187 | 53. 94 |
| 金銭信託以外の金銭の信託 | 124, 210 | 0.46 | 270, 176 | 1.02 | 254, 397 | 0.95 |
| 有価証券の信託 | 392, 268 | 1.46 | 229, 922 | 0.86 | 363, 615 | 1. 36 |
| 金銭債権の信託 | 324, 436 | 1. 21 | 314, 969 | 1. 19 | 324, 918 | 1. 22 |
| 土地及びその定着物の信託 | 114, 337 | 0.43 | 123, 938 | 0.47 | 125, 955 | 0.47 |
| 土地及びその定着物の 賃借権の信託 | 2, 940 | 0. 01 | 2, 866 | 0.01 | 2, 892 | 0.01 |
| 包括信託 | 786, 663 | 2. 93 | 780, 410 | 2.94 | 753, 862 | 2.82 |
| 合計 | 26, 836, 851 | 100.00 | 26, 563, 803 | 100.00 | 26, 709, 717 | 100.00 |

- (注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
 - 2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 1,874,688百万円 当中間連結会計期間末 1,668,202百万円 前連結会計年度 1,822,174百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

| 業種別 | 前中間連結会計 (平成21年9月 | | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | | |
|---------------|---------------------|-------------------|----------------------------|--------|--|
| 术(至力) | 貸出金残高(百万円) | 貸出金残高(百万円) 構成比(%) | | 構成比(%) | |
| 製造業 | 416 | 0.39 | 165 | 0.18 | |
| 農業,林業 | _ | _ | _ | _ | |
| 漁業 | _ | _ | _ | _ | |
| 鉱業,採石業,砂利採取業 | _ | _ | _ | _ | |
| 建設業 | 8 | 0.01 | _ | _ | |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | _ | _ | _ | _ | |
| 情報通信業 | _ | _ | _ | _ | |
| 運輸業,郵便業 | 233 | 0. 22 | 52 | 0.06 | |
| 卸売業, 小売業 | 233 | 0. 22 | 159 | 0. 17 | |
| 金融業,保険業 | 25, 505 | 23. 94 | 22, 174 | 24. 27 | |
| 不動産業 | 3, 656 | 3. 43 | 2, 436 | 2. 67 | |
| 物品賃貸業 | _ | _ | _ | _ | |
| 各種サービス業 | 545 | 0. 51 | 196 | 0. 21 | |
| 国,地方公共団体 | _ | _ | _ | _ | |
| その他 | 75, 954 | 71. 28 | 66, 197 | 72.44 | |
| 合計 | 106, 554 | 100.00 | 91, 382 | 100.00 | |

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

| | 前中間連結会計 (平成21年9月 | | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | | |
|-------|---------------------|--------|----------------------------|--------|--|
| | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高(百万円) | 構成比(%) | |
| 住宅ローン | 64, 388 | 60. 42 | 56, 415 | 61. 73 | |

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況 金銭信託

| 科目 | 前中間連結会 (平成21年 9 | | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | | 前連結会計年度 (平成22年3月31日) | |
|---------|--------------------|--------|----------------------------|--------|-------------------------|--------|
| TIH | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) | 金額(百万円) | 構成比(%) |
| 貸出金 | 106, 554 | 22. 27 | 91, 382 | 21. 91 | 98, 679 | 21. 59 |
| 有価証券 | _ | _ | _ | _ | _ | _ |
| その他 | 371, 964 | 77. 73 | 325, 656 | 78. 09 | 358, 307 | 78. 41 |
| 資産計 | 478, 519 | 100.00 | 417, 038 | 100.00 | 456, 986 | 100.00 |
| 元本 | 477, 959 | 99.88 | 416, 618 | 99. 90 | 456, 479 | 99.89 |
| 債権償却準備金 | 321 | 0.07 | 278 | 0.07 | 301 | 0.07 |
| その他 | 238 | 0.05 | 142 | 0.03 | 206 | 0.04 |
| 負債計 | 478, 519 | 100.00 | 417, 038 | 100.00 | 456, 986 | 100.00 |

- (注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。
 - 2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700

百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,488百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金91,382百万円のうち、破綻先債権額は75百万円、延滞債権額は17,128百万

円、3ヵ月以上延滞債権額は60百万円、貸出条件緩和債権額は3,813百万円であ

ります。

また、これらの債権額の合計額は21,078百万円であります。

前連結会計年度 貸出金98,679百万円のうち、破綻先債権額は28百万円、延滞債権額は18,140百万円、3ヵ月以上延滞債権額は232百万円、貸出条件緩和債権額は3,643百万円であ

ります。

また、これらの債権額の合計額は22,044百万円であります。

— 18 —

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約 に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲 げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

| 債権の区分 | 平成21年9月30日 | 平成22年 9 月30日 | |
|-------------------|------------|--------------|--|
| 貝惟の匹力 | 金額(億円) | 金額(億円) | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 1 | 1 | |
| 危険債権 | 195 | 170 | |
| 要管理債権 | 37 | 38 | |
| 正常債権 | 830 | 703 | |

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比4,749億円収入が増加して635億円の収入となりました。これは主として預金、譲渡性預金の増加によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比3,256億円収入が減少して2,758億円の収入となりました。これは主として有価証券の取得による支出が増加したためであります。財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間比2,948億円支出が増加して3,892億円の支出となりました。これは主として自己株式の取得による支出が増加したためであります。これらの結果、現金及び現金同等物は、当第2四半期連結会計期間の期首残高に比べ499億円減少して1兆54億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

<新たな「経営の健全化のための計画」について>

当グループは、「真のリテールバンク」を目指して、平成22年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、「地域運営」、「アライアンス」、「オペレーション改革」に、りそな信託銀行株式会社と株式会社りそな銀行の合併(平成21年4月)により強化した「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱として加え、地域に密着した高度なサービス提供とコスト優位性による競争力を両立する『りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。同時に『りそな』のビジネスモデルを支える「りそな』独自のビジネスモデルを実現してまいります。「信頼度No.1への挑戦」、「個の重視」)に引き続き取組むことで、"スマート"で親しみやすい「真のリテールバンク『りそな』」を目指してまいります。

①事業領域の選択と集中

当グループは、従来から取組んでまいりました「事業領域の選択と集中」(重点地域・重点ビジネス)を更に深化させ、以下の5つの重点戦略に取組んでまいります。また、これらの重点戦略の着実な実行により、当グループの有する総合的な金融機能を有機的に結合し、「クロスセールス」を徹底推進してまいります。

(地域密着リレーションの徹底)

当グループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、地域ごとのマーケット分析により、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施してまいります。

また、地域運営を通じたお客さまとの徹底したリレーションにより、きめ細かな営業活動に取組み、お客さまの満足を超えたサービスをご提供することで、地域シェアの拡大を目指してまいります。

かける

(「リテール×信託」の発揮)

「信託機能の発揮」を差別化戦略の柱と捉え、ますます多様化・高度化するお客さまの経営課題に対して、リテール基盤と信託機能を融合した最適なソリューションをご提供する他社にないビジネスモデルを実践してまいります。

(金融商品・ローン提供力No.1への挑戦)

一人ひとりのお客さまのライフイベントに応じた資金運用や資金調達の多様なニーズに対し、アライアンスを活用した最適な金融商品(保険・投資信託)の提供や、ローンニーズへの対応力の強化により、地域に密着したきめ細かなコンサルティング営業を徹底し、金融商品提供力ならびにローン提供力におけるNo.1を目指してまいります。

(資産承継・事業承継ブランドの確立)

個人のお客さまに対しては遺言信託や遺産整理を切り口とした資産承継、企業オーナーのお客さまに対しては事業承継等、りそな銀行の持つ総合的な信託機能の活用により、お客さま一人ひとりのニーズに対応したきめ細かなプランをご提案してまいります。こうした取組みを通じて、個人のお客さまや企業オーナーのお客さまとのリレーションシップを強化し、資産承継・事業承継分野における『りそな』のブランドを確立してまいります。

(総合力発揮による法人基盤の拡充)

法人のお客さまとのリレーションを強化することにより、経営課題を的確に捉え、『りそな』の総合的な金融機能を活用した最適なソリューションの迅速な提供に努めております。引き続き、お客さまの成長をサポートする経営課題解決型ビジネスの展開により、法人のお客さま数の増加を図ってまいります。

②りそなスタイルの確立

当グループは、「新しい企業文化の創造」、「個の重視」、「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより従来の常識や慣行にとらわれない金融サービス企業としての「りそなスタイルを確立」し、リテールバンクのフロントランナーを目指しております。今後も「りそなスタイルの確立」に向けた取組みを継続して強化することで、リテールビジネスの高コスト性を打破し、コスト優位性による競争力を発揮してまいります。

(新しい企業文化の創造)

当グループは、差別化された業務運営を確立するため、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・ 競争力の向上に向け、オペレーション改革・ペーパーレス事務運営、及びマーケティングの強化に継続 して取組み、新しい企業文化を創造してまいります。

(個の重視)

当グループは、お客さまとのリレーションの向上や、持続的な成長を支える人材の強化に向けた取組みを実施しております。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切にし、リレーションの強化や人材改革に取組んでまいります。

(信頼度No.1への挑戦)

当グループは、"金融サービス企業の基本は「信頼」である"との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.1企業を目指しております。

金融機関のビジネスを支えてくださるのは一人ひとりのお客さまであることを改めて認識し、一人でも多くのお客さまに、『りそな』のサービスに満足していただくことで、永続的に複数のサービスをご利用いただける「りそなファン」の増加を目指してまいります。

<「りそな資本再構築プラン」について>

当グループは、上記の新たな健全化計画の提出を機に、財務基盤を普通株式中心の分かりやすい資本構成に再構築するとともに、公的資金完済への展望を示し、新たな自己資本規制(バーゼルⅢ)を踏まえた将来的な資本の質の確保を実現するための、「りそな資本再構築プラン」(以下「本プラン」)を公表いたしました。その概要は以下のとおりです。

①本プラン策定の背景

当グループは、平成15年の預金保険法による公的資金注入以来、再生に向けた改革に取組み、また、「真のリテールバンク」として飛躍すべく経営努力を積み重ねてまいりました。その間、公的資金の返済原資である剰余金の着実な蓄積に努め、公的資金の返済に向け尽力してまいりましたが、残存する公的資金のうち、預金保険法優先株式が平成22年9月末時点で12,635億円(注入額ベース)に上り、現在も当社グループの資本の中核にあります。

これまで、預金保険法優先株式は、当社グループの再生と成長を支えてまいりましたが、一方でその証券としての特性から、当社の普通株主価値の評価を複雑なものとしてきました。当社グループは、このような複雑さを払拭し、ステークホルダーの皆様から、小口分散化された貸出金、安定した預金調達、リスクを抑えたマーケット運用、充実した店舗ネットワークとサービスなどにより、健全な資産から安定した収益を生み出す、日本で最もユニークな「真のリテールバンク」として更なる信頼を勝ち得るため、本プランを策定したものです。今後、当社グループの資本政策は、「公的資金の返済」から「普通株主価値の向上」に大きく舵を切ってまいります。

②本プランの諸施策・方針

本プランの具体的な諸施策・方針は以下のとおりです。

ア. キャピタル・エクスチェンジ(資本の交換)の実施と追加的な公的資金返済

当社は、預金保険法優先株式の取得・消却(以下「返済」)の原資とするための6,000億円を目処とする公募普通株式発行を実施し、預金保険法優先株式を返済することにより、資本の実質的な交換を行う方針です。なお、公募普通株式発行を実施する場合、発行予定額(6,000億円)を上限として、会社法第447条および第448条に基づき、株式の発行と同時に資本金および資本準備金の額を減少させることにより、預金保険法優先株式の返済原資を確保する予定です。

また、上記に加え、当社剰余金の一部(3,000億円程度)を併せて公的資金の返済原資とすることで、合計で時価総額9,000億円程度の預金保険法優先株式の返済を実施すべく検討・協議を進めてまいります。

なお、上記については、公募普通株式発行がなされること、預金保険法優先株式の返済について関係 当局との間で合意が成立すること等を前提としています。 本プランが実現された場合、①預金保険法優先株式の減少に伴う潜在株式の減少、および②潜在株式の減少による株価純資産倍率 (PBR) や株価収益率 (PER) といった指標における株式評価 (バリュエーション) の収斂が見込まれます。

イ. 増配と中長期的な配当方針

業績が堅調であるとともに、本プランにより預金保険法優先株式の配当負担が減少する見込みであることから、自己資本増強とのバランスを図りつつ普通株主の要請にお応えするため、本プランが実施されることを条件として、増配を検討し、以後安定配当に努める方針です。なお、預金保険法優先株式の完済後、配当性向等の目標水準を含めた配当方針を明確化する予定です。

ウ. 今後の公的資金の返済方針

a. 預金保険法に基づく優先株式 (預金保険法優先株式)

上記ア. 記載の預金保険法優先株式返済実施後は、今後の利益(剰余金)を蓄積し返済する予定です。ただし、具体的な返済時期は、今後の自己資本規制強化等の動向を見極め、柔軟かつ機動的に検討してまいります。

b. 預金保険法に基づく普通株式

預金保険法優先株式の返済を優先したいと考えており、預金保険機構が保有する普通株式に関して は、当面、当社として売出しの申し出は行わない予定です。

c. 早期健全化法に基づく優先株式(丙種および己種優先株式)

仮に、一斉取得(一斉転換)となった場合に交付することとなる普通株式は、既に自己株式として 保有しており、発行済株式数の増加はほとんど生じない見込みです。

エ. 自己資本規制強化(「バーゼルⅢ」)への対応方針

当グループは、国内を中心とした「真のリテールバンク」戦略を徹底するため、当面、自己資本規制に関しては、国内基準(第二基準)の適用を継続します。ただし、健全な資本余力を確保するため、国際統一基準(第一基準)を意識した自己資本運営を行います。なお、国内基準適用行として、現状の海外ネットワークやアライアンス等を通じ、海外での事業を展開するお客様に対し最大限のサービス提供力強化を図ります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

| 会社名 (連結子会社) | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の内容 | 敷地面積 (㎡) | 建物延面積 (㎡) | 完了年月 |
|----------------|------------|---------|----|-------|-------------|--------------|---------|
| | 衆議院支店 | 東京都千代田区 | 新築 | 店舗 | _ | 261 | 平成22年7月 |
| | 参議院支店 | 東京都千代田区 | 新築 | 店舗 | _ | 286 | 平成22年7月 |
| 株式会社りそな銀行 | 上六支店 | 大阪市天王寺区 | 新築 | 店舗 | _ | 742 | 平成22年8月 |
| | 赤門通支店 | 名古屋市中区 | 新築 | 店舗 | _ | 622 | 平成22年9月 |

なお、当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当第2四半期連結会計期間において、第1四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
 - ① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|---------|------------------|
| 普通株式 | 7, 300, 000, 000 |
| 丙種優先株式 | 12, 000, 000 |
| 己種優先株式 | 8,000,000 |
| 第1種優先株式 | 275, 000, 000 |
| 第2種優先株式 | 281, 780, 800 |
| 第3種優先株式 | 275, 000, 000 |
| 第4種優先株式 | 10, 000, 000 |
| 第5種優先株式 | 10, 000, 000 |
| 第6種優先株式 | 10, 000, 000 |
| 第7種優先株式 | 10, 000, 000 |
| 第8種優先株式 | 10, 000, 000 |
| 計 | 8, 201, 780, 800 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成22年11月22日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|--|--|----------------------------------|--|---|
| 普通株式 | 1, 214, 957, 691 | 同左 (注) 1 | 東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) | 完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のな い当会社における標準と なる株式 単元株式数 100株 |
| 丙種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。) | 12, 000, 000 | 同左 (注) 1 | | 単元株式数 100株 (注)2、3、4、5 |
| 己種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。) | 8, 000, 000 | 同左 (注) 1 | ı | 単元株式数 100株 (注) 2 、6, 7, 8 |
| 第1種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。) | 75, 000, 000 | 同左 (注) 1 | - | 単元株式数 100株 議決権あり (注)2、9、10、11 |
| 第2種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。) | 281, 780, 786 | 同左 (注) 1 | I | 単元株式数 100株 議決権あり (注)2、12、13、14 |
| 第3種第一回優先株式 (当該優先株式は行使 価額修正条項付新株予 約権付社債券等であり ます。) | 275, 000, 000 | 同左 (注) 1 | | 単元株式数 100株 議決権あり (注)2、15、16、17 |
| 第4種優先株式 | 2, 520, 000 | 同左 | _ | 単元株式数 100株 (注)2、18 |
| 第5種優先株式 | 4, 000, 000 | 同左 | _ | 単元株式数 100株 (注)2、19 |
| 第6種優先株式 | 3, 000, 000 | 同左 | _ | 単元株式数 100株 (注)2、20 |
| 計 | 1, 876, 258, 477 | 同左 (注) 1 | _ | - |

- (注) 1 「提出日現在発行数」には、平成22年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。
 - 2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優 先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、 第5種優先株式および第6種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません(ただし、 無配となった場合には議決権を有する)。

「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

- 3 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 普通株式の株価の下落により、丙種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、丙種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である1,667円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することもありません。なお、後記5(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成27年1月1日までの毎年1月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

1,667円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 35,992,801株(平成22年10月31日現在における丙種第一回優先株式の発行済株式総数12,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.96%)
- (4) 当会社の決定により、丙種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 4 丙種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 丙種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての丙種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 5 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 丙種優先配当金
 - ① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1 株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は1,667円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価 (以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式 1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京 証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 6 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
- (1) 普通株式の株価の下落により、己種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、己種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。ただし、提出日現在の引換価額は、下記(3)に記載の下限引換価額である3,597円であるため、以後下記(2)の定めにより引換価額が修正されることはなく、取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加することもありません。なお、後記8(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
- (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成26年7月1日までの毎年7月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

3,597円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 27,800,945株 (平成22年10月31日現在における己種第一回優先株式の発行済株式総数8,000,000株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の2.28%)
- (4) 当会社の決定により、己種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 7 己種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 己種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての己種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 8 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 己種優先配当金
 - ① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準 日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は3,597円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価 (以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する 場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合に は引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式 1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京 証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 9 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 普通株式の株価の下落により、第1種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第1種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記11(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成18年8月1日以降毎年8月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

280円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 535,714,285株 (平成22年10月31日現在における第1種第一回優先株式の発行済株式総数75,000,000株 に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の44.09%)
- (4) 当会社の決定により、第1種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 10 第1種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 第1種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第1種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 11 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第1種優先配当金
 - ① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき 2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,103円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 12 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 普通株式の株価の下落により、第2種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第2種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記14(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成20年11月1日以降毎年11月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

200円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 2,817,807,860株(平成22年10月31日現在における第2種第一回優先株式の発行済株式総数281,780,786 株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の231.92%)
- (4) 当会社の決定により、第2種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 13 第2種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 第2種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第2種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
- 14 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第2種優先配当金
 - ① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき 2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。 (3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は811円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権 無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 15 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。
 - (1) 普通株式の株価の下落により、第3種第一回優先株式の引換価額が下方に修正された場合に、第3種第一回優先株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の数が修正前と比べて増加する定めがあります。なお、後記17(4)④に記載のとおり、当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合その他一定の場合には、引換価額について所定の調整が行われることがあります。
 - (2) 引換価額の修正の基準および頻度
 - ① 修正の基準

引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通 株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)

② 修正の頻度

1年に1度(平成23年5月1日以降毎年5月1日)

- (3) 引換価額の下限および取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限
 - ① 引換価額の下限

170円

- ② 取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限 3,235,294,117株 (平成22年10月31日現在における第3種第一回優先株式の発行済株式総数275,000,000 株に基づき算定。同日の普通株式の発行済株式総数の266.28%)
- (4) 当会社の決定により、第3種第一回優先株式の全額の繰上償還または全部の取得を可能とする旨の条項はありません。
- 16 第3種第一回優先株式に係る行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。
 - (1) 第3種第一回優先株式に係る取得請求権の行使に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。
 - (2) 当会社の株券の売買に関する事項についての第3種第一回優先株式の所有者との間の取決めはありません。

- 17 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第3種優先配当金
 - ① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第3種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき 2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

- (4) 取得請求権
 - ① 取得を請求し得べき期間

平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,117円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が170円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する 場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合に は引換価額を調整する。

(5) 取得条項

該当ありません。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(8) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権 無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

- 18 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第4種優先配当金
 - ① 第4種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を 支払う。

配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第4種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき 25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

- 19 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第5種優先配当金
 - ① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を 支払う。

配当年率は年3.675%(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき 25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

- 20 第6種優先株式の内容は次のとおりであります。
 - (1) 第6種優先配当金
 - ① 第6種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第6種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第6種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該第6種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第6種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年4.95%(払込金相当額25,000円に対し1,237円50銭)とする。ただし、平成23年3月31日終了の事業年度中に支払う第6種優先配当金の額は、払込金額25,000円に対し386円51銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第6種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第6種優先配当金の額に 達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第6種優先株主に対しては、第6種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第6種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第6種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第6種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第6種優先株式1株につき 25,000円を支払う。第6種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第 5種優先株式および第6種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第6種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および 第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成28年12月8日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第6種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第6種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第6種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第6種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第6種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第6種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第6種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第53条の規定が効力を有しない場合において第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第6種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第6種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

丙種第一回優先株式

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | _ | _ |

己種第一回優先株式

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | _ | _ |

第1種第一回優先株式

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | _ | _ |

第2種第一回優先株式

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | _ | _ |

第3種第一回優先株式

| | 第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで) | 第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで) |
|---|--|--|
| 当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | _ | _ |
| 当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円) | _ | _ |

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|----------------|------------------------|-----------------------|--------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年8月31日 (注) | △200, 000 | 1, 876, 258 | _ | 327, 201 | | 327, 201 |

⁽注) 自己株式 (第1種第一回優先株式200,000千株) の消却

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|--|---|------------------|--------------------------------|
| 預金保険機構 | 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 | 1, 135, 043, 286 | 60. 49 |
| 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 | 59, 241, 900 | 3. 15 |
| CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA | 91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE | 40, 804, 500 | 2. 17 |
| 株式会社整理回収機構 | 東京都中野区本町2丁目46番1号 | 20, 000, 000 | 1.06 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 14, 388, 600 | 0.76 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 12, 890, 200 | 0.68 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 8, 963, 300 | 0. 47 |
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目9番1号 | 7, 904, 900 | 0.42 |
| 日本生命保険相互会社 | 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 | 7, 488, 195 | 0.39 |
| SOCIETE GENERALE PARIS OMNIBUS BS SGSNP | 17 COURS VALMY 92987 PARIS-LA DEFENSE CEDEX FRANCE | 6, 664, 460 | 0.35 |
| 計 | _ | 1, 313, 389, 341 | 70.00 |

- (注) 1 上記のほか、当会社が保有している自己株式が64,173,651株 (3.42%) あります。
 - 2 預金保険機構ほか3名から平成22年9月7日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成22年8月31日現在で1,142,820,186株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合60.90%)を保有している旨が記載されておりますが、当会社としては、平成22年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有議決権数 (個) | 総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%) |
|--|---|---------------|---------------------------------|
| 預金保険機構 | 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 | 11, 350, 432 | 63.71 |
| 第一生命保険株式会社 | 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 | 552, 419 | 3. 10 |
| CACEIS BANK / CREDIT AGRICOLE SA | 91 93 BD PASTEUR 75015 PARIS FRANCE | 408, 045 | 2. 29 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 143, 886 | 0.80 |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目11番3号 | 128, 902 | 0.72 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4) | 東京都中央区晴海1丁目8番11号 | 89, 633 | 0.50 |
| 野村ホールディングス株式会社 | 東京都中央区日本橋1丁目9番1号 | 79, 049 | 0.44 |
| SOCIETE GENERALE PARIS OMNIBUS BS SGSNP | 17 COURS VALMY 92987 PARIS-LA DEFENSE CEDEX FRANCE | 66, 644 | 0.37 |
| THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT | AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN. 1040 BRUSSELS. BELGIUM | 65, 630 | 0.36 |
| BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD | TAUNUSANLAGE 12.60262 FRANKFURT. GERMANY | 60, 451 | 0.33 |
| 計 | _ | 12, 945, 091 | 72.66 |

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|---|---|---|
| 無議決権株式 | 丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第6種優先株式 3,000,000 | _ | 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | _ | _ | _ |
| 議決権制限株式(その他) | _ | _ | _ |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 64,173,600 (相互保有株式) 普通株式 4,000 | _ | _ |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,149,701,100 第1種第一回優先株式 75,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000 | 普通株式 11,497,011 第1種第一回優先株式 750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000 | 各種類の株式の内容 は「1 株式等の状 況」の「(1) 株式の 総数等」に記載して おります。 (注) 1 (注) 2 |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,078,991 第2種第一回優先株式 86 | _ | (注) 3 |
| 発行済株式総数 | 1, 876, 258, 477 | _ | _ |
| 総株主の議決権 | _ | 17, 814, 818 | _ |

- (注) 1 上記の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式6,500株 (議決権65個)が含まれております。
 - 2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100 株 (議決権1個) あります
 - 株 (議決権1個) あります。 なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式に含めております。
 - 3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式51株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有 株式数(株) | 他人名義所有 株式数(株) | 所有株式数の 合計(株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|---------------------|----------------------|---------------|------------------|-----------------|--------------------------------|
| (自己保有株式) | | | | | |
| 株式会社りそな ホールディングス | 東京都江東区木場一丁目5番65号 | 64, 173, 600 | _ | 64, 173, 600 | 5. 28 |
| (相互保有株式) | | | | | |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区備後町 2丁目2番1号 | 4, 000 | _ | 4,000 | 0.00 |
| 計 | _ | 64, 177, 600 | _ | 64, 177, 600 | 5. 28 |

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100 株 (議決権1個) あります。
 - 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

| 月別 | 平成22年 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
|-------|-------------|--------|--------|--------|-----|-----|
| 最高(円) | 1, 255 | 1, 215 | 1, 187 | 1, 113 | 950 | 877 |
| 最低(円) | 1, 149 | 1, 046 | 1, 046 | 925 | 829 | 741 |

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 優先株式

当社優先株式は、金融商品取引所に上場されておりません。 また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11 年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵 省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等 規則に基づき作成し、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)は、改正後の中 間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)及び当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】 (1)【中間連結貸借対照表】

| | | | (単位・日ガ円) |
|--------------|--|--|--|
| | 前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
| 資産の部 | | | |
| 現金預け金 | % 8 1, 276, 418 | % 8 1, 348, 480 | % 8 1, 607, 691 |
| コールローン及び買入手形 | 696, 299 | 734, 264 | 872, 442 |
| 債券貸借取引支払保証金 | _ | _ | 56, 541 |
| 買入金銭債権 | 360, 157 | 437,000 | 419, 212 |
| 特定取引資産 | * 8 521, 863 | * 8 602, 660 | * 8 522, 796 |
| 有価証券 | %1, %2, %8, %15 8, 472, 000 | %1, %2, %8, %15 9, 150, 157 | %1, %2, %8, %15 8, 915, 317 |
| 貸出金 | %3, %4, %5, %6, %7, %8, %9 26, 210, 194 | %3, %4, %5, %6, %7, %8, %9 25, 776, 877 | %3, %4, %5, %6, %7, %8, %9 26, 263, 548 |
| 外国為替 | % 7 59, 564 | % 7 63, 990 | % 7 61, 269 |
| その他資産 | % 8 1, 204, 802 | * 8 1, 532, 653 | % 8 1, 086, 792 |
| 有形固定資産 | *10, *11 323, 161 | % 10, % 11 319, 596 | % 10, % 11, % 12 322, 297 |
| 無形固定資産 | 56, 318 | 47,631 | 50, 467 |
| 繰延税金資産 | 282, 099 | 198, 861 | 247, 379 |
| 支払承諾見返 | 806, 794 | 722, 301 | 760, 305 |
| 貸倒引当金 | △464, 064 | △428, 980 | △439, 604 |
| 投資損失引当金 | _ | △1,851 | $\triangle 2,925$ |
| 資産の部合計 | 39, 805, 611 | 40, 503, 644 | 40, 743, 531 |
| | | | |

| | | | (単位・日ガ円) |
|--------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------|
| | 前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
| 負債の部 | | | |
| 預金 | * 8 31, 684, 972 | * 8 32, 573, 611 | * 8 32, 955, 610 |
| 譲渡性預金 | 805, 800 | 1, 483, 610 | 1, 119, 590 |
| コールマネー及び売渡手形 | ⁸ 8 601, 351 | 176, 767 | 393, 243 |
| 売現先勘定 | % 8 121, 974 | % 8 24, 998 | % 8 132, 976 |
| 債券貸借取引受入担保金 | % 8 86, 091 | % 8 10,007 | * 8 55, 933 |
| 特定取引負債 | 160, 554 | 247, 966 | 154, 402 |
| 借用金 | % 8, % 13 980, 068 | % 8, % 13 905, 126 | % 8, % 13 623, 620 |
| 外国為替 | 3, 103 | 1,806 | 3, 085 |
| 社債 | % 14 862, 354 | *14 705, 521 | % 14 850, 264 |
| 信託勘定借 | 393, 595 | 345, 085 | 376, 687 |
| その他負債 | * 8 1, 080, 687 | % 8 1, 365, 687 | % 8 964, 944 |
| 賞与引当金 | 7, 550 | 8, 067 | 12, 412 |
| 退職給付引当金 | 8, 368 | 11,055 | 9, 821 |
| その他の引当金 | 28, 556 | 34, 759 | 28, 999 |
| 繰延税金負債 | 31 | 8 | 24 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | % 10 30, 039 | *10 28,675 | ※ 10 29, 709 |
| 支払承諾 | 806, 794 | 722, 301 | 760, 305 |
| 負債の部合計 | 37, 661, 894 | 38, 645, 057 | 38, 471, 633 |
| 純資産の部 | | | |
| 資本金 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 資本剰余金 | 325, 709 | 223, 810 | 400, 709 |
| 利益剰余金 | 1, 325, 000 | 1, 161, 726 | 1, 372, 119 |
| 自己株式 | △86, 834 | △86, 846 | △86, 840 |
| 株主資本合計 | 1, 891, 076 | 1, 625, 892 | 2, 013, 189 |
| その他有価証券評価差額金 | 84, 284 | 60, 151 | 83, 129 |
| 繰延ヘッジ損益 | 15, 129 | 26, 913 | 13, 789 |
| 土地再評価差額金 | % 10 40, 754 | % 10 38, 626 | ※ 10 40, 271 |
| 為替換算調整勘定 | △4, 042 | △4, 082 | △3, 807 |
| 評価・換算差額等合計 | 136, 126 | 121, 608 | 133, 382 |
| 少数株主持分 | 116, 513 | 111, 085 | 125, 326 |
| 純資産の部合計 | 2, 143, 716 | 1, 858, 586 | 2, 271, 897 |
| 負債及び純資産の部合計 | 39, 805, 611 | 40, 503, 644 | 40, 743, 531 |
| | | | |

| | | | (単位:日万円) |
|----------------|--|--|--|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 経常収益 | 461, 335 | 460, 402 | 875, 130 |
| 資金運用収益 | 301, 879 | 278, 838 | 588, 792 |
| (うち貸出金利息) | 261, 138 | 238, 318 | 509, 771 |
| (うち有価証券利息配当金) | 27, 269 | 28, 456 | 55, 104 |
| 信託報酬 | 14, 467 | 13, 252 | 28, 727 |
| 役務取引等収益 | 80, 635 | 84, 628 | 165, 671 |
| 特定取引収益 | 27, 263 | 25, 678 | 26, 526 |
| その他業務収益 | 20, 191 | 36, 899 | 39, 747 |
| その他経常収益 | % 1 16, 897 | ※ 1 21, 104 | % 1 25, 664 |
| 経常費用 | 385, 556 | 345, 609 | 722, 815 |
| 資金調達費用 | 47, 111 | 35, 477 | 89, 292 |
| (うち預金利息) | 28, 171 | 21, 188 | 52, 865 |
| 役務取引等費用 | 23, 431 | 24, 370 | 49, 270 |
| 特定取引費用 | 651 | 134 | 196 |
| その他業務費用 | 26, 310 | 34, 597 | 32, 306 |
| 営業経費 | 194, 357 | 184, 078 | 387, 502 |
| その他経常費用 | * 2 93, 693 | * 2 66, 951 | ^{*2} 164, 245 |
| 経常利益 | 75, 779 | 114, 793 | 152, 314 |
| 特別利益 | 16, 450 | 17, 055 | 28, 719 |
| 固定資産処分益 | 0 | 829 | 76 |
| 償却債権取立益 | 11,772 | 16, 225 | 23, 974 |
| その他の特別利益 | * 3 4, 678 | _ | % 3 4, 667 |
| 特別損失 | 3, 155 | 1, 912 | 4, 976 |
| 固定資産処分損 | 626 | 687 | 1, 339 |
| 減損損失 | 2, 529 | 629 | 3, 636 |
| その他の特別損失 | | ※ 4 595 | _ |
| 税金等調整前中間純利益 | 89, 074 | 129, 936 | 176, 057 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 7, 456 | 4, 984 | 11, 954 |
| 法人税等調整額 | △5, 044 | 40, 705 | 27, 774 |
| 法人税等合計 | 2, 412 | 45, 689 | 39, 728 |
| 少数株主損益調整前中間純利益 | , | 84, 246 | <u> </u> |
| 少数株主利益 | 1, 068 | 2, 468 | 4, 098 |
| 中間純利益 | 85, 593 | 81, 778 | 132, 230 |

| | | | (平区・日万日) |
|------------------|--|--|---|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | | _ | _ |
| 当中間期末残高 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 493, 309 | 400, 709 | 493, 309 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 自己株式の処分 | 0 | △0 | ∆0 |
| 自己株式の消却 | △271, 250 | △425, 720 | △271, 250 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 248, 821 | |
| 当中間期変動額合計 | △167, 599 | △176, 898 | △92, 600 |
| 当中間期末残高 | 325, 709 | 223, 810 | 400, 709 |
| 利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 1, 287, 467 | 1, 372, 119 | 1, 287, 467 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 85, 593 | 81, 778 | 132, 230 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 958 | 1, 645 | 1, 440 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | △248, 821 | |
| 当中間期変動額合計 | 37, 533 | △210, 392 | 84, 652 |
| 当中間期末残高 | 1, 325, 000 | 1, 161, 726 | 1, 372, 119 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | △86, 795 | △86, 840 | △86, 795 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | △271, 294 | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の処分 | 5 | 0 | 6 |
| 自己株式の消却 | 271, 250 | 425, 720 | 271, 250 |
| 当中間期変動額合計 | | △5 | △45 |
| 当中間期末残高 | △86, 834 | △86, 846 | △86, 840 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 2, 021, 182 | 2, 013, 189 | 2, 021, 182 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 85, 593 | 81, 778 | 132, 230 |
| 自己株式の取得 | △271, 294 | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の処分 | 5 | 0 | 6 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 958 | 1,645 | 1, 440 |
| 当中間期変動額合計 | △130, 106 | △387, 296 | △7, 993 |
| 当中間期末残高 | 1,891,076 | 1, 625, 892 | 2, 013, 189 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | △32, 345 | 83, 129 | △32, 345 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 116, 630 | △22, 978 | 115, 475 |
| 当中間期変動額合計 | 116, 630 | $\triangle 22,978$ | 115, 475 |
| 当中間期末残高 | 84, 284 | 60, 151 | 83, 129 |
| 繰延ヘッジ損益 | | | |
| 前期末残高 | 21, 976 | 13, 789 | 21, 976 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △6, 846 | 13, 124 | △8, 187 |
| 当中間期変動額合計 | △6, 846 | 13, 124 | △8, 187 |
| 当中間期末残高 | 15, 129 | 26, 913 | 13, 789 |
| 土地再評価差額金 | | | |
| 前期末残高 | 41,712 | 40, 271 | 41,712 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △958 | △1, 645 | △1, 440 |
| 当中間期変動額合計 | △958 | △1,645 | △1,440 |
| 当中間期末残高 | 40, 754 | 38, 626 | 40, 271 |
| 為替換算調整勘定 | | | |
| 前期末残高 | △4, 363 | △3, 807 | △4, 363 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 320 | △274 | 555 |
| 当中間期変動額合計 | 320 | △274 | 555 |
| 当中間期末残高 | △4, 042 | △4, 082 | △3,807 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 前期末残高 | 26, 980 | 133, 382 | 26, 980 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 109, 145 | △11,774 | 106, 402 |
| 当中間期変動額合計 | 109, 145 | △11,774 | 106, 402 |
| 当中間期末残高 | 136, 126 | 121, 608 | 133, 382 |
| 少数株主持分 | | | |
| 前期末残高 | 129, 921 | 125, 326 | 129, 921 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | △13, 408 | △14, 240 | △4, 595 |
| 当中間期変動額合計 | △13, 408 | △14, 240 | △4, 595 |
| 当中間期末残高 | 116, 513 | 111, 085 | 125, 326 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------|--|--|---|
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 2, 178, 084 | 2, 271, 897 | 2, 178, 084 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 85, 593 | 81, 778 | 132, 230 |
| 自己株式の取得 | △271, 294 | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の処分 | 5 | 0 | 6 |
| 土地再評価差額金の取崩 | 958 | 1,645 | 1, 440 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | 95, 737 | △26, 014 | 101, 806 |
| 当中間期変動額合計 | △34, 368 | △413, 310 | 93, 813 |
| 当中間期末残高 | 2, 143, 716 | 1, 858, 586 | 2, 271, 897 |
| | | | |

| | | | (十四, 日271 |
|-------------------------|--|--|---|
| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税金等調整前中間純利益 | 89, 074 | 129, 936 | 176, 05 |
| 減価償却費 | 11,890 | 12, 252 | 24, 23 |
| 減損損失 | 2, 529 | 629 | 3, 63 |
| のれん償却額 | 3, 621 | _ | 7, 24 |
| 持分法による投資損益(△は益) | 244 | △214 | △9 |
| 貸倒引当金の増減 (△) | 23, 097 | △10, 624 | △1, 36 |
| 投資損失引当金の増減額 (△は減少) | _ | △1,074 | 2, 92 |
| 賞与引当金の増減額 (△は減少) | △4, 853 | △4, 345 | ; |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 1,661 | 1, 233 | 3, 11 |
| 資金運用収益 | △301, 879 | △278, 838 | △588, 79 |
| 資金調達費用 | 47, 111 | 35, 477 | 89, 29 |
| 有価証券関係損益(△) | △14, 637 | △19, 952 | △19, 19 |
| 為替差損益(△は益) | △39, 847 | △53, 544 | △55,00 |
| 固定資産処分損益(△は益) | 626 | △141 | 1, 26 |
| 特定取引資産の純増(△)減 | △2, 296 | △79, 863 | $\triangle 3,22$ |
| 特定取引負債の純増減 (△) | 38, 349 | 93, 564 | 32, 19 |
| 貸出金の純増(△)減 | 299, 060 | 486, 670 | 245, 70 |
| 預金の純増減 (△) | △422, 825 | △381, 998 | 847, 81 |
| 譲渡性預金の純増減 (△) | 223, 760 | 364, 020 | 537, 55 |
| 借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△) | 332, 560 | 284, 505 | △23, 88 |
| 預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減 | △64, 779 | △20, 751 | △29, 27 |
| コールローン等の純増(△)減 | 5, 573 | 120, 389 | $\triangle 229,62$ |
| 債券貸借取引支払保証金の純増(△)減 | 245, 111 | 56, 541 | 188, 57 |
| コールマネー等の純増減 (△) | △403, 920 | △324, 453 | △601, 02 |
| 債券貸借取引受入担保金の純増減 (△) | 6, 477 | △45, 926 | △23, 68 |
| 外国為替(資産)の純増(△)減 | 19, 023 | $\triangle 2,720$ | 17, 31 |
| 外国為替 (負債) の純増減 (△) | 555 | △1, 279 | 53 |
| 普通社債発行及び償還による増減 (△) | △49, 737 | △30, 016 | △109, 63 |
| 信託勘定借の純増減 (△) | 47, 717 | △31, 602 | 30, 81 |
| 資金運用による収入 | 311, 437 | 286, 414 | 601, 66 |
| 資金調達による支出 | △53, 828 | △44, 825 | △90, 52 |
| その他 | △72, 008 | △6, 956 | △32, 91 |
| 小計 | 278, 869 | 532, 505 | 1,001,70 |
| 法人税等の支払額又は還付額(△は支払) | 29, 416 | △4, 737 | 22, 78 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 308, 285 | 527, 767 | 1, 024, 48 |

| (自 - | 『間連結会計期間 平成21年4月1日 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------------|--------------------------------------|--|---|
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 有価証券の取得による支出 | $\triangle 17,755,566$ | $\triangle 21,846,659$ | △36, 550, 181 |
| 有価証券の売却による収入 | 14, 757, 466 | 19, 567, 188 | 30, 653, 401 |
| 有価証券の償還による収入 | 2, 628, 940 | 2, 046, 549 | 5, 056, 145 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △4, 240 | △4, 716 | △10, 932 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 0 | 2, 856 | 574 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △5, 336 | △970 | △7, 115 |
| 無形固定資産の売却による収入 | _ | _ | 45 |
| その他 | _ | △81 | _ |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △378, 735 | △235, 833 | △858, 062 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 劣後特約付借入れによる収入 | 5,000 | 1,000 | 11,000 |
| 劣後特約付借入金の返済による支出 | △5,000 | △4,000 | △11,000 |
| 劣後特約付社債の発行による収入 | 140, 558 | 39, 810 | 200, 747 |
| 劣後特約付社債の償還による支出 | △45, 309 | △137, 550 | △50, 320 |
| 株式の発行による収入 | 103, 123 | _ | 177, 852 |
| 配当金の支払額 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △300 | △369 | △313 |
| 自己株式の取得による支出 | △271, 294 | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の売却による収入 | 5 | 0 | 6 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △122, 236 | △571,829 | 7, 651 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | △8 | △68 | 2 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △192, 694 | △279, 963 | 174, 080 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 1, 111, 291 | 1, 285, 371 | 1, 111, 291 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | % 1 918, 596 | % 1 1, 005, 408 | *1 1, 285, 371 |

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|----------|--|--|--|
| 1 | 連結の範囲に関す | (1) 連結子会社 18社 | (1) 連結子会社 17社 | (1) 連結子会社 18社 |
| | る事項 | 主要な会社名 | 主要な会社名 | 主要な連結子会社名 |
| | | 株式会社りそな銀行 | 株式会社りそな銀行 | は、「第1 企業の概 |
| | | 株式会社埼玉りそな | 株式会社埼玉りそな | 況 4 関係会社の状 |
| | | 銀行 | 銀行 | 況」に記載しているた |
| | | 株式会社近畿大阪銀 | 株式会社近畿大阪銀 | め省略しました。 |
| | | 行 | 行 | なお、りそな信託銀行 |
| | | りそな信託銀行株式会 | りそなビジネスサービ | 株式会社は、平成21年 |
| | | 社は、平成21年4月1 | ス株式会社は、平成22 | 4月1日付で連結子会 |
| | | 日付で連結子会社であ | 年4月1日付で当社連 | 社である株式会社りそ |
| | | る株式会社りそな銀行 | 結子会社であるりそな | な銀行と合併いたしま |
| | | と合併いたしました。 | 人事サポート株式会社 | した。 |
| | | | と合併いたしました。 | (会計方針の変更) |
| | | | なお、合併後のりそな | 当連結会計年度から |
| | | | 人事サポート株式会社 | 「連結財務諸表におけ |
| | | | は、同日付で、商号を | る子会社及び関連会社 |
| | | | りそなビジネスサービ | の範囲の決定に関する |
| | | | ス株式会社に変更して | 適用指針」(企業会計 |
| | | | おります。 | 基準適用指針第22号平 |
| | | | | 成20年5月13日公表 |
| | | | | 分)を適用しておりま |
| | | | | す。 |
| | | | | これによる影響はあり |
| | | (2) 非連結子会社 | (9) 北海供了会社 | ません。 (2) 非連結子会社 |
| | | 主要な会社名 | (2)非連結子会社 主要な会社名 | 主要な会社名 |
| | | Asahi Servicos e | Asahi Servicos e | Asahi Servicos e |
| | | Representacoes | Representacoes | Representacoes |
| | | Ltda. | Ltda. | Ltda. |
| | | 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間 | 非連結子会社は、その 資産、経常収益、中間 | 非連結子会社は、その 資産、経常収益、当期 |
| | | 純損益(持分に見合う | 純損益(持分に見合う | 純損益(持分に見合う |
| | | 額)、利益剰余金(持分 | 額)、利益剰余金(持分 | 額)、利益剰余金(持分 |
| | | に見合う額)及び繰延 | に見合う額)及び繰延 | に見合う額)及び繰延 |
| | | ヘッジ損益(持分に見 | ヘッジ損益(持分に見 | ヘッジ損益(持分に見 |
| | | 合う額)等からみて、 | 合う額)等からみて、 | 合う額)等からみて、 |
| | | 連結の範囲から除いて も企業集団の財政状態 | 連結の範囲から除いて も企業集団の財政状態 | 連結の範囲から除いて も企業集団の財政状態 |
| | | る企業集団の財政状態 及び経営成績に関する | も企業集団の財政状態 及び経営成績に関する | も |
| | | 合理的な判断を妨げな | 合理的な判断を妨げな | 人の経営成績に関する 合理的な判断を妨げな |
| | | い程度に重要性が乏し | い程度に重要性が乏し | い程度に重要性が乏し |
| | | いため、連結の範囲か | いため、連結の範囲か | いため、連結の範囲か |
| | | ら除外しております。 | ら除外しております。 | ら除外しております。 |

| | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|--------------------|---|---|---|
| | (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| | 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| 2 持分法の適用に関 する事項 | (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。(2) 持分法適用の関連会社2 社 | (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。(2) 持分法適用の関連会社2 社 | (1) 持分法適用の非連結子会社はありません。(2) 持分法適用の関連会社2 社 |
| | 2 任 | 2 任 | 2 代 |
| | 主要な会社名 | 主要な会社名 | 主要な会社名 |
| | 日本トラスティ・サ | 日本トラスティ・サ | 日本トラスティ・サ |
| | ービス信託銀行株式 | ービス信託銀行株式 | ービス信託銀行株式 |
| | 会社 | 会社 | 会社 |
| | (3) 持分法非適用の非連結 | (3) 持分法非適用の非連結 | (3) 持分法非適用の非連結 |
| | 子会社 | 子会社 | 子会社 |
| | 主要な会社名 | 主要な会社名 | 主要な会社名 |
| | Asahi Servicos e | Asahi Servicos e | Asahi Servicos e |
| | Representacoes | Representacoes | Representacoes |
| | Ltda. | Ltda. | Ltda. |
| | (4) 持分法非適用の関連会 | (4) 持分法非適用の関連会 | (4) 持分法非適用の関連会 |
| | 社 | 社 | 社 |
| | 主要な会社名 | 主要な会社名 | 主要な会社名 |
| | アライズ・キャピタ | アライズ・キャピタ | アライズ・キャピタ |
| | ル・パートナーズ株 | ル・パートナーズ株 | ル・パートナーズ株 |
| | 式会社 | 式会社 | 式会社 |
| | 持分法非適用の非連結 | 持分法非適用の非連結 | 持分法非適用の非連結 |
| | 子会社及び関連会社 | 子会社及び関連会社 | 子会社及び関連会社 |
| | は、中間純損益(持分 | は、中間純損益(持分 | は、当期純損益(持分 |
| | に見合う額)、利益剰 | に見合う額)、利益剰 | に見合う額)、利益剰 |
| | 余金(持分に見合う額) | 余金(持分に見合う額) | 余金(持分に見合う額) |
| | 及び繰延ヘッジ損益 | 及び繰延ヘッジ損益 | 及び繰延ヘッジ損益 |
| | (持分に見合う額)等か | (持分に見合う額)等か | (持分に見合う額)等か |
| | らみて、持分法の対象 | らみて、持分法の対象 | らみて、持分法の対象 |
| | から除いても中間連結 | から除いても中間連結 | から除いても連結財務 |
| | 財務諸表に重要な影響 | 財務諸表に重要な影響 | 諸表に重要な影響を与 |
| | を与えないため、持分 法の対象から除いてお ります。 | を与えないため、持分 法の対象から除いております。 | えないため、持分法の 対象から除いております。 |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|------------------------|---|---|--|
| | 生 (5) 権の分算る他と該 (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | (5) 他の分の20以上、100分の50以上、100分の50以上、100分の50以上、100分の50以自己で有らりである。 にもかい できない から はない から はない から はない ない はん はい | (5) 他の分の20以上、100分の50以上、100分の50以上、100分の50以上で有有であるにおいかいのではいいからであるにも、100分の下でがいか等のではいいが等のでは、100分の下でがいかである。 は、100分の下でがいかができる。 は、100分の下でがいる。 は、100分の下でができる。 は、100分の下でができる。 は、100分の下でができる。 は、100分ので |
| 3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項 | (1) 連結子会社の中間決算 日は次のよりであります。 6月末日 4社 9月末日 14社 (2) 上記の連結子の いては、それぞれまり は、それぞ諸より は、それぞ諸より は、世間連結してより連結してより連結してより は、中間連結決算日ととの間に生じた重要な明に でいては必要な 行っております。 | (1) 連結子会社の中間決算 日は次のとおりであり ます。 6月末日 4社 9月末日 13社 (2) 同左 | (1) 連結子会社の決算日は 次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 14社 (2) 上記の連結子会れの決 算日の財務諸表はいては、それぞれの財務諸表はの財務諸表す。 連結決算日と上記の時間に生いでする。 連結決算の間に生いて重要な取引についております。 |

| | 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|------------|---------------|---------------|---------------|
| | | (自 平成22年4月1日 | |
| | 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| 4 開示対象特別目的 | 当社の連結子会社であ | | 当社の連結子会社であ |
| 会社に関する事項 | る株式会社りそな銀行 | | る株式会社りそな銀行 |
| | では、住宅ローン債権 | | では、住宅ローン債権 |
| | に係る信用リスクの削 | | に係る信用リスクの削 |
| | 減などを目的として、 | | 減などを目的として、 |
| | 過去に特別目的会社を | | 過去に特別目的会社を |
| | 利用して住宅ローン債 | | 利用して住宅ローン債 |
| | 権の流動化を実施いた | | 権の流動化を実施いた |
| | しました。特別目的会 | | しましたが、当連結会 |
| | 社は、英国領ケイマン | | 計年度において、住宅 |
| | 諸島に設立された会社 | | ローン債権譲渡契約に |
| | です。当該流動化にお | | 定めるクリーンアップ |
| | いて、株式会社りそな | | を行使したことに伴 |
| | 銀行は、住宅ローン債 | | い、当該特別目的会社 |
| | 権を特別目的会社に譲 | | は清算されました。 |
| | 渡し、特別目的会社は | | |
| | 譲受けた債権を裏付け | | |
| | に社債を発行して調達 | | |
| | した資金をローン債権 | | |
| | の購入代金として同社 | | |
| | に引渡しております。 | | |
| | 当中間連結会計期間末 | | |
| | における開示対象特別 | | |
| | 目的会社は1社で、当 | | |
| | 該特別目的会社の直近 | | |
| | の決算日における資産 | | |
| | 総額は3,437百万円、 | | |
| | 負債総額は3,453百万 | | |
| | 円であります。なお、 | | |
| | 当該特別目的会社につ | | |
| | いて、当社グループで | | |
| | は議決権のある株式等 | | |
| | は有しておらず、役員 | | |
| | や従業員の派遣もあり | | |
| | ません。 | | |
| | 当中間連結会計期間に | | |
| | おける特別目的会社と | | |
| | の取引金額等は以下の | | |
| | 通りであります。 | | |
| | なお、当中間連結会計 | | |
| | 期間末で住宅ローン債 | | |
| | 権譲渡契約に定めるク | | |
| | リーンアップを行使し | | |
| | たことにより譲渡資産 | | |
| | としての住宅ローン債 | | |
| | 権の残高はありませ | | |
| | ん。 | | |
| | ,,, | | |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|----------------|--|--|--|
| | 当中間連結 会計期間末 残高 | | |
| | 譲渡資産 (住宅ロー —百万円 ン債権) 譲渡資産に | | |
| | 係る劣後債 権 2,258百万円 | | |
| | (注)信託報酬、分配 益及び事務委任手数料 | | |
| | などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。 | | |
| 5 会計処理基準に関 | (1) 特定取引資産・負債の | (1) 特定取引資産・負債の | (1) 特定取引資産・負債の |
| する事項 | 評価基準及び収益・費 | 評価基準及び収益・費 | 評価基準及び収益・費 |
| | 用の計上基準 | 用の計上基準 | 用の計上基準 |
| | 金利、通貨の価格、金 | | 金利、通貨の価格、金 |
| | 融商品市場における相 | 同左 | 融商品市場における相 |
| | 場その他の指標に係る | | 場その他の指標に係る |
| | 短期的な変動、市場間の投資を表現の表現 | | 短期的な変動、市場間 |
| | の格差等を利用して利益を得る等の目的(以 | | の格差等を利用して利 益を得る等の目的(以 |
| | 盆を得る寺の目的(以 下「特定取引目的」) | | 金を侍る寺の自的(以 下「特定取引目的」と |
| | の取引については、取 | | いう。)の取引につい |
| | 引の約定時点を基準と | | ては、取引の約定時点 |
| | し、中間連結貸借対照 | | を基準とし、連結貸借 |
| | 表上「特定取引資産」 | | 対照表上「特定取引資 |
| | 及び「特定取引負債」 | | 産」及び「特定取引負 |
| | に計上するとともに、 | | 債」に計上するととも |
| | 当該取引からの損益を | | に、当該取引からの損 |
| | 中間連結損益計算書上 | | 益を連結損益計算書上 |
| | 「特定取引収益」及び | | 「特定取引収益」及び |
| | 「特定取引費用」に計 | | 「特定取引費用」に計 |
| | 上しております。 特定取引資産及び特定 | | 上しております。 特定取引資産及び特定 |
| | 取引負債の評価は、有 | | 取引負債の評価は、有 |
| | 価証券及び金銭債権等 | | 価証券及び金銭債権等 |
| | については中間連結決 | | については連結決算日 |
| | 算目の時価により、ス | | の時価により、スワッ |
| | ワップ・先物・オプシ | | プ・先物・オプション |
| | ョン取引等の派生商品 | | 取引等の派生商品につ |
| | については中間連結決 | | いては連結決算目にお |
| | 算日において決済した | | いて決済したものとみ |
| | ものとみなした額により行っております。 | | なした額により行って おります。 |
| | <u> </u> | | やソまり。 |

| 그는 나 HB/녹산 〉 글! IFU BB | ハハ ヤ BBノキケト マ コ TF4 BB | ************************************** |
|---------------------------|---------------------------|--|
| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| また、特定取引収益及 | | また、特定取引収益及 |
| び特定取引費用の損益 | | び特定取引費用の損益 |
| 計上は、当中間連結会 | | 計上は、当連結会計年 |
| 計期間中の受払利息等 | | 度中の受払利息等に、 |
| に、有価証券、金銭債 | | 有価証券、金銭債権等 |
| 権等については前連結 | | については前連結会計 |
| 会計年度末と当中間連 | | 年度末と当連結会計年 |
| 結会計期間末における | | 度末における評価損益 |
| 評価損益の増減額を、 | | の増減額を、派生商品 |
| 派生商品については前 | | については前連結会計 |
| 連結会計年度末と当中 | | 年度末と当連結会計年 |
| 間連結会計期間末にお | | 度末におけるみなし決 |
| けるみなし決済からの | | 済からの損益相当額の |
| 損益相当額の増減額を | | 増減額を加えておりま |
| 加えております。 | | す。 |
| (2) 有価証券の評価基準及 | (2) 有価証券の評価基準及 | (2) 有価証券の評価基準及 |
| び評価方法 | び評価方法 | び評価方法 |
| 有価証券の評価は、満 | 有価証券の評価は、満 | 有価証券の評価は、満 |
| 期保有目的の債券につ | 期保有目的の債券につ | 期保有目的の債券につ |
| いては移動平均法によ | いては移動平均法によ | いては移動平均法によ |
| る償却原価法(定額 | る償却原価法(定額 | る償却原価法(定額 |
| 法)、持分法非適用の | 法)、持分法非適用の | 法)、持分法非適用の |
| 非連結子会社株式及び | 非連結子会社株式及び | 非連結子会社株式及び |
| 関連会社株式について | 関連会社株式について | 関連会社株式について |
| は移動平均法による原 | は移動平均法による原 | は移動平均法による原 |
| 価法、その他有価証券 | 価法、その他有価証券 | 価法、その他有価証券 |
| で時価のあるもののう | で時価のあるもののう | で時価のあるもののう |
| ち株式については主と | ち株式については主と | ち株式については主と |
| して中間連結決算日前 | して中間連結決算日前 | して連結決算日前1ヵ |
| 1ヵ月の市場価格の平 | 1ヵ月の市場価格の平 | 月の市場価格の平均に |
| 均に基づいて算定され | 均に基づいて算定され | 基づいて算定された額 |
| た額に基づく時価法、 | た額に基づく時価法、 | に基づく時価法、それ |
| また、それ以外につい | また、それ以外につい | 以外については連結決 |
| ては中間連結決算日の | ては中間連結決算日の | 算日の市場価格等に基 |
| 市場価格等に基づく時 | 市場価格等に基づく時 | づく時価法(売却原価 |
| 価法(売却原価は移動 | 価法(売却原価は移動 | は移動平均法により算 |
| 平均法により算定)、 | 平均法により算定)、 | 定)、時価を把握する |
| 時価のないものについ | 時価を把握することが | ことが極めて困難と認 |
| ては移動平均法による | 極めて困難と認められ | められるものについて |
| 原価法又は償却原価法 | るものについては移動 | は移動平均法による原 |
| により行っておりま | 平均法による原価法に | 価法により行っており |
| す。 | より行っております。 | ます。 |
| なお、その他有価証券 | なお、その他有価証券 | なお、その他有価証券 |
| の評価差額について | の評価差額について | の評価差額について |
| は、全部純資産直入法 | は、全部純資産直入法 | は、全部純資産直入法 |
| により処理しておりま | により処理しておりま | により処理しておりま |
| す。 | す。 | す。 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|--|--|--|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 |
| デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。 | 同左 | 同左 |
| (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価 償却は主建物についた。 質がでは、動している。 主とし、報でででででででででででででででででででででででででででででででででででで | (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 | (4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価 償却は、建物について 額法、動産について 記述 主としておりましております。 また、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物 : 2年~50年 その他: 2年~20年 |
| 年一定て自工社定間基償 では知れた、 を選別には知れたであるととでした。 を選別にはお別にびるととでした。 を選別にはお別にびるととでした。 を選別にはお別にびるととでした。 ではおいで、 ではいるでは、 ではいるでは、 ではいででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 | ② 無形固定管(リース質を)無形固定を除産では、し、 との 無形になす。 との はい | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| ③ リース資産 | ③ リース資産 | ③ リース資産 |
| 所有権移転外ファイナ | 同左 | 同左 |
| ンス・リース取引に係 | | |
| るリース資産は、リー | | |
| ス期間を耐用年数とし | | |
| た定額法によっており | | |
| ます。なお、残存価額 | | |
| については、リース契 | | |
| 約上に残価保証の取決 | | |
| めがあるものは当該残 | | |
| 価保証額とし、それ以 | | |
| 外のものは零としてお | | |
| ります。 | | |
| なお、所有権移転ファ | | |
| イナンス・リース取引 | | |
| に係るリース資産は、 | | |
| 自己所有の固定資産と | | |
| 同一の方法により償却 | | |
| しております。 | | |
| (5) 繰延資産の処理方法 | | |
| 社債発行費及び株式交 | 社債発行費は支出時に | 社債発行費及び株式交 |
| 付費は支出時に全額費 | 全額費用として処理し | 付費は支出時に全額費 |
| 用として処理しており | ております。 | 用として処理しており |
| ます。 | | ます。 |
| (6) 貸倒引当金の計上基準 | | |
| 主要な連結子会社の貸 | 主要な連結子会社の貸 | 主要な連結子会社の貸 |
| 型引当金は、予め定め 関引当金は、予め定め | 型引当金は、予め定め 関引当金は、予め定め | 倒引当金は、予め定め |
| ている償却・引当基準 | ている償却・引当基準 | ている償却・引当基準 |
| に則り、次のとおり計 | に則り、次のとおり計 | に則り、次のとおり計 |
| 上しております。 | 上しております。 | 上しております。 |
| 破産、特別清算等、法 | 破産、特別清算等、法 | 破産、特別清算等、法 |
| 的に経営破綻の事実が | 的に経営破綻の事実が | 的に経営破綻の事実が |
| 発生している債務者 | 発生している債務者 | 発生している債務者 |
| (以下、「破綻先」と | (以下、「破綻先」と | (以下、「破綻先」と |
| いう。)に係る債権及 | いう。)に係る債権及 | いう。)に係る債権及 |
| びそれと同等の状況に | びそれと同等の状況に | びそれと同等の状況に |
| ある債務者(以下、 | ある債務者(以下、 | ある債務者(以下、 |
| 「実質破綻先」とい | 「実質破綻先」とい | 「実質破綻先」とい |
| う。)に係る債権につ | う。)に係る債権につ | う。)に係る債権につ |
| いては、下記直接減額 | いては、下記直接減額 | いては、下記直接減額 |
| 後の帳簿価額から、担 | 後の帳簿価額から、担 | 後の帳簿価額から、担 |
| 保の処分可能見込額及 | 保の処分可能見込額及 | 保の処分可能見込額及 |
| び保証による回収可能 | び保証による回収可能 | び保証による回収可能 |
| 見込額を控除し、その | 見込額を控除し、その | 見込額を控除し、その |
| 残額を計上しておりま | 残額を計上しておりま | 残額を計上しておりま |
| 大領を引工しておりよっす。 | 次領を引工しておりよう | 大領を引工してわりよう。 |
| 7 0 | 7 0 | 7 0 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| また、現在は経営破綻 | また、現在は経営破綻 | また、現在は経営破綻 |
| の状況にないが、今後 | の状況にないが、今後 | の状況にないが、今後 |
| 経営破綻に陥る可能性 | 経営破綻に陥る可能性 | 経営破綻に陥る可能性 |
| が大きいと認められる | が大きいと認められる | が大きいと認められる |
| 債務者(以下、「破綻 | 債務者(以下、「破綻 | 債務者(以下、「破綻 |
| 懸念先」という。)及 | 懸念先 という。) 及 | 懸念先」という。)及 |
| び今後の管理に注意を | び今後の管理に注意を | び今後の管理に注意を |
| 要する債務者で与信額 | 要する債務者で与信額 | 要する債務者で与信額 |
| が一定額以上の大口債 | が一定額以上の大口債 | が一定額以上の大口債 |
| 務者のうち、債権の元 | 務者のうち、債権の元 | 務者のうち、債権の元 |
| 本の回収及び利息の受 | 本の回収及び利息の受 | 本の回収及び利息の受 |
| 取に係るキャッシュ・ | 取に係るキャッシュ・ | 取りに係るキャッシ |
| フローを合理的に見積 | フローを合理的に見積 | ュ・フローを合理的に |
| もることができる債権 | もることができる債権 | 見積もることができる |
| については、当該キャ | については、当該キャ | 債権については、当該 |
| ッシュ・フローを当初 | ッシュ・フローを当初 | キャッシュ・フローを |
| の約定利子率で割引い | の約定利子率で割引い | 当初の約定利子率で割 |
| た金額と債権の帳簿価 | た金額と債権の帳簿価 | 引いた金額と債権の帳 |
| 額との差額を貸倒引当 | 額との差額を貸倒引当 | 簿価額との差額を貸倒 |
| 金とする方法(キャッ | 金とする方法(キャッ | 引当金とする方法(キ |
| シュ・フロー見積法) | シュ・フロー見積法) | ヤッシュ・フロー見積 |
| により引き当てており | により引き当てており | 法)により引き当てて |
| ます。 | ます。 | おります。 |
| 上記以外の債権につい | 上記以外の債権につい | 上記以外の債権につい |
| ては、過去の一定期間 | ては、過去の一定期間 | ては、過去の一定期間 |
| における貸倒実績から | における貸倒実績から | における貸倒実績から |
| 算出した貸倒実績率等 | 算出した貸倒実績率等 | 算出した貸倒実績率等 |
| に基づき計上しており | に基づき計上しており | に基づき計上しており |
| ます。 | ます。 | ます。 |
| また、特定海外債権に | また、特定海外債権に | また、特定海外債権に |
| ついては、対象国の政 | ついては、対象国の政 | ついては、対象国の政 |
| 治経済情勢等に起因し | 治経済情勢等に起因し | 治経済情勢等に起因し |
| て生ずる損失見込額を | て生ずる損失見込額を | て生ずる損失見込額を |
| 特定海外債権引当勘定 | 特定海外債権引当勘定 | 特定海外債権引当勘定 |
| として計上しておりま | として計上しておりま | として計上しておりま |
| す。 | す。 | す。 |
| すべての債権は、資産 | すべての債権は、資産 | すべての債権は、資産 |
| の自己査定基準に基づ | の自己査定基準に基づ | の自己査定基準に基づ |
| き、営業関連部署が資 | き、営業関連部署が資 | き、営業関連部署が資 |
| 産査定を実施し、当該 | 産査定を実施し、当該 | 産査定を実施し、当該 |
| 部署から独立した資産 | 部署から独立した資産 | 部署から独立した資産 |
| 監査部署が査定結果を | 監査部署が査定結果を | 監査部署が査定結果を |
| 監査しており、その査 | 監査しており、その査 | 監査しており、その査 |
| 定結果に基づいて上記 | 定結果に基づいて上記 | 定結果に基づいて上記 |
| の引当を行っておりま | の引当を行っておりま | の引当を行っておりま |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| なお、破綻先及び実質 | なお、破綻先及び実質 | なお、破綻先及び実質 |
| 破綻先に対する担保・ | 破綻先に対する担保・ | 破綻先に対する担保・ |
| 保証付債権等について | 保証付債権等について | 保証付債権等について |
| は、債権額から担保の | は、債権額から担保の | は、債権額から担保の |
| 評価額及び保証による | 評価額及び保証による | 評価額及び保証による |
| 回収が可能と認められ | 回収が可能と認められ | 回収が可能と認められ |
| る額を控除した残額を | る額を控除した残額を | る額を控除した残額を |
| 取立不能見込額として | 取立不能見込額として | 取立不能見込額として |
| 債権額から直接減額し | 債権額から直接減額し | 債権額から直接減額し |
| ており、その金額は | ており、その金額は | ており、その金額は |
| 484,372百万円であり | 470,750百万円であり | 485,117百万円であり |
| ます。 | ます。 | ます。 |
| その他の連結子会社の | その他の連結子会社の | その他の連結子会社の |
| 貸倒引当金は、一般債 | 貸倒引当金は、一般債 | 貸倒引当金は、一般債 |
| 権については過去の貸 | 権については過去の貸 | 権については過去の貸 |
| 倒実績率等を勘案して | 倒実績率等を勘案して | 倒実績率等を勘案して |
| 必要と認めた額を、貸 | 必要と認めた額を、貸 | 必要と認めた額を、貸 |
| 型要で認めた領で、頁 | 必要と認めた領を、負 倒懸念債権等特定の債 | 必要と認めた領を、員 倒懸念債権等特定の債 |
| 権については、個別に | 権については、個別に | 権については、個別に |
| 型収可能性を勘案し、 回収可能性を勘案し、 | 性にういては、個別に 回収可能性を勘案し、 | 性については、個別に 回収可能性を勘案し、 |
| 回収不能見込額をそれ | 回収不能見込額をそれ | 回収不能見込額をそれ |
| | | |
| ぞれ引き当てておりま | ぞれ引き当てておりま | ぞれ引き当てておりま |
| す。 | す。 | す。 |
| (追加情報) | | |
| 主要な連結子会社の貸 | | |
| 倒引当金については、 破綻懸念先のうちキャ | | |
| | | |
| を適用しない債務者に | | |
| 係る債権について、従 | | |
| 来、債権額から担保の | | |
| 処分可能見込額を控除 | | |
| し、その残額のうち、 | | |
| 債務者の支払能力を総 | | |
| 合的に判断し必要と認 | | |
| められる額を計上して | | |
| おりましたが、前連結 | | |
| 会計年度において当該 | | |
| 債権に対する引当額と | | |
| 貸倒実績の乖離が判明 | | |
| し、その要因分析等の | | |
| 結果、貸倒実績率に基 | | |
| づく貸倒引当金の計上 | | |
| がより合理的と判断さ | | |
| れたため、過去の一定 | | |
| 期間における貸倒実績 | | |
| から算出した貸倒実績 | | |
| 率等に基づき計上して | | |
| おります。この変更に | | |
| より、経常利益及び税 | | |
| 金等調整前中間純利益 | | |
| は、従来の方法によっ | | |
| た場合に比べ36,669百 | | |
| 万円増加しておりま | | |
| す。 | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|--|--|
| | (7) 投資損失引当金の計上 基準 投資損失引当金は、投 資に対する損失に備え るため、有価証券発行 会社の財政状態等を勘 案して必要と認められ る額を計上しておりま す。 | (7) 投資損失引当金の計上 基準 投資損失引当金は、投 資に対する損失に備え るため、有価証券発行 会社の財政状態等を勘 案して必要と認められ る額を計上しておりま す。 |
| (7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員 への業績インセンティ が給与の、従業員に対す るた業績インセンティう お与の支給見込額の ち、当中間連結会計期 間に帰属する額を計上 しております。 | (8) 賞与引当金の計上基準 同左 | (8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員 への業績インセンに備対 でお与の、従業員に対するため、従業員に対する業績インセンティブ 給与の支給見込額の ち、当連結会計年して おります。 |
| (8) よい (1) は、 (| (9) というでは、「おおおり」というでは、「おおいい」というでは、「おいい」というでは、「おいい」というでは、「おいい」と、「おいい」と、「おいい」と、「おいい」を、「おいい」を、「おいい」を、「おいい」を、「おいい」を、「おいい」を、「おいい」を、「おいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいい」を、「はいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいい」を、「はいいいいい」を、「はいいいいい」を、「はいいいいいいい」を、「はいいいいいいいいいいいいい。「はいいいいいいいいいいいいいいい。」はいいいいいいいいいい | (9) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|------------------------|------------------------|------------------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| (9) その他の引当金の計上 | (10)その他の引当金の計上 | (10) その他の引当金の計 |
| 基準 | 基準 | 上基準 |
| その他の引当金は、将 | その他の引当金は、将 | その他の引当金は、将 |
| 来発生が見込まれる費 | 来発生が見込まれる費 | 来発生が見込まれる費 |
| 用または損失について | 用または損失について | 用または損失について |
| 合理的に見積もること | 合理的に見積もること | 合理的に見積もること |
| ができる金額を計上し | ができる金額を計上し | ができる金額を計上し |
| ております。 | ております。 | ております。 |
| 主な内訳は次のとおり | 主な内訳は次のとおり | 主な内訳は次のとおり |
| であります。 | であります。 | であります。 |
| 信託取引損失引当金 | 信託取引損失引当金 | 信託取引損失引当金 |
| 10,963百万円 | 11,158百万円 | 11,092百万円 |
| 一部の銀行業を営む国 | 一部の銀行業を営む国 | 一部の銀行業を営む国 |
| 内連結子会社が受託者 | 内連結子会社が受託者 | 内連結子会社が受託者 |
| として管理・運用して | として管理・運用して | として管理・運用して |
| いる元本補填契約のな | いる元本補填契約のな | いる元本補填契約のな |
| い信託取引について、 | い信託取引について、 | い信託取引について、 |
| 将来発生する可能性の | 将来発生する可能性の | 将来発生する可能性の |
| ある損失を見積もり、 | ある損失を見積もり、 | ある損失を見積もり、 |
| 必要と認められる額を | 必要と認められる額を | 必要と認められる額を |
| 計上しております。 | 計上しております。 | 計上しております。 |
| 預金払戻損失引当金 | 預金払戻損失引当金 | 預金払戻損失引当金 |
| 8,685百万円 | 13,169百万円 | 8,305百万円 |
| 負債計上を中止した預 | 負債計上を中止した預 | 負債計上を中止した預 |
| 金について、将来の払 | 金について、将来の払 | 金について、将来の払 |
| 戻請求に応じて発生す | 戻請求に応じて発生す | 戻請求に応じて発生す |
| る損失を見積もり、計 | る損失を見積もり、計 | る損失を見積もり、計 |
| 上しております。 | 上しております。 | 上しております。 |
| 信用保証協会負担金引 | 信用保証協会負担金引 | 信用保証協会負担金引 |
| 当金 | 当金 | 当金 |
| 5,081百万円 | 5,160百万円 | 5,000百万円 |
| 信用保証協会の責任共 | 信用保証協会の責任共 | 信用保証協会の責任共 |
| 有制度導入等に伴い、 | 有制度導入等に伴い、 | 有制度導入等に伴い、 |
| 将来、負担金として発 | 将来、負担金として発 | 将来、負担金として発 |
| 生する可能性のある費 | 生する可能性のある費 | 生する可能性のある費 |
| 用を見積もり計上して | 用を見積もり計上して | 用を見積もり計上して |
| おります。 | おります。 | おります。 |
| ポイント引当金 | ポイント引当金 | ポイント引当金 |
| 3,009百万円 「りそなクラブ」等に | 4,023百万円 「りそなクラブ」等に | 3,547百万円 「りそなクラブ」等に |
| | | = ' |
| おけるポイントが将来 | おけるポイントが将来 | おけるポイントが将来 |
| 利用される見込額を見 | 利用される見込額を見 | 利用される見込額を見 |
| 積もり、計上しており | 積もり、計上しておりませ | 積もり、計上しており |
| ます。 利息返還損失引当金 | ます。 利息返還損失引当金 | ます。 |
| 利息返遠損失別当金 714百万円 | 利息返遠損失別当金 610百万円 | 利息返還損失引当金 632百万円 |
| 将来の利息返還の請求 | 将来の利息返還の請求 | 将来の利息返還の請求 |
| に備え、過去の返還実 | に備え、過去の返還実 | に備え、過去の返還実 |
| 績等を考慮した必要額 | 編等を考慮した必要額 | 横等を考慮した必要額 |
| を計上しております。 | を計上しております。 | を計上しております。 |
| | | |

| | | 中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|----------|-----------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| | ₹21年4月1日 (自 ₹21年9月30日) 至 | 平成22年4月1日 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| | | ト貨建資産・負債の換 | (11)外貨建資産・負債の換 |
| 算基準 | | 「真定員座・負債の換 算基準 | 算基準 |
| 71-21 | ・ | 同左 | 銀行業を営む国内連結 |
| | この外貨建資産・ | F]/ | 子会社の外貨建資産・ |
| | こついては、取得 | | 負債については、取得 |
| | っ う替相場による円 | | 時の為替相場による円 |
| | を付す関連会社 | | 換算額を付す関連会社 |
| | 除き、主として | | 株式を除き、主として |
| 1 | 連結決算日の為替 | | 連結決算日の為替相場 |
| | よる円換算額を | | による円換算額を付し |
| 付して | おります。 | | ております。 |
| その他 | 1の連結子会社の | | その他の連結子会社の |
| 外貨建 | 堂資産・負債につ | | 外貨建資産・負債につ |
| いては | t、それぞれの中 | | いては、それぞれの決 |
| 間決算 | [日等の為替相場 | | 算日等の為替相場によ |
| により | 換算しておりま | | り換算しております。 |
| す。 | | | |
| (11) リース | ・取引の処理方法 (12)! | リース取引の処理方法 | (12)リース取引の処理方法 |
| 当社及 | び国内連結子会 | 同左 | 同左 |
| 社の所 | 「有権移転外ファ | | |
| イナン | ⁄ス・リース取引 | | |
| のうち | っ、リース取引開 | | |
| 始日が | 『平成20年4月1 | | |
| | ご開始する連結会 | | |
| | に属するものに | | |
| | は、通常の賃貸 | | |
| | に準じた会計処 | | |
| 理によ | こっております。 | | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|----------------|----------------|----------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| (12)重要なヘッジ会計の方 | (13)重要なヘッジ会計の方 | (13)重要なヘッジ会計の方 |
| 法 | 法 | 法 |
| (イ)金利リスク・ヘッジ | (イ)金利リスク・ヘッジ | (イ)金利リスク・ヘッジ |
| 銀行業を営む国内連 | 銀行業を営む国内連 | 銀行業を営む国内連 |
| 結子会社の金融資 | 結子会社の金融資 | 結子会社の金融資 |
| 産・負債から生じる | 産・負債から生じる | 産・負債から生じる |
| 金利リスクに対する | 金利リスクに対する | 金利リスクに対する |
| ヘッジ会計の方法 | ヘッジ会計の方法 | ヘッジ会計の方法 |
| は、「銀行業におけ | は、「銀行業におけ | は、「銀行業におけ |
| る金融商品会計基準 | る金融商品会計基準 | る金融商品会計基準 |
| 適用に関する会計上 | 適用に関する会計上 | 適用に関する会計上 |
| 及び監査上の取扱 | 及び監査上の取扱 | 及び監査上の取扱 |
| い」(日本公認会計 | い」(日本公認会計 | い」(日本公認会計 |
| 士協会業種別監査委 | 士協会業種別監査委 | 士協会業種別監査委 |
| 員会報告第24号。以 | 員会報告第24号。以 | 員会報告第24号。以 |
| 下「業種別監査委員 | 下「業種別監査委員 | 下「業種別監査委員 |
| 会報告第24号」とい | 会報告第24号」とい | 会報告第24号」とい |
| う。)に規定する繰 | う。)に規定する繰 | う。)に規定する繰 |
| 延ヘッジによってお | 延ヘッジによってお | 延ヘッジによってお |
| ります。ヘッジ有効 | ります。ヘッジ有効 | ります。ヘッジ有効 |
| 性評価の方法につい | 性評価の方法につい | 性評価の方法につい |
| ては、相場変動を相 | ては、相場変動を相 | ては、相場変動を相 |
| 殺するヘッジについ | 殺するヘッジについ | 殺するヘッジについ |
| て、ヘッジ対象とな | て、ヘッジ対象とな | て、ヘッジ対象とな |
| る預金・貸出金等と | る預金・貸出金等と | る預金・貸出金等と |
| ヘッジ手段である金 | ヘッジ手段である金 | ヘッジ手段である金 |
| 利スワップ取引等を | 利スワップ取引等を | 利スワップ取引等を |
| 一定の(残存)期間毎 | 一定の(残存)期間毎 | 一定の(残存)期間毎 |
| にグルーピングのう | にグルーピングのう | にグルーピングのう |
| え特定し評価してお | え特定し評価してお | え特定し評価してお |
| ります。また、キャ | ります。また、キャ | ります。また、キャ |
| ッシュ・フローを固 | ッシュ・フローを固 | ッシュ・フローを固 |
| 定するヘッジについ | 定するヘッジについ | 定するヘッジについ |
| ては、ヘッジ対象と | ては、ヘッジ対象と | ては、ヘッジ対象と |
| ヘッジ手段の金利変 | ヘッジ手段の金利変 | ヘッジ手段の金利変 |
| 動要素の相関関係の | 動要素の相関関係の | 動要素の相関関係の |
| 検証により有効性の | 検証により有効性の | 検証により有効性の |
| 評価をしておりま | 評価をしておりま | 評価をしておりま |
| す。 | す。 | す。 |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| また、当中間連結会 | また、当中間連結会 | また、当連結会計年 |
| 計期間末の中間連結 | 計期間末の中間連結 | 度末の連結貸借対照 |
| 貸借対照表に計上し | 貸借対照表に計上し | 表に計上している繰 |
| ている繰延ヘッジ損 | ている繰延ヘッジ損 | 延ヘッジ損益のう |
| 益のうち、「銀行業 | 益のうち、「銀行業 | ち、「銀行業におけ |
| における金融商品会 | における金融商品会 | る金融商品会計基準 |
| 計基準適用に関する | 計基準適用に関する | 適用に関する当面の |
| 当面の会計上及び監 | 当面の会計上及び監 | 会計上及び監査上の |
| 査上の取扱い」(日 | 査上の取扱い」(日 | 取扱い」(日本公認 |
| 本公認会計士協会業 | 本公認会計士協会業 | 会計士協会業種別監 |
| 種別監査委員会報告 | 種別監査委員会報告 | 查委員会報告第15 |
| 第15号) を適用して | 第15号) を適用して | 号)を適用して実施 |
| 実施しておりました | 実施しておりました | しておりました多数 |
| 多数の貸出金・預金 | 多数の貸出金・預金 | の貸出金・預金等か |
| 等から生じる金利リ | 等から生じる金利リ | ら生じる金利リスク |
| スクをデリバティブ | スクをデリバティブ | をデリバティブ取引 |
| 取引を用いて総体で | 取引を用いて総体で | を用いて総体で管理 |
| 管理する従来の「マ | 管理する従来の「マ | する従来の「マクロ |
| クロヘッジ」に基づ | クロヘッジ」に基づ | ヘッジ」に基づく繰 |
| く繰延ヘッジ損益 | く繰延ヘッジ損益 | 延ヘッジ損益は、 |
| は、「マクロヘッ | は、「マクロヘッ | 「マクロヘッジ」で |
| ジ」で指定したそれ | ジ」で指定したそれ | 指定したそれぞれの |
| ぞれのヘッジ手段の | ぞれのヘッジ手段の | ヘッジ手段の残存期 |
| 残存期間・想定元本 | 残存期間・想定元本 | 間・想定元本金額に |
| 金額に応じ平成15年 | 金額に応じ平成15年 | 応じ平成15年度から |
| 度から最長10年間に | 度から最長10年間に | 最長10年間にわたっ |
| わたって、資金調達 | わたって、資金調達 | て、資金調達費用又 |
| 費用又は資金運用収 | 費用又は資金運用収 | は資金運用収益とし |
| 益として期間配分し | 益として期間配分し | て期間配分しており |
| ております。 | ております。 | ます。 |
| なお、当中間連結会 | なお、当中間連結会 | なお、当連結会計年 |
| 計期間末における | 計期間末における | 度末における「マク |
| 「マクロヘッジ」に | 「マクロヘッジ」に | ロヘッジ」に基づく |
| 基づく繰延ヘッジ利 | 基づく繰延ヘッジ利 | 繰延ヘッジ利益は |
| 益は620百万円(税効 | 益は130百万円(税効 | 285百万円(税効果額 |
| 果額控除前)であり | 果額控除前)であり | 控除前)でありま |
| ます。 | ます。 | す。 |

| V 1 HESTIA | Charles a service. | VALUE |
|--|--|--|
| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| (ロ)為替変動リスク・ヘ | (ロ)為替変動リスク・ヘ | (ロ)為替変動リスク・ヘ |
| ッジ | ッジ | ッジ |
| 銀行業を営む国内連 | 同左 | 同左 |
| 結子会社の外貨建金 | | |
| 融資産・負債から生 | | |
| じる為替変動リスク | | |
| に対するヘッジ会計 | | |
| の方法は、「銀行業 | | |
| における外貨建取引 | | |
| 等の会計処理に関す | | |
| る会計上及び監査上 | | |
| の取扱い」(日本公 | | |
| 認会計士協会業種別 | | |
| 監査委員会報告第25 | | |
| | | |
| 号。以下「業種別監 | | |
| 查委員会報告第25 | | |
| 号」という。)に規 | | |
| 定する繰延ヘッジに | | |
| よっております。へ | | |
| ッジ有効性評価の方 | | |
| 法については、外貨 | | |
| 建金銭債権債務等の | | |
| 為替変動リスクを減 | | |
| 殺する目的で行う通 | | |
| 貨スワップ取引及び | | |
| 為替スワップ取引等 | | |
| をヘッジ手段とし、 | | |
| ヘッジ対象である外 | | |
| 貨建金銭債権債務等 | | |
| に見合うヘッジ手段 | | |
| の外貨ポジション相 | | |
| 当額が存在すること | | |
| を確認することによ | | |
| りヘッジの有効性を | | |
| 評価しております。 | | |
| また、外貨建有価証 | | |
| 券(債券以外)の為替 | | |
| 変動リスクをヘッジ | | |
| するため、事前にへ | | |
| ッジ対象となる外貨 | | |
| 建有価証券の銘柄を | | |
| 特定し、当該外貨建 | | |
| 有価証券について外 | | |
| 貨ベースで取得原価 | | |
| 以上の直先負債が存 | | |
| 在していること等を | | |
| 条件に包括ヘッジと | | |
| して繰延ヘッジ及び | | |
| 時価ヘッジを適用し | | |
| ております。 | | |
| • | | |

| 前中間連結会計期間 | 当中間連結会計期間 | 前連結会計年度 |
|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| (ハ)連結会社間取引等 | (ハ)連結会社間取引等 | (ハ)連結会社間取引等 |
| 銀行業を営む国内連 | 同左 | 同左 |
| 結子会社のデリバテ | | |
| ィブ取引のうち連結 | | |
| 会社間及び特定取引 | | |
| 勘定とそれ以外の勘 | | |
| 定との間又は内部部 | | |
| 門間の内部取引につ | | |
| いては、ヘッジ手段 | | |
| として指定している | | |
| 金利スワップ取引及 | | |
| び通貨スワップ取引 | | |
| 等に対して、業種別 | | |
| 監査委員会報告第24 | | |
| 号及び同第25号に基 | | |
| づき、恣意性を排除 | | |
| し厳格なヘッジ運営 | | |
| が可能と認められる | | |
| 対外カバー取引の基 | | |
| 準に準拠した運営を | | |
| 行っているため、当 | | |
| 該金利スワップ取引 | | |
| 及び通貨スワップ取 | | |
| 引等から生じる収益 | | |
| 及び費用は消去せず | | |
| に損益認識又は繰延 | | |
| 処理を行っておりま | | |
| た | | |
| y。 なお、一部の資産・ | | |
| | | |
| 負債については、繰 延ヘッジ、時価ヘッ | | |
| | | |
| ジ、あるいは金利ス | | |
| ワップの特例処理を | | |
| 行っております。 | (14) 由則憲法をよっこと | |
| | (14)中間連結キャッシュ・ フロー計算書における | |
| | 資金の範囲 | |
| | 中間連結キャッシュ・ | |
| | フロー計算書における | |
| | 資金の範囲は、中間連 | |
| | 結貸借対照表上の「現 | |
| | 金預け金」のうち現金 | |
| | 及び日本銀行への預け | |
| | 金であります。 | |
| (13)消費税等の会計処理 | (15)消費税等の会計処理 | (14)消費税等の会計処理 |
| 当社及び国内連結子会 | 同左 | 同左 |
| 社の消費税及び地方消 | | |
| 費税の会計処理は、税 | | |
| 抜方式によっておりま | | |
| す。 | | |

| | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---------------------------------------|--|--|---|
| | (14)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連 結子会社は当社を連結 納税親会社として、連 結納税制度を適用して おります。 | (16)連結納税制度の適用 同左 | (15)連結納税制度の適用 同左 |
| 6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算 書における資金の 範囲 | 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 | | 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。 |

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|--|
| (自 平成21年4月1日 | (金融商品に関する会計基準) 前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準) 前連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針、19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は825百万円減少、繰延税金資産は498百万円減少、その他有価証券評価差額金は730百万円増加 | (金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は256百万円増加、貸倒引当金は3,510百万円減少、その他有価証券評価差額金は530百万円増加 |
| | し、経常利益および税金等調整前中間純利益は、それぞれ2,095百万円増加しております。 (資産除去債務に関する会計基準)当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会 | し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ2,873百万円増加しております。 |
| | 計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は29百万円減少し、税金等調整前中間純利益は543百万円減少しております。 | |

【表示方法の変更】

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) |
|--|---|
| | (中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22 号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式 及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府 令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、 当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純 |
| | ↑ 利益」を表示しております。 |

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

| | 前中間連結会計期間末 | | 当中間連結会計期間末 | | 前連結会計年度末 |
|------------|--------------------------------|--------------|--------------------------------|--------------|--------------------------------|
| | (平成21年9月30日) | | (平成22年9月30日) | | (平成22年3月31日) |
| ※ 1 | 有価証券には、非連結子会社 | ※ 1 | 有価証券には、非連結子会社 | ※ 1 | 有価証券には、非連結子会社 |
| | 及び関連会社の株式18,821百 | | 及び関連会社の株式19,082百 | | 及び関連会社の株式19,198百 |
| | 万円及び出資金5,481百万円 | | 万円及び出資金4,813百万円 | | 万円及び出資金4,768百万円 |
| \. | が含まれております。 | \ 1 . | が含まれております。 | \ 1 . | が含まれております。 |
| ※ 2 | 無担保の消費貸借契約により | ※ 2 | 無担保の消費貸借契約により | ※ 2 | 無担保の消費貸借契約により |
| | 貸し付けている有価証券はあ | | 貸し付けている有価証券はあ | | 貸し付けている有価証券が、 |
| | りません。 | | りません。 | | 「有価証券」中の国債に |
| | 無担保の消費貸借契約により 借り入れている有価証券及び | | 無担保の消費貸借契約により | | 37,908百万円含まれておりま |
| | | | 借り入れている有価証券及び | | す。 |
| | 現先取引並びに現金担保付債 | | 現先取引並びに現金担保付債 | | 無担保の消費貸借契約により |
| | 券貸借取引により受け入れて いるを無記光はもりません | | 券貸借取引により受け入れて いる方無記光はもりません | | 借り入れている有価証券及び 現先取引並びに現金担保付債 |
| | いる有価証券はありません。 | | いる有価証券はありません。 | | 券貸借取引により受け入れて |
| | | | | | がる有価証券のうち、売却又 |
| | | | | | は(再)担保という方法で自由 |
| | | | | | に処分できる権利を有する有 |
| | | | | | 価証券で、(再)担保に差し入 |
| | | | | | れている有価証券は50,418百 |
| | | | | | 万円、再貸付けに供している |
| | | | | | 有価証券は5,985百万円であ |
| | | | | | ります。 |
| ※ 3 | 貸出金のうち、破綻先債権額 | ※ 3 | 貸出金のうち、破綻先債権額 | ※ 3 | 貸出金のうち、破綻先債権額 |
| | は58,805百万円、延滞債権額 | | は27,494百万円、延滞債権額 | | は35,324百万円、延滞債権額 |
| | は 454,846百万円でありま | | は468,684百万円でありま | | は466,511百万円でありま |
| | す。 | | す。 | | す。 |
| | なお、破綻先債権とは、元本 | | なお、破綻先債権とは、元本 | | なお、破綻先債権とは、元本 |
| | 又は利息の支払の遅延が相当 | | 又は利息の支払の遅延が相当 | | 又は利息の支払の遅延が相当 |
| | 期間継続していることその他 | | 期間継続していることその他 | | 期間継続していることその他 |
| | の事由により元本又は利息の | | の事由により元本又は利息の | | の事由により元本又は利息の |
| | 取立て又は弁済の見込みがな | | 取立て又は弁済の見込みがな | | 取立て又は弁済の見込みがな |
| | いものとして未収利息を計上 | | いものとして未収利息を計上 | | いものとして未収利息を計上 |
| | しなかった貸出金(貸倒償却 | | しなかった貸出金(貸倒償却 | | しなかった貸出金(貸倒償却 |
| | を行った部分を除く。以下 | | を行った部分を除く。以下 | | を行った部分を除く。以下 |
| | 「未収利息不計上貸出金」と | | 「未収利息不計上貸出金」と | | 「未収利息不計上貸出金」と |
| | いう。)のうち、法人税法施 | | いう。)のうち、法人税法施 | | いう。)のうち、法人税法施 |
| | 行令(昭和40年政令第97号)第 | | 行令(昭和40年政令第97号)第 | | 行令(昭和40年政令第97号)第 |
| | 96条第1項第3号のイからホ | | 96条第1項第3号のイからホ | | 96条第1項第3号のイからホ |
| | までに掲げる事由又は同項第 | | までに掲げる事由又は同項第 | | までに掲げる事由又は同項第 |
| | 4号に規定する事由が生じて | | 4号に規定する事由が生じて | | 4号に規定する事由が生じて |
| | いる貸出金であります。 | | いる貸出金であります。 | | いる貸出金であります。 |
| | また、延滞債権とは、未収利 | | また、延滞債権とは、未収利 | | また、延滞債権とは、未収利 |
| | 息不計上貸出金であって、破 | | 息不計上貸出金であって、破 | | 息不計上貸出金であって、破 |
| | 従先債権及び債務者の経営再 建立は支援を図ることを目的 | | 従先債権及び債務者の経営再 建立は支援を図ることを目的 | | 従先債権及び債務者の経営再 サスパ支援を図ることを目的 |
| | 建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した | | 建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した | | 建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した |
| | 貸出金以外の貸出金でありま | | 貸出金以外の貸出金でありま | | 貸出金以外の貸出金でありま |
| | 責出金以外の責出金であります。 す。 | | 責出金以外の責出金であります。 す。 | | 責出並以外の責出並であります。 す。 |
| | 7 0 | | 7 0 | | 7 0 |

| 前中間連結会計期間末 |
|--------------|
| (平成21年9月30日) |

- ※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は24,737百万円であ ります。
 - なお、3ヵ月以上延滞債権と は、元本又は利息の支払が約 定支払日の翌日から3月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は187,987百万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で破 続先債権、延滞債権及び3ヵ 月以上延滞債権に該当しない ものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 726,377百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前 の金額であります。
- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として知りましております。これにより受け入れた銀行引受手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は181,202百万円であります。

当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

- ※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は13,586百万円であ ります。
 - なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約 定支払日の翌日から3月以上 遅延している貸出金で破綻先 債権及び延滞債権に該当しな いものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は256,615百万円であ ります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 766,380百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前 の金額であります。
- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引としております。これによりまでも入れた銀行引受手形、荷付為替手形及び月光を銀行為替手形及び再り対しております。を権利を有しておりますが、その額面金額は181,240百万円であります。

前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

- ※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は13,700百万円であ ります。
 - なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、 約定支払日の翌日から3月以 上遅延している貸出金で破綻 先債権及び延滞債権に該当し ないものであります。
- ※5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は188,583百万円であ ります。
 - なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支 援を図ることを目的として、 金利の減免、利息の支払猶 予、元本の返済猶予、債権放 棄その他の債務者に有利とな る取決めを行った貸出金で 綻先債権、延滞債権及び3ヵ 月以上延滞債権に該当しない ものであります。
- ※6 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸 出条件緩和債権額の合計額は 704,120百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前 の金額であります。
- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は201,266百万円であります。

| 前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| し入れております。 また、その他資産のうち先物 取引差入証拠金は4,298百万 円、敷金保証金は22,316百万 円、敷金保証金は22,316百万 円であります。 ※9 当座貸越契約及び貸付金に係約 は、2000年でありでする。 は出を受けた条件にでので資金をがで資金をがで変われた。 がで資金をであります。 を受けまする。 とれたのでで変わいでで変われて、 がで変われた。 をでいてで変わらいでで変われて、 がで変わらいでで変わらいでで変われて、 をででありいでであります。 は、8,019,761百万契約はでいる。 は、8,019,761百万契約はます。 は、8,019,761百万契約はます。 は、1年以内のもの取消でありがで、803,806百万円ありがで、803,806百万円あります。 | 円、敷金保証金は22,697百万円であります。 ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の約と出を受けた場合に、契違定された条件について選額する契約であります。これの表別に係る融資未実行であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,800,207百万円あります。 | 円、敷金保証金は22,963百万円であります。 ※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契違定がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、7,821,708百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,623,747百万円あります。。 | |

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了す るものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも連 結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるも のではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、連 結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度 額の減額をすることができる 旨の条項が付けられておりま す。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契 約後も定期的に予め定めてい る社内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて 契約の見直し、与信保全上の 措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律 第34号)に基づき、一部の国 内連結子会社の事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に ついては、当該評価差額に係 る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除し た金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上 しております。

- ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定め る再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月 31日公布政令第119号)第 2条第1号に定める地価 公示法により公示された 価格(平成10年1月1日 基準日)に基づいて、地 点の修正、画地修正等、 合理的な調整を行って第 出しております。 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了す るものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも連 結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるも のではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、連 結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度 額の減額をすることができる 旨の条項が付けられておりま す。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契 約後も定期的に予め定めてい る社内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて 契約の見直し、与信保全上の 措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律 第34号)に基づき、一部の出 内連結子会社の事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に ついては、当該評価差額に係 る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として終 の部に計上し、これを控除し た金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上 しております。

- ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定め る再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月 31日公布政令第119号)第 2条第1号に定める地価 公示法により公示された 価格(平成10年1月1日 基準日)に基づいて、地 点の修正、画地修正等、 合理的な調整を行って算 出しております。 前連結会計年度末 (平成22年3月31日)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了す るものであるため、融資未実 行残高そのものが必ずしも連 結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるも のではありません。これらの 契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全及びその他 相当の事由があるときは、連 結子会社が実行申し込みを受 けた融資の拒絶又は契約極度 額の減額をすることができる 旨の条項が付けられておりま す。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契 約後も定期的に予め定めてい る社内手続に基づき顧客の業 況等を把握し、必要に応じて 契約の見直し、与信保全上の 措置等を講じております。

※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律 第34号)に基づき、一部の国 内連結子会社の事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に ついては、当該評価差額に係 る税金相当額を「再評価に係 る繰延税金負債」として負債 の部に計上し、これを控除し た金額を「土地再評価差額 金」として純資産の部に計上 しております。

- ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定め る再評価の方法

土地の再評価に関する法 律施行令(平成10年3月 31日公布政令第119号)第 2条第1号に定める地価 公示法により公示された 価格(平成10年1月1日 基準日)に基づいて、地 点の修正、画地修正等、 合理的な調整を行って 出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 28,243百万円

| | 前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|-------------|----------------------------|-------------|----------------------------|-------------|--------------------------|
| ※ 11 | 有形固定資産の減価償却累計 | ※ 11 | 有形固定資産の減価償却累計 | ※ 11 | 有形固定資産の減価償却累計 |
| | 額 210,048百万円 | | 額 212,304百万円 | | 額 213,126百万円 |
| | | | | ※ 12 | 有形固定資産の圧縮記帳額 |
| | | | | | 54,815百万円 |
| | | | | | (当連結会計年度圧縮記帳額 |
| | | | | | 一百万円) |
| ※ 13 | 借用金には、他の債務よりも | ※ 13 | 借用金には、他の債務よりも | ※ 13 | 借用金には、他の債務よりも |
| | 債務の履行が後順位である旨 | | 債務の履行が後順位である旨 | | 債務の履行が後順位である旨 |
| | の特約が付された劣後特約付 | | の特約が付された劣後特約付 | | の特約が付された劣後特約付 |
| | 借入金52,000百万円が含まれ | | 借入金49,000百万円が含まれ | | 借入金52,000百万円が含まれ |
| | ております。 | | ております。 | | ております。 |
| ※ 14 | 社債には、劣後特約付社債 | ※ 14 | 社債には、劣後特約付社債 | ※ 14 | 社債には、劣後特約付社債 |
| | 690,166百万円が含まれてお | | 623,249百万円が含まれてお | | 737,976百万円が含まれてお |
| | ります。 | | ります。 | | ります。 |
| ※ 15 | 「有価証券」中の社債のう | ※ 15 | 「有価証券」中の社債のう | ※ 15 | 「有価証券」中の社債のう |
| | ち、有価証券の私募(金融商 | | ち、有価証券の私募(金融商 | | ち、有価証券の私募(金融商 |
| | 品取引法第2条第3項)によ | | 品取引法第2条第3項)によ | | 品取引法第2条第3項)によ |
| | る社債に対する保証債務の額 | | る社債に対する保証債務の額 | | る社債に対する保証債務の額 |
| | は325,528百万円でありま | | は277,461百万円でありま | | は298,524百万円でありま |
| | す。 | | す。 | | す。 |
| 16 | 一部の連結子会社が受託する | 16 | 一部の連結子会社が受託する | 16 | 一部の連結子会社が受託する |
| | 元本補てん契約のある信託の | | 元本補てん契約のある信託の | | 元本補てん契約のある信託の |
| | 元本金額は、金銭信託 | | 元本金額は、金銭信託 | | 元本金額は、金銭信託 |
| | 477,959百万円であります。 | | 416,618百万円であります。 | | 456,479百万円であります。 |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | |
|---|---|--|--|
| ※1 「その他経常収益」には、株式等売却益4,731百万円を含んでおります。 | ※1 「その他経常収益」には、株 式等売却益1,735百万円を含 んでおります。 | ※1 「その他経常収益」には、株式等売却益9,007百万円を含んでおります。 | |
| ※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 51,426百万円 貸出金償却 27,613百万円 株式等償却 2,531百万円 を含んでおります。 | ※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 19,695百万円 貸出金償却 27,059百万円 株式等売却損 5,126百万円 株式等償却 3,282百万円 を含んでおります。 | ※2 「その他経常費用」には、 貸出金償却 72,971百万円 株式等償却 4,590百万円 を含んでおります。 | |
| ※3 「その他の特別利益」は、一 部の銀行業を営む国内連結子 会社における劣後特約付社債 の買入消却益であります。 | | ※3 「その他の特別利益」は、一 部の銀行業を営む国内連結子 会社における劣後特約付社債 の買入消却益であります。 | |
| | ※4 「その他の特別損失」は資産 除去債務に関する会計基準の 適用に伴う影響額でありま す。 | | |

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

- I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
 - 1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | | (+ 1½ · 1 / 1/1/) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| | 前連結会計 年度末株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1, 139, 957 | 75, 000 | _ | 1, 214, 957 | 注1 |
| 種類株式 | | | | | |
| 丙種第一回優先株式 | 12, 000 | _ | _ | 12,000 | |
| 己種第一回優先株式 | 8,000 | _ | _ | 8,000 | |
| 第1種第一回優先株式 | 275, 000 | _ | _ | 275, 000 | |
| 第2種第一回優先株式 | 281, 780 | _ | _ | 281, 780 | |
| 第3種第一回優先株式 | 275, 000 | _ | _ | 275, 000 | |
| 第4種優先株式 | 2, 520 | _ | _ | 2, 520 | |
| 第5種優先株式 | 4,000 | _ | _ | 4,000 | |
| 第9種優先株式 | 10, 000 | _ | 10,000 | _ | 注2 |
| 合計 | 2, 008, 258 | 75, 000 | 10,000 | 2, 073, 258 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 64, 133 | 32 | 3 | 64, 161 | 注3 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第9種優先株式 | _ | 10,000 | 10, 000 | _ | 注2 |
| 合計 | 64, 133 | 10, 032 | 10, 003 | 64, 161 | |

- (注) 1 新株の発行による増加であります。
 - 2 第9種優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第9種優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
 - 3 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たりの 金額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 平成21年5月15日 | 普通株式 | 10, 758 | 10.00 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月9日 |
| 取締役会 | 種類株式 | | | | |
| | 丙種第一回 優先株式 | 816 | 68.00 | | |
| | 己種第一回 優先株式 | 1, 480 | 185. 00 | | |
| | 第1種第一回 優先株式 | 8,772 | 31. 90 | | |
| | 第2種第一回 優先株式 | 8, 988 | 31. 90 | | |
| | 第3種第一回 優先株式 | 8,772 | 31. 90 | | |
| | 第4種 優先株式 | 2, 501 | 992. 50 | | |
| | 第5種 優先株式 | 3, 675 | 918.75 | | |
| | 第 9 種 優先株式 | 3, 255 | 325. 50 | | |

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | | | | | (+ 1½ · 1 VK) |
|------------|-----------------|-----------------|--------------------|-------------------|---------------|
| | 前連結会計 年度末株式数 | 当中間連結会計 期間増加株式数 | 当中間連結会計 期間減少株式数 | 当中間連結会計 期間末株式数 | 摘要 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1, 214, 957 | _ | _ | 1, 214, 957 | |
| 種類株式 | | | | | |
| 丙種第一回優先株式 | 12,000 | _ | _ | 12,000 | |
| 己種第一回優先株式 | 8,000 | _ | _ | 8,000 | |
| 第1種第一回優先株式 | 275, 000 | _ | 200,000 | 75, 000 | 注1 |
| 第2種第一回優先株式 | 281, 780 | _ | _ | 281, 780 | |
| 第3種第一回優先株式 | 275, 000 | _ | _ | 275, 000 | |
| 第4種優先株式 | 2, 520 | _ | _ | 2, 520 | |
| 第5種優先株式 | 4,000 | _ | _ | 4,000 | |
| 第6種優先株式 | 3,000 | _ | _ | 3,000 | |
| 合計 | 2, 076, 258 | _ | 200,000 | 1, 876, 258 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 64, 168 | 5 | 0 | 64, 173 | 注2 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第1種第一回優先株式 | _ | 200, 000 | 200, 000 | _ | 注1 |
| 合計 | 64, 168 | 200, 005 | 200,000 | 64, 173 | |

- (注) 1 第1種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第1種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。
 - 2 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 平成22年5月14日 | 普通株式 | 11, 507 | 10.00 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月9日 |
| 取締役会 | 種類株式 | | | | |
| | 丙種第一回 優先株式 | 816 | 68. 00 | | |
| | 己種第一回 優先株式 | 1, 480 | 185. 00 | | |
| | 第1種第一回 優先株式 | 7, 887 | 28. 68 | | |
| | 第2種第一回 優先株式 | 8, 081 | 28. 68 | | |
| | 第3種第一回 優先株式 | 7, 887 | 28. 68 | | |
| | 第4種 優先株式 | 2, 501 | 992. 50 | | |
| | 第5種 優先株式 | 3, 675 | 918.75 | | |
| | 第6種 優先株式 | 1, 159 | 386. 51 | | |

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 1 | | | | (単位:十休) |
|----------------|-------------|---------|---------|-------------|---------|
| | 前連結会計 | | | | 摘要 |
| | 年度末株式数 | 増加株式数 | 減少株式数 | 年度末株式数 | 1147 |
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 1, 139, 957 | 75, 000 | _ | 1, 214, 957 | 注1 |
| 種類株式 | | | | | |
| 丙種第一回 優先株式 | 12, 000 | _ | _ | 12,000 | |
| 己種第一回 優先株式 | 8,000 | _ | _ | 8,000 | |
| 第1種第一回 優先株式 | 275, 000 | _ | _ | 275, 000 | |
| 第2種第一回 優先株式 | 281, 780 | _ | _ | 281, 780 | |
| 第3種第一回 優先株式 | 275, 000 | _ | _ | 275, 000 | |
| 第4種 優先株式 | 2, 520 | _ | _ | 2, 520 | |
| 第5種 優先株式 | 4, 000 | _ | _ | 4, 000 | |
| 第6種 優先株式 | _ | 3, 000 | _ | 3, 000 | 注1 |
| 第9種 優先株式 | 10,000 | _ | 10, 000 | _ | 注 2 |
| 合計 | 2, 008, 258 | 78, 000 | 10,000 | 2, 076, 258 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 64, 133 | 40 | 4 | 64, 168 | 注3 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第9種 優先株式 | _ | 10,000 | 10,000 | _ | 注 2 |
| 合計 | 64, 133 | 10, 040 | 10, 004 | 64, 168 | |

⁽注) 1 新株の発行による増加であります。

² 第9種優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、第9種優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

³ 単元未満株式の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|------------|----------------|-----------------|--------------|------------|-----------|
| 平成21年5月15日 | 普通株式 | 10, 758 | 10.00 | 平成21年3月31日 | 平成21年6月9日 |
| 取締役会 | 種類株式 | | | | |
| | 丙種第一回 優先株式 | 816 | 68. 00 | | |
| | 己種第一回 優先株式 | 1, 480 | 185. 00 | | |
| | 第1種第一回 優先株式 | 8, 772 | 31. 90 | | |
| | 第2種第一回 優先株式 | 8, 988 | 31. 90 | | |
| | 第3種第一回 優先株式 | 8, 772 | 31. 90 | | |
| | 第4種 優先株式 | 2, 501 | 992. 50 | | |
| | 第5種 優先株式 | 3, 675 | 918. 75 | | |
| | 第9種 優先株式 | 3, 255 | 325. 50 | | |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 配当の原資 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|----------------|-----------------|-----------------|-------|------------|-----------|
| 平成22年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 11, 507 | 10.00 | 利益剰余金 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月9日 |
| 以种汉云 | 種類株式 | | | | | |
| | 丙種第一回 優先株式 | 816 | 68.00 | | | |
| | 己種第一回 優先株式 | 1, 480 | 185. 00 | | | |
| | 第1種第一回 優先株式 | 7, 887 | 28. 68 | | | |
| | 第2種第一回 優先株式 | 8, 081 | 28. 68 | | | |
| | 第3種第一回 優先株式 | 7, 887 | 28. 68 | | | |
| | 第4種 優先株式 | 2, 501 | 992. 50 | | | |
| | 第5種 優先株式 | 3, 675 | 918. 75 | | | |
| | 第6種 優先株式 | 1, 159 | 386. 51 | | | |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|--|
| ※1 現金及び現金同等物の中間期 | ※1 現金及び現金同等物の中間期 | ※1 現金及び現金同等物の期末残 |
| 末残高と中間連結貸借対照表に | 末残高と中間連結貸借対照表に | 高と連結貸借対照表に掲記され |
| 掲記されている科目の金額との | 掲記されている科目の金額との | ている科目の金額との関係 |
| 関係 | 関係 | 平成22年3月31日現在 |
| 平成21年9月30日現在 | 平成22年9月30日現在 | 現金預け金 1,607,691百万円 |
| 現金預け金 勘定 1,276,418百万円 | 現金預け金 勘定 1,348,480百万円 | 例足 |
| 日本銀行以外 への預け金 △357,822百万円 | 日本銀行以外 への預け金 △343,071百万円 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ |
| 現金及び 現金同等物 918, 596百万円 | 現金及び 現金同等物 1,005,408百万円 | 現金及び 現金同等物 1,285,371百万円 |
| UIX NUN II III | | ───────────────────────────────────── |

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|---|--|--|
| (借手側)1 ファイナンス・リース取引(1) リース資産の内容(ア) 有形固定資産主として、現金自動機であります。 | (借手側)1 ファイナンス・リース取引(1) リース資産の内容(ア) 有形固定資産同左 | (借手側)1 ファイナンス・リース取引(1) リース資産の内容(ア) 有形固定資産同左 |
| (イ)無形固定資産 ソフトウエアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウエアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 | (イ)無形固定資産 ソフトウエアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウエアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、5,311百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 | (イ)無形固定資産 ソフトウエアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウエアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、9、380百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 |
| 中間連結財務諸表作成のための 基本となる重要な事項「5.会 計処理基準に関する事項」の 「(4)減価償却の方法」に記載 のとおりであります。 | 同左 | 連結財務諸表作成のための基本 となる重要な事項「5. 会計処理 基準に関する事項」の「(4)減 価償却の方法」に記載のとおり であります。 |
| (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 | (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 | (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行っている所 有権移転外ファイナンス・リー ス取引 |
| ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 | ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 | ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び年度 末残高相当額 取得価額相当額 |
| 有形固定資産 8,431百万円 無形固定資産 468百万円 合計 8,900百万円 | 有形固定資産 4,082百万円 無形固定資産 401百万円 合計 4,484百万円 | 有形固定資産7,015百万円無形固定資産426百万円合計7,441百万円 |
| 減価償却累計額相当額 有形固定資産 6,051百万円 無形固定資産 210百万円 | 減価償却累計額相当額 有形固定資産 2,970百万円 無形固定資産 234百万円 | 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,374百万円 無形固定資産 217百万円 |
| 合計 6,262百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,380百万円 無形固定資産 257百万円 | 合計 3,205百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,112百万円 無形固定資産 166百万円 | 合計 5,591百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 1,640百万円 無形固定資産 209百万円 |
| 合計 2,637百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 | 合計 1,279百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額 | 合計1,849百万円・未経過リース料年度末残高相当額 |
| 1年内1,498百万円1年超1,526百万円合計3,025百万円 | 1 年内942百万円1 年超581百万円合計1,523百万円 | 1 年内1,110百万円1 年超1,046百万円合計2,157百万円 |
| <u>ын</u> 5,020日/ЛП | ⊔ ні 1, 525 ⊟ Д П | ⊔н 2,101 ⊟ /Л □ |

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 |
|-----------------------------------|-----------------------------------|---|
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| ・支払リース料、減価償却費相当 | ・支払リース料、減価償却費相当 | ・支払リース料、減価償却費相当 |
| 額及び支払利息相当額 | 額及び支払利息相当額 | 額及び支払利息相当額 |
| 支払リース料 922百万円 | 支払リース料 656百万円 | 支払リース料 1,806百万円 |
| 減価償却費相当額 831百万円 | 減価償却費相当額 570百万円 | 減価償却費相当額 1,601百万円 |
| 支払利息相当額 45百万円 | 支払利息相当額 23百万円 | 支払利息相当額 78百万円 |
| ・減価償却費相当額の算定方法 | ・減価償却費相当額の算定方法 | ・減価償却費相当額の算定方法 |
| リース期間を耐用年数とし、 | 同左 | 同左 |
| 残存価額を零とする定額法に | | |
| よっております。 | | |
| ・利息相当額の算定方法 | ・利息相当額の算定方法 | ・利息相当額の算定方法 |
| 主として、リース料総額とリ | 同左 | 主として、リース料総額とリ |
| ース物件の取得価額相当額と | | ース物件の取得価額相当額と |
| の差額を利息相当額とし、各 | | の差額を利息相当額とし、各 |
| | | |
| 中間連結会計期間への配分方 | | 連結会計年度への配分方法に |
| 法については、利息法によっ | | ついては、利息法によってお |
| ております。 | | ります。 |
| リース資産に配分された減損損失は | リース資産に配分された減損損失は | リース資産に配分された減損損失は |
| ありませんので、減損損失累計額相 | ありませんので、減損損失累計額相 | ありませんので、減損損失累計額相 |
| 当額等減損会計に係る項目の記載は | 当額等減損会計に係る項目の記載は | 当額等減損会計に係る項目の記載は |
| 省略しております。 | 省略しております。 | 省略しております。 |
| | | |
| 2 オペレーティング・リース取引 | 2 オペレーティング・リース取引 | 2 オペレーティング・リース取引 |
| オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 |
| のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 |
| 経過リース料 | 経過リース料 | 経過リース料 |
| 1年内 2,203百万円 | 1年内 3,993百万円 | 1年内 1,247百万円 |
| 1年超 4,879百万円 | 1 年超 26,647百万円 | 1年超 4,396百万円 |
| 合計 7,083百万円 | 合計 30,641百万円 | 合計 5,643百万円 |
| 1,0001/3/1 | 00,0110/311 | 5,01017313 |
| (貸手側) | (貸手側) | (貸手側) |
| 1 オペレーティング・リース取引 | | 1 オペレーティング・リース取引 |
| ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 | ・オペレーティング・リース取引 |
| のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 | のうち解約不能のものに係る未 |
| 経過リース料 | 経過リース料 | 経過リース料 |
| 1 年内 71百万円 | 1 年内 60百万円 | 1 年内 71百万円 |
| | | 1 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 |

1年超

合計

756百万円

827百万円

1年超

合計

646百万円

707百万円

1年超

合計

720百万円

792百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

| | 中間連結貸借対照 表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|------------------|--------------|----------|
| (1) 現金預け金 | 1, 348, 480 | 1, 348, 480 | _ |
| (2) コールローン及び買入手形 | 734, 264 | 734, 264 | _ |
| (3) 買入金銭債権 (*1) | 436, 949 | 438, 637 | 1, 688 |
| (4) 特定取引資産 | | | |
| 売買目的有価証券 | 343, 581 | 343, 581 | _ |
| (5) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1, 286, 658 | 1, 322, 673 | 36, 015 |
| その他有価証券 | 7, 753, 083 | 7, 753, 083 | _ |
| (6) 貸出金 | 25, 776, 877 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △365, 017 | | |
| | 25, 411, 860 | 25, 836, 277 | 424, 417 |
| (7) 外国為替(*1) | 63, 990 | 63, 990 | _ |
| 資産計 | 37, 378, 867 | 37, 840, 988 | 462, 120 |
| (1) 預金 | 32, 573, 611 | 32, 590, 269 | 16, 657 |
| (2) 譲渡性預金 | 1, 483, 610 | 1, 483, 644 | 34 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 176, 767 | 176, 767 | _ |
| (4) 売現先勘定 | 24, 998 | 24, 998 | _ |
| (5) 債券貸借取引受入担保金 | 10, 007 | 10, 007 | _ |
| (6) 借用金 | 905, 126 | 907, 516 | 2, 390 |
| (7) 外国為替 | 1, 806 | 1,806 | _ |
| (8) 社債 | 705, 521 | 723, 497 | 17, 976 |
| (9) 信託勘定借 | 345, 085 | 345, 085 | _ |
| 負債計 | 36, 226, 535 | 36, 263, 594 | 37, 058 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 69, 459 | 69, 459 | _ |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (26, 037) | (26, 350) | △313 |
| デリバティブ取引計 | 43, 421 | 43, 108 | △313 |

| | 契約額等 | 時価 |
|------------|----------|----------|
| その他 | | |
| 債務保証契約(*3) | 722, 301 | △20, 730 |

^(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

^(*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

^(*3)債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の中間連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法((6)参照)に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(4) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに 算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(5) 有価証券

株式は当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券(私募債を除く)は日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金 これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価 としております。

(6) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としておりま す。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) 有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

| | (1 = 1,711) |
|---------------|--------------|
| 区分 | 中間連結貸借対照表計上額 |
| 非上場株式(*1)(*2) | 82, 426 |
| 組合出資金(*2)(*3) | 27, 988 |
| 合 計 | 110, 414 |

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価 開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
- (*2)当中間連結会計期間において、非上場株式について538百万円、組合出資金について605百万円減損処理 を行なっております。
- (*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

Ⅱ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行持株会社である株式会社りそなホールディングスの傘下に3つの商業銀行を持つ総資産約40兆円を有する金融グループとして、真にお客さまに役立つ金融サービス業を目指し、様々な金融商品をお客さまのニーズに沿ってご提供させて頂いております。また自社の収益性向上、健全性確保の両面から、金融商品をリスクテイク、リスクコントロール等に幅広く活用しております。

具体的には、個人、法人等の様々なお客さまに対し、貸出、ローン、私募債引受け、保証等の与信業務を通じて、お客さまの資金ニーズに適切にお応えしております。

また、安定的な資金運用を目的とした国債等の債券、お客さまとの関係強化を目的とした株式等様々な有価証券を保有、運用しております。

近年、高度化・多様化しているお客さまのニーズに適切にお応えするため、金利関連や為替関連の デリバティブ商品をご提供しております。

また、これらの業務を行うため、当社グループは預金の受入れ、社債の発行、及びインターバンク 市場を通じた資金調達等、金融商品による調達を行っております。

当社グループでは、上記資金運用及び資金調達活動により生じる長短金利バランスのギャップや、金利変動リスクに対応しつつ、部門間での採算管理向上を図るため、資産及び負債の統合的管理(ALM)を行っております。その一環として長短金利ギャップ、金利変動リスクをヘッジするためデリバティブ取引を行うとともに、お客さまのデリバティブ契約に係るカバー取引を行っております。

当社グループの連結子会社・関連会社には、国内において銀行業務を行っている子会社、信用保証・債権管理回収等を行っている子会社、外国法に基づき外国において銀行業務を行っている子会社等があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出資産の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行は東京都・埼玉県を主とした首都圏、大阪府を主とした関西圏を主要な営業基盤としており、与信ポートフォリオにおいては、中堅・中小企業向け貸出金や、住宅ローンを中心とした個人向け貸出金が大きな割合を占めております。

これらの貸出金については、与信先の財務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

②有価証券の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行で保有している有価証券は、債券、株式、投資信託、投資事業組合出資金、 特定目的ファンドであり、これらは純投資や、円滑な資金繰り運営を行うためのほか、事業推進目的 等で保有しております。

当期の連結決算日現在における有価証券残高のうち、日本国債の占める割合は73%となっております。

保有している有価証券には、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により資産・負債 の価値またはそこから生み出される収益が変動し損失を被る市場リスク、及び有価証券の発行体の財 務状況の悪化等から資産の価値が減少ないし消失することにより損失を被る信用リスクがあります。

③デリバティブ取引の内容及びそのリスク

当社グループでは、金利関連、通貨関連、株式関連、債券関連のデリバティブ取引を取り扱っております。具体的には以下のとおりとなっております。

• 金利関連

金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション

• 通貨関連

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション

• 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

• 債券関連

債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供するうえで、また、当社グループの各銀行が晒される様々なリスクをコントロールするうえで、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社グループの各銀行では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営 戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下のとおり、お客さまのリスクヘッジニーズへの 対応、金融資産・負債のヘッジ取引、及びトレーディング取引の目的でデリバティブ取引を行ってお ります。

(i)お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社グループの各銀行のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。

当社グループの各銀行では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社グループの各銀行ではデリバティブ取引について次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・ 商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・ 自己責任の原則と取引能力

取引の前提として、お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・ 時価情報 (お客さまの含み損益の状況) の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的または随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

(ii)金融資産・負債のヘッジ取引

当社グループの各銀行では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスク・為替リスク等を適正にコントロールする手段として、金利スワップ・通貨スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。

金利リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値へッジ」や、将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローへッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。為替リスクについては、資産・負債の将来にわたる価値を為替変動から守るための「外貨建取引に係るヘッジ」を実施しております。

これらヘッジ取引となるデリバティブ取引については、検証方法に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行う等厳正な管理を実施しております。

金利リスクに係る「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング 化して重要な条件を確認することにより、または、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利 変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッ ジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

為替リスクに係る「外貨建取引に係るヘッジ」の場合は、ヘッジ手段の元本及び利息相当額を上回る外貨建金銭債権債務の元本及び利息相当額の存在を確認すること等により、ヘッジの有効性を検証しております。

(iii)トレーディング取引

当社グループの各銀行では、短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

デリバティブ取引のリスクには、取引相手方の信用リスク及び市場リスクがあります。

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額 計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推 進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設ける等して、与信判断・管理を行 う体制としております。また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行う 等の運営管理にも努めております。

デリバティブ取引に係る市場リスクについては、後述(3)②のとおり適切に管理しております。

④金融負債の内容及びそのリスク

当社グループの各銀行はお客さまからの預金受入れや、市場からの資金調達、及び社債等の発行にて資金調達を行っております。資金調達状況については、負債に占める預金の比率が85%となっております。

これらは、金融経済環境の変化等により、調達が困難になる流動性リスクがあります。

⑤銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社の内容及びそのリスク

当社グループの銀行子会社以外の子会社・持分法適用の関連会社には、信用保証業務を行っているりそな保証(株)、債権管理回収等を行っているりそな債権回収(株)、及びクレジットカード業務を行っているりそなカード(株)等があります。これらの子会社においては、その業務内容に応じ、信用リスク、市場リスク等があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループの各銀行では「グループリスク管理方針」に則って、信用リスク管理、市場リスク管理、流動性リスク管理の各基本方針を含む「リスク管理の基本方針」を各銀行の取締役会で制定し、これに基づきリスク管理業務の諸規程を整備する等リスク管理体制を構築しております。

また、各業務に内在するリスクの度合い、各業務担当部署によるリスク管理態勢を勘案のうえ、内部監査計画を策定し、監査等を行っております。

①信用リスクの管理

当社グループの各銀行における信用リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、営業推進関連部署から独立した信用リスク管理関連部署が与信判断と管理を行う体制となっております。

当社グループの各銀行では、信用リスク管理のための組織・体制として、融資会議及び信用リスク管理関連部署(信用リスク管理部署、審査管理部署、問題債権管理部署)を設け、適切な管理体制を構築しております。

融資会議は、信用リスク管理に係る執行部門の決議もしくは協議機関として、与信業務全般に関する重要事項の決議もしくは協議・報告等を行っております。

信用リスク管理部署は信用格付等の規程・手続に関する企画立案、及び審査管理等、信用リスク管理を適切に実施するための体制整備に関する企画立案を行っております。

審査管理部署は、与信先の業績・財務状況、定性面、資金使途、返済原資等を的確に把握するとと もに、与信案件のリスク特性等を踏まえて適切な審査を行い、与信案件の取上げを行っております。

問題債権管理部署は、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、その再生可能性を適切に見極めたうえで事業再生、整理・回収を行っております。

上記体制のもと、信用リスクの削減に向け、担保・保証等の保全強化による信用力補完、債権の質の向上等に努めております。保全となる担保としては、自行預金、国債等の債券や上場会社株式等の有価証券、商業手形、不動産等があります。その他、各種の保証、貸出金と非担保自行預金が相殺可能な銀行取引約定書等の契約、デリバティブ取引・レポ取引における相対ネッティング契約によっても保全を図っております。

また、与信ポートフォリオ全体の管理の観点から信用リスクを計測し、限度を設定することにより、信用リスクを一定の範囲内に抑制しております。

②市場リスクの管理

当社グループの各銀行における市場リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、取引実施部署(フロントオフィス)から独立したリスク管理部署(ミドルオフィス)及び事務管理部署(バックオフィス)を設置し相互牽制が働く体制としております。

また、資金・収益・リスク・コスト等の推移・状況を総合的に管理し、それらの対応を協議・報告する会議としてALM委員会を設置しております。

当社グループの各銀行は、上記「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に市場リスクを管理するために、「市場リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

また、市場取引の時価評価や、金利・株価・為替等市場のリスクファクターの変動により損失を被る市場リスクについてはVaR (バリュー・アット・リスク)によるリスク量算出を行うとともに、リスク限度、損失限度、ならびに商品別等のセンシティビティ限度額等を設定し、その遵守状況を管理しております。加えて、ストレスシナリオに基づく損失額も定期的に算出しております。

限度等の遵守状況を含むリスク量、損益の状況等については、モニタリングのうえ、経営宛報告を 行うとともに、リスク管理部署(ミドルオフィス)による取引実施部署(フロントオフィス)に対す る適切な牽制を行っております。

③流動性リスクの管理

当社グループの各銀行における流動性リスク管理体制については、「リスク管理の基本方針」に基づき、資金繰り管理部署と流動性リスク管理部署を設置し、相互牽制が働く体制としております。

また、ALM委員会や流動性リスク管理委員会により適時適切にモニタリング・経営宛報告を実施 しております。

当社グループの各銀行は、「リスク管理の基本方針」に則り適正かつ厳正に流動性リスクを管理するために、「流動性リスク管理規程」等の諸規程を整備しております。

資金繰り運営にあたっては、自社について流動性リスクの状況に係るフェーズ認定(平常時及び3 段階の流動性緊急時フェーズで設定)を行い、あらかじめ定めた各フェーズに該当する具体的対応策 を適時適切に実施する体制を整備しております。

グループ各銀行は、各々の規模・特性及び流動性リスクの状況を踏まえて、重要な流動性リスク管理指標を設定しモニタリングを実施しております。また必要に応じて、流動性リスク管理指標にガイドラインを設定し管理しております。

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を 余儀なくされたりすることにより損失を被る市場流動性リスクについても、取扱う市場取引の市場流 動性の状況を定期的にモニタリングする等、適切な管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。算定に採用した前提条件の内容については、後述 「2 金融商品の時価等に関する事項 (注1)金融商品の時価の算定方法」をご参照下さい。

なお、本件金融商品の時価等には、当社グループがお客さまに販売した投資信託等の貸借対照表に 計上されない取引は含まれておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません ((注2)参照)。

(単位:百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|----------------|--------------|----------|
| (1) 現金預け金 | 1, 607, 691 | 1, 607, 691 | _ |
| (2) コールローン及び買入手形 | 872, 442 | 872, 442 | _ |
| (3) 債券貸借取引支払保証金 | 56, 541 | 56, 541 | _ |
| (4) 買入金銭債権 (*1) | 419, 101 | 420, 855 | 1, 753 |
| (5) 特定取引資産 | | | |
| 売買目的有価証券 | 354, 146 | 354, 146 | _ |
| (6) 有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 1, 087, 202 | 1, 112, 046 | 24, 844 |
| その他有価証券 | 7, 703, 831 | 7, 703, 831 | _ |
| (7) 貸出金 | 26, 263, 548 | | |
| 貸倒引当金(*1) | △381, 379 | | |
| | 25, 882, 168 | 26, 250, 087 | 367, 918 |
| (8) 外国為替(*1) | 61, 269 | 61, 269 | _ |
| 資産計 | 38, 044, 396 | 38, 438, 913 | 394, 516 |
| (1) 預金 | 32, 955, 610 | 32, 974, 526 | 18, 916 |
| (2) 譲渡性預金 | 1, 119, 590 | 1, 119, 616 | 26 |
| (3) コールマネー及び売渡手形 | 393, 243 | 393, 243 | _ |
| (4) 売現先勘定 | 132, 976 | 132, 976 | _ |
| (5) 債券貸借取引受入担保金 | 55, 933 | 55, 933 | _ |
| (6) 借用金 | 623, 620 | 625, 108 | 1, 488 |
| (7) 外国為替 | 3, 085 | 3, 085 | _ |
| (8) 社債 | 850, 264 | 850, 361 | 96 |
| (9) 信託勘定借 | 376, 687 | 376, 687 | _ |
| 負債計 | 36, 511, 012 | 36, 531, 540 | 20, 527 |
| デリバティブ取引(*2) | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 71, 892 | 71, 892 | _ |
| ヘッジ会計が適用されているもの | (32, 653) | (32, 947) | △294 |
| デリバティブ取引計 | 39, 239 | 38, 944 | △294 |

| | 契約額等 | 時価 |
|------------|----------|----------|
| その他 | | |
| 債務保証契約(*3) | 760, 305 | △20, 972 |

- (*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。なお、買入金銭債権及び外国為替に対する個別貸倒引当金は重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。
- (*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。
- (*3)債務保証契約の「契約額等」は、「支払承諾」の連結貸借対照表計上額を記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3)債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価 としております。

(4) 買入金銭債権

貸付債権信託の受益権証書は、外部業者(ブローカー)から提示された価格の他、貸出金の時価の算定方法 ((7)参照) に準じた方法で算出した価格を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値をもとに 算出した価格、短期社債は、額面を市場金利で割り引いて算定した現在価値を時価としております。

(6) 有価証券

株式は当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価格、債券(私募債を除く)は日本証券業協会より公表される売買参考統計値をもとに算出した価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。私募債は、原則として内部格付に基づくそれぞれの区分、保全率ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(7) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結 貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(8) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間(1年以内)であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則として当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、及び(5) 債券貸借取引受入担保金 これらは、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価 としております。

(6) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(8) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、日本証券業協会より公表される公社債店頭売買参考統計値、又は 取引金融機関から提示された価格、もしくは元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り 引いて算定した現在価値を時価としております。

(9) 信託勘定借

信託勘定借は、信託勘定の余裕金、未運用元本を受け入れた実質的な短期の調達であり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

その他

債務保証契約

契約上の保証料の将来キャッシュ・フローと同様の新規契約を実行した場合に想定される保証料の将来キャッシュ・フローとの差額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先等に対する保証については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、当該価額を時価としておりま す。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (6) 有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

| | (1 = 1,711) |
|---------------|-------------|
| 区分 | 連結貸借対照表計上額 |
| 非上場株式(*1)(*2) | 94, 880 |
| 組合出資金(*2)(*3) | 29, 402 |
| 合 計 | 124, 283 |

- (*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価 開示の対象とはしておりません。上記は、投資損失引当金控除前、国内海外合計の計数であります。
- (*2)当連結会計年度において、非上場株式について2,161百万円、組合出資金について6,588百万円減損処理を行なっております。
- (*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。上記は、国内海外合計の計数であります。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1 年超 3 年以内 | 3年超 5年以内 | 5 年超 7 年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|--------------|---------------|-------------|---------------|--------------|-------------|
| 預け金 | 1, 162, 000 | | | | | _ |
| コールローン及び買入手形 | 872, 442 | _ | _ | _ | _ | |
| 債券貸借取引支払保証金 | 56, 541 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 買入金銭債権 | 204, 384 | 4, 069 | 16, 521 | 971 | _ | 195, 778 |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 15, 293 | 74, 892 | 316, 250 | 182, 910 | 375, 575 | 145, 400 |
| うち国債 | _ | 30,000 | 260, 000 | 120,000 | 284, 600 | 145, 400 |
| 地方債 | 5, 273 | 38, 890 | 55, 785 | 62, 700 | 90, 975 | _ |
| 社債 | 10, 020 | 6,002 | 465 | 210 | _ | _ |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | 2, 632, 729 | 1, 202, 299 | 2, 307, 264 | 73, 799 | 744, 227 | 245, 570 |
| うち国債 | 2, 369, 900 | 629, 361 | 1, 838, 300 | 50,000 | 659, 700 | 185, 100 |
| 地方債 | 17, 858 | 1,032 | 46, 712 | 6, 600 | 74, 131 | _ |
| 社債 | 237, 204 | 484, 571 | 379, 789 | 7, 761 | 4, 785 | 37, 253 |
| 貸出金 (*1) | 7, 215, 878 | 4, 352, 123 | 2, 882, 372 | 1, 771, 121 | 2, 207, 865 | 7, 587, 006 |
| 外国為替 | 61, 269 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 12, 220, 540 | 5, 633, 385 | 5, 522, 407 | 2, 028, 801 | 3, 327, 668 | 8, 173, 755 |

^(*1)貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの247,180百万円は含めておりません。また、取立不能見込額として 債権額から直接減額した金額を控除しております。

(注4) 社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1 年超 3 年以内 | 3 年超 5 年以内 | 5 年超 7 年以内 | 7年超 10年以内 | 10年超 |
|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------|
| 預金(*1) | 29, 716, 335 | 2, 367, 808 | 871, 453 | 12 | _ | _ |
| 譲渡性預金 | 1, 112, 690 | 6, 900 | _ | _ | _ | _ |
| コールマネー及び売渡手形 | 393, 243 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 売現先勘定 | 132, 976 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 債券貸借取引受入担保金 | 55, 933 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 借用金 | 565, 842 | 3, 869 | 1,817 | 14, 057 | 13, 032 | 25,000 |
| 外国為替 | 3, 085 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 社債 (*2) | 61, 323 | 20, 980 | 50,000 | 176, 950 | 224, 300 | _ |
| 信託勘定借 | 376, 687 | _ | _ | _ | _ | _ |
| 合計 | 32, 418, 118 | 2, 399, 558 | 923, 271 | 191, 019 | 237, 332 | 25, 000 |

^(*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

^(*2)社債のうち、期間の定めのないもの316,944百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

- I 前中間連結会計期間末
- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載 しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。
- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価(百万円) | 差額(百万円) |
|-----|-----------------------|----------|---------|
| 国債 | 683, 400 | 696, 731 | 13, 331 |
| 地方債 | 238, 997 | 247, 937 | 8, 939 |
| 合計 | 922, 397 | 944, 668 | 22, 271 |

- (注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

| | 取得原価(百万円) | 中間連結貸借対照表計上額 (百万円) | 評価差額(百万円) |
|-----|-------------|-----------------------|-----------|
| 株式 | 353, 402 | 490, 730 | 137, 328 |
| 債券 | 6, 463, 911 | 6, 450, 173 | △13, 737 |
| 国債 | 5, 886, 741 | 5, 869, 162 | △17, 578 |
| 地方債 | 100, 513 | 102, 755 | 2, 242 |
| 社債 | 476, 656 | 478, 255 | 1, 599 |
| その他 | 291, 530 | 287, 398 | △4, 131 |
| 合計 | 7, 108, 843 | 7, 228, 303 | 119, 459 |

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,508百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|-----------|----------|
| 満期保有目的の債券 | |
| 非上場内国債券 | 21,670 |
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 67, 192 |
| 非上場内国債券 | 333, 574 |

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載 しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|------------------------------------|-----------|-------------------|-------------|-------------|
| | 国債 | 997, 790 | 1, 018, 706 | 20, 916 |
| 時価が中間連結 貸借対照表計上 | 地方債 | 275, 371 | 290, 290 | 14, 919 |
| 額を超えるもの | 社債 | 11, 567 | 11, 801 | 234 |
| | 小計 | 1, 284, 728 | 1, 320, 798 | 36, 070 |
| 時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないも の | 社債 | 1,930 | 1,874 | △55 |
| 1 | 合計 | 1, 286, 658 | 1, 322, 673 | 36, 015 |

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

| | 種類 | 中間連結貸借対照表計上額(百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|-----|-------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 322, 453 | 217, 338 | 105, 115 |
| | 債券 | 4, 231, 040 | 4, 204, 319 | 26, 721 |
| 中間連結貸借対 | 国債 | 3, 162, 750 | 3, 148, 757 | 13, 993 |
| 照表計上額が取 得原価を超える | 地方債 | 127, 723 | 122, 015 | 5, 708 |
| 6 0 | 社債 | 940, 566 | 933, 547 | 7, 019 |
| | その他 | 108, 681 | 104, 702 | 3, 979 |
| | 小計 | 4, 662, 176 | 4, 526, 360 | 135, 816 |
| | 株式 | 116, 695 | 139, 701 | △23, 006 |
| | 債券 | 2, 946, 960 | 2, 959, 270 | △12, 309 |
| 中間連結貸借対 | 国債 | 2, 774, 031 | 2, 784, 929 | △10,898 |
| 照表計上額が取 得原価を超えな | 地方債 | 518 | 519 | △1 |
| いもの | 社債 | 172, 410 | 173, 821 | △1,410 |
| | その他 | 161, 844 | 167, 012 | △5, 168 |
| | 小計 | 3, 225, 500 | 3, 265, 985 | △40, 485 |
| | 合計 | 7, 887, 676 | 7, 792, 345 | 95, 330 |

(注) 非上場株式(中間連結貸借対照表計上額63,320百万円)及び組合出資金(同23,197百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、4,217百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証

券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。 正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落 要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

Ⅲ 前連結会計年度末

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中の 信託受益権、並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

| | 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円) |
|----------|------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 164 |

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 時価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|-----|------------------|-------------|-------------|
| | 国債 | 817, 238 | 833, 043 | 15, 804 |
| 時価が連結貸借 対照表計上額を | 地方債 | 239, 271 | 248, 288 | 9, 017 |
| 超えるもの | 社債 | 12, 520 | 12, 730 | 210 |
| | 小計 | 1, 069, 029 | 1, 094, 061 | 25, 032 |
| 時価が連結貸借 | 地方債 | 13, 995 | 13, 885 | △109 |
| 対照表計上額を | 社債 | 4, 177 | 4, 098 | △78 |
| 超えないもの | 小計 | 18, 172 | 17, 984 | △187 |
| | 合計 | 1, 087, 202 | 1, 112, 046 | 24, 844 |

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

| | 種類 | 連結貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|--------------------|-----|---------------------|---------------|-------------|
| | 株式 | 401, 479 | 257, 750 | 143, 728 |
| | 債券 | 2, 168, 101 | 2, 154, 228 | 13, 872 |
| 連結貸借対照表 | 国債 | 1, 275, 403 | 1, 268, 368 | 7, 035 |
| 計上額が取得原 | 地方債 | 109, 193 | 106, 895 | 2, 297 |
| 価を超えるもの | 社債 | 783, 503 | 778, 964 | 4, 539 |
| | その他 | 84, 021 | 78, 966 | 5, 055 |
| | 小計 | 2, 653, 601 | 2, 490, 945 | 162, 656 |
| | 株式 | 73, 113 | 86, 786 | △13, 673 |
| | 債券 | 4, 877, 914 | 4, 900, 897 | △22, 982 |
| 連結貸借対照表 | 国債 | 4, 466, 726 | 4, 487, 346 | △20, 620 |
| 計上額が取得原 価を超えないも | 地方債 | 39, 095 | 39, 351 | △255 |
| 0 | 社債 | 372, 093 | 374, 200 | △2, 107 |
| | その他 | 249, 710 | 255, 103 | △5, 392 |
| | 小計 | 5, 200, 738 | 5, 242, 787 | △42, 048 |
| | 合計 | 7, 854, 340 | 7, 733, 733 | 120, 607 |

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額75,659百万円)及び組合出資金(同24,657百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当ありません。
- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

| | 売却額(百万円) | 売却益の合計額(百万円) | 売却損の合計額(百万円) |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 株式 | 19, 639 | 6, 970 | 120 |
| 債券 | 30, 285, 849 | 38, 353 | 8, 230 |
| 国債 | 29, 753, 577 | 35, 227 | 8, 143 |
| 地方債 | 161, 069 | 828 | 81 |
| 社債 | 371, 202 | 2, 297 | 6 |
| その他 | 447, 644 | 4, 051 | 2, 010 |
| 合計 | 30, 753, 133 | 49, 376 | 10, 361 |

6 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、2,744百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先:原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先:時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先:時価が取得原価に比べて下落

(金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
 - 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
 - 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在) 該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在) 該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在) 該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在) 該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|----------|
| 評価差額 | 107, 869 |
| その他有価証券 | 107, 869 |
| その他の金銭の信託 | _ |
| (△)繰延税金負債 | 23, 546 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 84, 323 |
| (△)少数株主持分相当額 | 49 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | 11 |
| その他有価証券評価差額金 | 84, 284 |

⁽注)評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額11,589百万円を除いております。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 84, 225 |
| その他有価証券 | 84, 225 |
| その他の金銭の信託 | _ |
| (△)繰延税金負債 | 24, 010 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 60, 215 |
| (△)少数株主持分相当額 | 121 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額 | 57 |
| その他有価証券評価差額金 | 60, 151 |

⁽注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当中間連結会計期間末までに損益に反映させた額11,105百万円を除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|----------|
| 評価差額 | 109, 501 |
| その他有価証券 | 109, 501 |
| その他の金銭の信託 | _ |
| (△)繰延税金負債 | 26, 234 |
| その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前) | 83, 267 |
| (△)少数株主持分相当額 | 190 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額 | 52 |
| その他有価証券評価差額金 | 83, 129 |

⁽注) 評価差額からは、時価ヘッジにより当連結会計年度末までに損益に反映させた額11,105百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-------------|---------|--------------|---------|-----------|
| 金融商品 取引所 | 金利先物 22 | | △163 | △163 |
| | 金利スワップ | 19, 301, 427 | 21, 990 | 21, 879 |
| 店頭 | キャップ | 55, 352 | 322 | 607 |
| 卢妈 | フロアー | 73, 238 | 831 | 894 |
| | スワップション | 653, 300 | 95 | △171 |
| | 合計 | _ | 23, 077 | 23, 045 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種 別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いてお ります。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|---------|-------------|----------|-----------|
| | 通貨スワップ | 2, 908, 432 | △3, 496 | 48, 051 |
| 店頭 | 為替予約 | 1, 699, 113 | ∆38, 333 | △38, 333 |
| | 通貨オプション | 2, 847, 952 | 93, 991 | 98, 962 |
| | 合計 | _ | 52, 161 | 108, 680 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務 等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外 貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-------------|---------------------|------------------|-----------|---------------|
| 金融商品 取引所 | 株式指数先物 株式指数オプション | 3, 030 1, 850 | △3 △19 | $\triangle 3$ |
| | 合計 | _ | △22 | 0 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 金融商品 取引所 | 債券先物 | 95, 925 | △303 | △303 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | 916, 251 | 307 | △41 |
| | 合計 | _ | 3 | △345 |

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- (5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在) 該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-----------|---------------|-----------------------------|---------------|---------------|
| | 金利先物 | | | | |
| 金融商品 取引所 | 売建 | 116, 757 | 9, 337 | △971 | △971 |
| 100 | 買建 | 76, 011 | 34, 223 | 89 | 89 |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 14, 967, 067 | 9, 085, 310 | 221, 053 | 221, 053 |
| | 受取変動・支払固定 | 11, 429, 565 | 8, 465, 391 | △213, 144 | △213, 144 |
| | 受取変動・支払変動 | 2, 618, 000 | 1, 837, 000 | 3, 102 | 3, 102 |
| | キャップ | | | | |
| | 売建 | 102, 400 | 95, 531 | △1, 484 | 1, 661 |
| 店頭 | 買建 | 2, 585 | 285 | $\triangle 3$ | $\triangle 2$ |
| | フロアー | | | | |
| | 売建 | 9, 000 | 9,000 | 465 | △256 |
| | 買建 | 73, 864 | 73, 262 | 2, 061 | 1, 857 |
| | スワップション | | | | |
| | 売建 | 5, 395, 000 | 875, 000 | 5, 710 | 231 |
| | 買建 | 1, 074, 000 | 403, 000 | 11, 866 | 1, 133 |
| | 金利スワップ | | | | |
| 連結会社間 取引 | 受取固定・支払変動 | 106, 900 | 86, 500 | 2, 051 | 2, 051 |
| | 受取変動・支払固定 | 15, 000 | <u> </u> | △69 | △69 |
| _ | 合計 | | | 21, 344 | 16, 736 |

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|---------|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|
| | 通貨スワップ | 2, 681, 849 | 2, 369, 687 | △9, 259 | 49, 118 |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 562, 157 | 233, 285 | 22, 794 | 22, 794 |
| 店頭 | 買建 | 1, 004, 646 | 565, 254 | △75, 153 | △75, 153 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 1, 492, 732 | 1, 219, 509 | 94, 089 | 11, 739 |
| | 買建 | 1, 550, 969 | 1, 254, 827 | 204, 566 | 99, 487 |
| | 合計 | | | 48, 857 | 107, 986 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|---------|-----------------------|---------------|-----------------------------|-------------|---------------|
| 金融商品取引所 | 株式指数オプション 売建 買建 | 1, 875 — | | 29 | 4 |
| | 合計 | | | △29 | 4 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|-----------|---------------|-----------------------------|-------------|---------------|
| | 債券先物 | | | | |
| | 売建 | 92, 087 | _ | △713 | △713 |
| 金融商品 | 買建 | 12, 905 | _ | 2 | 2 |
| 取引所 | 債券先物オプション | | | | |
| | 売建 | 3, 612 | _ | 2 | 0 |
| | 買建 | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | | | △713 | △710 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 - (5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 | 貸出金、預金等の 有利息の金融資 産・負債 | 1, 714, 057 1, 215, 000 | 1, 579, 057 1, 010, 000 | 98, 722 △62, 983 |
| 金利スワップ の特例処理 | 金利スワップ 受取変動・支払固定 | 貸出金 | 37, 293 | 26, 893 | △313 |
| | 合計 | | | | 35, 426 |

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|--------|----------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 通貨スワップ | 外貨建の預金、社 債等 | 284, 332 | 212, 458 | △61,776 |

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-------------|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | 金利先物 | | | | |
| 金融商品 取引所 | 売建 | 201, 905 | 89, 511 | △302 | △302 |
| 1/31/31 | 買建 | 54, 802 | 34, 097 | △8 | △8 |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 8, 766, 944 | 5, 612, 403 | 141, 171 | 141, 134 |
| | 受取変動・支払固定 | 7, 582, 317 | 5, 700, 326 | △123, 031 | △123, 031 |
| | 受取変動・支払変動 | 2, 145, 000 | 1, 097, 000 | 1, 058 | 1, 058 |
| | キャップ | | | | |
| | 売建 | 71, 933 | 63, 739 | △724 | 937 |
| 店頭 | 買建 | 2, 700 | 1, 800 | △5 | $\triangle 4$ |
| | フロアー | | | | |
| | 売建 | 9, 000 | 9,000 | 438 | △211 |
| | 買建 | 74, 726 | 74, 490 | 1, 610 | 1, 407 |
| | スワップション | | | | |
| | 売建 | 215, 000 | _ | 789 | △94 |
| | 買建 | 3, 300 | 2, 300 | 46 | 20 |
| | 金利スワップ | | | | |
| 連結会社間取引 | 受取固定・支払変動 | 104, 400 | 93, 500 | 2, 047 | 2, 047 |
| | 受取変動・支払固定 | 25, 000 | _ | △151 | △151 |
| | 合計 | | | 21, 933 | 22, 802 |

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|---------|-------------|-----------------------------|-------------|---------------|
| | 通貨スワップ | 2, 933, 122 | 2, 717, 249 | △8, 351 | 34, 754 |
| | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | 571, 863 | 259, 878 | △1, 152 | △1, 152 |
| 店頭 | 買建 | 1, 135, 327 | 601, 962 | △17, 075 | △17, 075 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 | 1, 627, 359 | 1, 334, 474 | 92, 475 | 11, 863 |
| | 買建 | 1, 693, 574 | 1, 382, 516 | 168, 882 | 66, 758 |
| | 合計 | | | 49, 827 | 95, 147 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|-----------|------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | 株式指数先物 | | | | |
| | 売建 | 2, 977 | _ | △16 | △16 |
| 金融商品 | 買建 | _ | _ | _ | _ |
| 取引所 | 株式指数オプション | | | | |
| | 売建 | 6,600 | _ | 101 | △37 |
| | 買建 | 2, 625 | _ | 2 | △24 |
| | 合計 | | | △115 | △78 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|-----------|------------|----------------------------|-------------|---------------|
| | 債券先物 | | | | |
| | 売建 | 53, 813 | _ | 250 | 250 |
| 金融商品 | 買建 | 321 | _ | 0 | 0 |
| 取引所 | 債券先物オプション | | | | |
| | 売建 | 6, 825 | _ | 4 | 2 |
| | 買建 | _ | _ | _ | _ |
| | 合計 | | | 246 | 253 |

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 - 2 時価の算定 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在) 該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在) 該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------|
| 原則的処理方法 | 金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 | 貸出金、預金等の 有利息の金融資 産・負債 | 1, 732, 856 1, 215, 000 | 1, 524, 856 1, 070, 000 | 66, 640 △46, 457 |
| 金利スワップ の特例処理 | 金利スワップ 受取変動・支払固定 | 貸出金 | 35, 062 | 24, 156 | △294 |
| | 合計 | | | | 19, 888 |

- (注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

| ヘッジ会計 の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1 年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|--------|----------------|------------|-----------------------------|-------------|
| 原則的処理 方法 | 通貨スワップ | 外貨建の預金、社 債等 | 421, 882 | 284, 332 | △52, 836 |

- (注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
 - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
 - (3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

- 1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容
 - ① 結合企業

名称 : 株式会社りそな銀行 事業の内容 : 銀行・信託業務

② 被結合企業

名称: りそな信託銀行株式会社 事業の内容: 銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

- (4) 取引の目的を含む取引の概要
 - ① 合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベル を高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) 記載すべき重要な事項はありません。 Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

- 1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
- (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容
 - 結合企業

名称: 株式会社りそな銀行

事業の内容 : 銀行・信託業務

② 被結合企業

名称: りそな信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

- (4) 取引の目的を含む取引の概要
 - ① 合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベル を高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及 び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に 基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。 (セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90% を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

(1)セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、 当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となって いるものであります。

当グループでは、グループ傘下銀行3社(株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行)の管理会計を共通化した「グループ事業部門別管理会計」において、グループ事業部門を「個人部門」「法人部門」「市場部門」に区分して算定を行っているため、この3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な事業活動は、以下のとおりであります。

| 報告セグメント | 主な事業活動 |
|---------|---|
| 個人部門 | 主として、個人のお客さまを対象として、個人ローン・資産運用・資産承継等に係るコンサルティングを中心とした事業活動を展開しております。 |
| 法人部門 | 主として、法人のお客さまを対象として、企業向貸出、信託を活用した資産運用、不動産業務、企業年金、資産承継等、事業成長のサポートを中心とした事業活動を展開しております。 |
| 市場部門 | 主として、資金・為替・債券・デリバティブ等につきまして、金融市場を通じた調達と運用を行っております。 |

(2)セグメント損益項目の概要

当グループは、銀行業が一般事業会社と異なる収支構造を持つこと等から、売上高、営業利益等の指標に代えて、銀行業における一般的な収益指標である「業務粗利益」「業務純益」をベースとしたセグメント別の収益管理を行っております。

それぞれの損益項目の概要は、以下のとおりであります。

①業務粗利益

預金・貸出金、有価証券等の利息収支などを示す「資金利益」や、各種手数料などの収支を示す「役務 取引等利益」などを含んでおり、連結財務諸表上の経常収益(株式等売却益などのその他経常収益を除 く)から経常費用(営業経費及び貸倒引当金繰入額などのその他経常費用を除く)を差し引いた金額であ ります。

②経費

銀行の業務活動での人件費等の費用であり、連結財務諸表上の営業経費から退職給付費用の一部等を除いた金額であります。

③実勢業務純益

業務粗利益(信託勘定に係る不良債権処理額を除く)から人件費等の経費を差し引いたものであり、銀行本来の業務活動による利益を表わしております。

④与信費用

その他経常費用に含まれる貸倒引当金繰入額及び貸出金償却等、与信関連の費用の合計額から、特別利益に含まれる償却債権取立益等を控除した金額であります。

⑤与信費用控除後業務純益

実勢業務純益から与信費用を控除したものであり、当グループではこれをセグメント利益としております。

2 報告セグメントごとの利益又は損失の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。なお、市場部門で調達した資金を個人部門、法人部門で活用する場合、社内の一定のルールに基づいて算出した損益を、それぞれの部門の業績として振り分けております。

当グループでは、資産を事業セグメント別に配分していないことから、セグメント資産の開示を省略しております。

3 報告セグメントごとの利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | | その他 | 合 計 |
|----------------|----------|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| | 個人部門 | 法人部門 | 市場部門 | 計 | ~ V)11€ | 合 計 |
| 業務粗利益 | 158, 459 | 129, 614 | 41, 286 | 329, 359 | △2, 809 | 326, 550 |
| 経費 | △97, 461 | △72, 050 | △4, 479 | △173, 991 | _ | △173, 991 |
| 実勢業務純益 | 60, 997 | 57, 550 | 36, 806 | 155, 354 | △2, 809 | 152, 545 |
| 与信費用 | △14, 792 | △15, 733 | _ | △30, 525 | _ | △30, 525 |
| 与信費用控除後業務純益(計) | 46, 205 | 41, 817 | 36, 806 | 124, 829 | △2, 809 | 122, 020 |

- (注) 1 合計金額は、グループ傘下銀行3社及び当社子会社であるローン保証会社3社の計数を計上しております。
 - 2 個人部門には、当社子会社であるローン保証会社3社の業績を含めております。
 - 3 法人部門の実勢業務純益は、信託勘定に係る不良債権処理額14百万円を除いております。
 - 4 市場部門の業務粗利益には、株式関連損益の一部を含めております。
 - 5 「その他」の区分には、事業セグメントに該当しない経営管理部門の計数等が含まれております。
 - 6 減価償却費は、経費に含まれております。

4 報告セグメントの合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

| 利 益 | 金額 |
|-----------------------|----------|
| 報告セグメント計 | 124, 829 |
| 「その他」の区分の利益 | △2, 809 |
| 与信費用以外の臨時損益 | 1, 645 |
| 与信費用以外の特別損益 | △1, 126 |
| 報告セグメント対象外の連結子会社利益等 | 7, 397 |
| 中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益 | 129, 936 |

- (注)1 与信費用以外の臨時損益には、株式関連損益及び退職給付費用の一部等が含まれております。
 - 2 与信費用以外の特別損益には、減損損失等が含まれております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

当グループは、サービスに基づいてセグメントを区分しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1)経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当グループでは、減損損失を事業セグメント別に配分していないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|-----------------------------|---|--|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 35. 31 | 74. 67 | 44. 77 |
| 1株当たり中間(当期) 純利益金額 | 円 | 78. 87 | 58. 00 | 88. 32 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 | 円 | 36. 08 | 26. 47 | 52. 94 |

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|-------------------------------------|-----|----------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額 | 百万円 | 2, 143, 716 | 1, 858, 586 | 2, 271, 897 |
| 純資産の部の合計額から控除する 金額 | 百万円 | 2, 103, 074 | 1, 772, 647 | 2, 220, 374 |
| うち少数株主持分 | 百万円 | 116, 513 | 111, 085 | 125, 326 |
| うち優先株式 | 百万円 | 1, 986, 561 | 1, 661, 561 | 2, 061, 561 |
| うち優先配当額 | 百万円 | - | _ | 33, 487 |
| 普通株式に係る(中間)期末の 純資産額 | 百万円 | 40, 641 | 85, 939 | 51, 523 |
| 1株当たり純資産額の算定に用い られた(中間)期末の普通株式の数 | 千株 | 1, 150, 795 | 1, 150, 784 | 1, 150, 789 |

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|-----|--|--|--|
| 1株当たり中間(当期)純利益金額 | | | | |
| 中間(当期)純利益 | 百万円 | 85, 593 | 81, 778 | 132, 230 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | = | 15, 032 | 33, 487 |
| うち優先配当額 | 百万円 | _ | _ | 33, 487 |
| うち配当優先株式に係る 消却差額 | 百万円 | _ | 15, 032 | - |
| 普通株式に係る中間(当期) 純利益 | 百万円 | 85, 593 | 66, 745 | 98, 743 |
| 普通株式の(中間)期中 平均株式数 | 千株 | 1, 085, 234 | 1, 150, 786 | 1, 117, 924 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり 中間(当期)純利益金額 | | | | |
| 中間(当期)純利益調整額 | 百万円 | _ | _ | 24, 671 |
| うち優先配当額 | 百万円 | _ | _ | 24, 671 |
| 普通株式増加数 | 千株 | 1, 286, 866 | 1, 370, 636 | 1, 213, 170 |
| うち優先株式 | 千株 | 1, 286, 866 | 1, 370, 636 | 1, 213, 170 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益を81の算定に含めなかった 潜在株式の概要 | | 該当ありません。 | 該当ありません | 己種第一回優先株式 (発行済株式総数 8,000千株) なお、上記優先株式の概要は、 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとお りであります。 |

| V. I. 885-24 A 31 He 88 | Mr. I. 88Mar. A 31 May 88 | V. Sevil, A 31 Fe Fe |
|---|---------------------------|-------------------------|
| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| 1 重要な新株の発行 | | |
| 当社は、平成21年10月30日に、第 | | |
| 三者割当の方法による優先株式の発 | | |
| 行を決定いたしました。その概要は | | |
| 以下のとおりであります。 | | |
| (1)募集等の方法 第三者割当 | | |
| (2)発行する株式の種類 | | |
| 第6種優先株式 | | |
| (3)発行する株式の数 3,000,000株 | | |
| (4)発行価額 1株につき金25,000円 | | |
| | | |
| (5)発行価額の総額 75,000百万円 (6)発行価額のうち資本金へ組み入 | | |
| | | |
| れる額 1株につき金12,500円 | | |
| (7)発行価額のうち資本準備金へ組 | | |
| み入れる額 1株につき金12,500円 | | |
| (8)申込期日 平成21年10月30日 | | |
| (9)払込期日 平成21年12月8日 | | |
| (10)資金の使途 | | |
| 財務基盤の強化ならびに公的資金返 | | |
| 済に向けた適切な資本政策の運営を | | |
| 実現するため。 | | |
| (11)その他重要な事項 | | |
| 会社法第447条第3項及び会社法第 | | |
| 448条第3項に基づく、株式発行と | | |
| 同時の資本金の額及び資本準備金の | | |
| 額の減少を行う予定であります。 | | |
| 0 手再よ次十人日が進歴人の計小 | | |
| 2 重要な資本金及び準備金の減少 | | |
| 当社は、平成21年10月30日に、資 | | |
| 本金の額及び資本準備金の額の減少 | | |
| を行うことを決定いたしました。そ | | |
| の概要は以下のとおりであります。 | | |
| (1)目的 | | |
| 第6種優先株式の発行により払い込 | | |
| まれた資金を自己株式の取得原資 | | |
| (分配可能額)である「その他資本剰 | | |
| 余金」へと振り替えることにより、 | | |
| 公的資金返済に向けた機動的かつ適 | | |
| 切な資本政策運営を実現するため。 | | |
| (2)資本金及び準備金の減少の方法 | | |
| 会社法第447条第3項及び会社法第 | | |
| 448条第3項に基づく、株式発行と | | |
| 同時の資本金の額及び資本準備金の | | |
| 額の減少の手続きによる。 | | |
| (3)減少する資本金の額 | | |
| 37,500百万円 | | |
| (4)減少する資本準備金の額 | | |
| 37,500百万円 | | |
| (5)減少する発行済株式数 なし | | |
| (6) 法定公告掲載日 | | |
| 平成21年11月6日 | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|--|
| (7)債権者異議申述最終期日 平成21年12月7日 (8)効力発生日 平成21年12月8日 (9)その他重要な事項 同時に第6種優先株式の発行により 資本金及び資本準備金を増額する予 定となっておりますので、効力発生 日後の資本金の額及び資本準備金の 額が同日前を下回ることはありませ ん。 | T 1/3221 07,00H7 | T. 1/3221 0/3014/ |
| | | |

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

| | | (単位:百万円) |
|-----------------|---|---|
| | 前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) | 当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日) |
| 経常収益 | 246, 884 | |
| 資金運用収益 | 147, 178 | |
| (うち貸出金利息) | 127, 399 | |
| (うち有価証券利息配当金) | 13, 466 | |
| 信託報酬 | 9, 774 | |
| 役務取引等収益 | 43, 902 | |
| 特定取引収益 | 18, 583 | |
| その他業務収益 | 14, 582 | |
| その他経常収益 | 12, 862 | |
| 経常費用 | 209, 000 | |
| 資金調達費用 | 23, 021 | 17, 142 |
| (うち預金利息) | 13, 704 | |
| 役務取引等費用 | 13, 821 | 14, 341 |
| 特定取引費用 | 184 | 86 |
| その他業務費用 | 18, 749 | 17, 053 |
| 営業経費 | 98, 440 | 92, 393 |
| その他経常費用 | ※ 1 54, 783 | ※ 1 50, 528 |
| 経常利益 | 37, 884 | 47, 200 |
| 特別利益 | 12, 502 | 9, 407 |
| 固定資産処分益 | _ | 129 |
| 償却債権取立益 | 7, 824 | 9, 278 |
| その他の特別利益 | ※ 2 4, 678 | - |
| 特別損失 | 446 | 1, 011 |
| 固定資産処分損 | 313 | 418 |
| 減損損失 | 132 | 592 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 49, 940 | 55, 596 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2, 782 | 1, 627 |
| 法人税等調整額 | 16, 118 | |
| 法人税等合計 | 18, 900 | 26, 520 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | | 29, 076 |
| 少数株主利益 | 158 | 957 |
| 四半期純利益 | 30, 881 | 28, 118 |

| 前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日) | 当第 2 四半期連結会計期間 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成22年 9 月30日) |
|---|---|
| ※1 「その他経常費用」には、貸倒引 | ※1 「その他経常費用」には、貸倒 |
| 当金繰入額31,005百万円、貸出金 | 当金繰入額19,130百万円、貸出 |
| 償却13,916百万円、株式等償却 | 償却16,511百万円、株式等売去 |
| 1,697百万円を含んでおります。 | 2,854百万円、株式等償却2,830 |

※2 「その他の特別利益」は、一部の 銀行業を営む国内連結子会社にお ける劣後特約付社債の買入消却益 であります。

倒引 出金 却損 30百 万円を含んでおります。

(1)【中間貸借対照表】

(単位:百万円) 前事業年度の 前中間会計期間末 (平成21年9月30日) 当中間会計期間末 要約貸借対照表 (平成22年9月30日) (平成22年3月31日) 資産の部 流動資産 現金及び預金 371 643 266 有価証券 116, 200 558, 700 533, 900 前払費用 7 6 15, 916 繰延税金資産 56 82 未収収益 20 6 20 未収入金 24,029 10, 340 38,890 未収還付法人税等 3,809 2,716 6, 539 604, 611 流動資産合計 578, 319 129, 593 固定資産 有形固定資産 工具、器具及び備品 (純額) 6 6 7 リース資産 (純額) 8 有形固定資産合計 Ж1 6 Ж1 15 Ж1 6 無形固定資産 商標権 36 24 30 ソフトウエア 5 無形固定資産合計 42 30 35 投資その他の資産 関係会社株式 1, 106, 704 1, 119, 003 1, 119, 003 関係会社長期貸付金 **※**2 100,000 **%**2 89, 500 **%**2 89,500 その他 1 4 4 △4, 159 △4,016 投資損失引当金 投資その他の資産合計 1, 206, 709 1, 204, 491 1, 204, 345 固定資産合計 1, 204, 391 1, 204, 534 1,206,758資産合計 1, 785, 078 1, 333, 984 1, 809, 145

| | | | (単位・日ガロ) |
|------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| | 前中間会計期間末 (平成21年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成22年9月30日) | 前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日) |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 1年内償還予定の社債 | 90, 000 | 30,000 | 60,000 |
| 未払金 | 233 | 10, 583 | 375 |
| 未払費用 | 576 | 334 | 385 |
| 未払法人税等 | 9 | 14 | 16 |
| 未払消費税等 | 15 | 25 | 0 |
| 賞与引当金 | 196 | 187 | 279 |
| その他 | 198 | 227 | 184 |
| 流動負債合計 | 91, 231 | 41, 373 | 61, 242 |
| 固定負債 | • | | |
| 社債 | 80,000 | 50, 000 | 50,000 |
| リース債務 | <u> </u> | 6 | _ |
| 固定負債合計 | 80,000 | 50, 006 | 50,000 |
| 負債合計 | 171, 231 | 91, 380 | 111, 242 |
| 純資産の部 | | | |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| その他資本剰余金 | 101, 898 | _ | 176, 898 |
| 資本剰余金合計 | 429, 100 | 327, 201 | 504, 099 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | 944, 379 | 675, 048 | 953, 442 |
| 利益剰余金合計 | 944, 379 | 675, 048 | 953, 442 |
| 自己株式 | △86, 834 | △86, 846 | △86, 840 |
| 株主資本合計 | 1, 613, 847 | 1, 242, 604 | 1, 697, 902 |
| 純資産合計 | 1, 613, 847 | 1, 242, 604 | 1, 697, 902 |
| 負債純資産合計 | 1, 785, 078 | 1, 333, 984 | 1, 809, 145 |
| | | | |

(単位:百万円)

| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--------------|--|--|--|
| 営業収益 | | | |
| 関係会社受取配当金 | 18, 632 | 13, 463 | 32, 077 |
| 関係会社受入手数料 | 2, 366 | 2, 169 | 4, 733 |
| 関係会社貸付金利息 | 988 | 1, 143 | 2, 238 |
| 営業収益合計 | 21, 987 | 16, 775 | 39, 048 |
| 営業費用 | - | | |
| 社債利息 | 1, 253 | 634 | 2, 070 |
| 販売費及び一般管理費 | <u>*1, *2 2, 268</u> | % 1, % 2 2, 091 | ※ 1, ※ 2 4, 295 |
| 営業費用合計 | 3, 521 | 2, 725 | 6, 366 |
| 営業利益 | 18, 465 | 14, 050 | 32, 681 |
| 営業外収益 | | | |
| 有価証券利息 | 396 | 111 | 598 |
| 受取手数料 | 58 | 56 | 115 |
| その他 | 18 | ** 3 159 | 18 |
| 営業外収益合計 | 473 | 326 | 732 |
| 営業外費用 | | | |
| 株式交付費 | 526 | - | 797 |
| その他 | 7 | 34 | 9 |
| 営業外費用合計 | 533 | 34 | 807 |
| 経常利益 | 18, 405 | 14, 343 | 32, 606 |
| 特別損失 | | | |
| 関係会社株式評価損 | 360 | _ | 360 |
| 投資損失引当金繰入額 | _ | 142 | 4, 016 |
| 固定資産除却損 | | 0 | 0 |
| 特別損失合計 | 360 | 142 | 4, 377 |
| 税引前中間純利益 | 18, 044 | 14, 200 | 28, 229 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △26, 698 | 68 | △41, 410 |
| 過年度法人税等 | _ | △1,317 | _ |
| 法人税等調整額 | 18, 826 | 26 | 34, 660 |
| 法人税等合計 | △7,872 | △1, 222 | △6, 749 |
| 中間純利益 | 25, 917 | 15, 422 | 34, 979 |

(単位:百万円)

| | | | (平匹・ログ11) |
|------------------|--|--|---|
| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 前期末残高 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | | _ | _ |
| 当中間期末残高 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 資本剰余金 | | | |
| 資本準備金 | | | |
| 前期末残高 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 当中間期変動額合計 | | _ | _ |
| 当中間期末残高 | 327, 201 | 327, 201 | 327, 201 |
| その他資本剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 269, 498 | 176, 898 | 269, 498 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 自己株式の処分 | 0 | $\triangle 0$ | $\triangle 0$ |
| 自己株式の消却 | △271, 250 | △425, 720 | △271, 250 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 248, 821 | - |
| 当中間期変動額合計 | △167, 599 | △176, 898 | △92,600 |
| 当中間期末残高 | 101, 898 | - | 176, 898 |
| 資本剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 596, 700 | 504, 099 | 596, 700 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 自己株式の処分 | 0 | $\triangle 0$ | $\triangle 0$ |
| 自己株式の消却 | △271, 250 | △425, 720 | △271, 250 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | 248, 821 | _ |
| 当中間期変動額合計 | △167, 599 | △176, 898 | △92, 600 |
| 当中間期末残高 | 429, 100 | 327, 201 | 504, 099 |
| 利益剰余金 | | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 前期末残高 | 967, 482 | 953, 442 | 967, 482 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 25, 917 | 15, 422 | 34, 979 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | △248, 821 | |
| 当中間期変動額合計 | △23, 102 | △278, 393 | △14, 039 |
| 当中間期末残高 | 944, 379 | 675, 048 | 953, 442 |

| | | | (平匹・日/7/17) |
|------------------|--|--|---|
| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 前期末残高 | 967, 482 | 953, 442 | 967, 482 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 25, 917 | 15, 422 | 34, 979 |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替 | | △248, 821 | _ |
| 当中間期変動額合計 | △23, 102 | △278, 393 | △14, 039 |
| 当中間期末残高 | 944, 379 | 675, 048 | 953, 442 |
| 自己株式 | | | |
| 前期末残高 | △86, 795 | △86, 840 | △86, 795 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 自己株式の取得 | $\triangle 271, 294$ | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の処分 | 5 | 0 | 6 |
| 自己株式の消却 | 271, 250 | 425, 720 | 271, 250 |
| 当中間期変動額合計 | △39 | $\triangle 5$ | △45 |
| 当中間期末残高 | △86, 834 | △86, 846 | △86, 840 |
| 株主資本合計 | | | |
| 前期末残高 | 1, 804, 588 | 1, 697, 902 | 1, 804, 588 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 25, 917 | 15, 422 | 34, 979 |
| 自己株式の取得 | △271, 294 | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の処分 | 5 | 0 | 6 |
| 当中間期変動額合計 | △190, 741 | △455, 297 | △106, 685 |
| 当中間期末残高 | 1, 613, 847 | 1, 242, 604 | 1, 697, 902 |
| 純資産合計 | | | |
| 前期末残高 | 1, 804, 588 | 1, 697, 902 | 1, 804, 588 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 新株の発行 | 103, 650 | _ | 178, 650 |
| 剰余金の配当 | △49, 019 | △44, 994 | △49, 019 |
| 中間純利益 | 25, 917 | 15, 422 | 34, 979 |
| 自己株式の取得 | △271, 294 | △425, 725 | △271, 302 |
| 自己株式の処分 | 5 | 0 | 6 |
| 当中間期変動額合計 | △190, 741 | △455, 297 | △106, 685 |
| 当中間期末残高 | 1, 613, 847 | 1, 242, 604 | 1, 697, 902 |
| | | | |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

| | 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 |
|-----------------------|--|---|-----------------------------|
| 1 有価証券の評価基 準及び評価方法 | 至 平成21年9月30日) (1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却 原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価 法により行っております。 | 至 平成22年9月30日) 同左 | 至 平成22年3月31日) 同左 |
| 2 固定資産の減価償 却の方法 | (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率 法を採用しておりま す。なお、耐用年数は 次のとおりでありま す。 工具、器具及び 備品: 2年~20年 | (1) 有形固定資産(リース 資産を除く) 同左 | (1) 有形固定資産 同左 |
| | (2) 無形固定資産 商標権: 定額法を採用し、10 年で償却しております。 ソフトウエア: 自社利用のソフトウエアに自社のでは、 対における利用可能期間(5年)に基づく 定額法により償却しております。 | (2) 無形固定資産 同左 | (2) 無形固定資産 同左 |
| | | (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 | |
| 3 繰延資産の処理方 法 | 株式交付費は支出時に一括 費用処理しております。 | | 株式交付費は支出時に一括 費用処理しております。 |

| | V 1 88 A 21 118 88 | AL LER A STURBE | |
|-----------------|--|--|--|
| | 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
| 4 引当金の計上基準 | | (1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、子 会社への投資に対する 損失に備えるため、当 該会社の財政状態等を 勘案して必要と認めら れる額を計上しており ます。 | (1) 投資損失引当金 同左 |
| | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員 への業績インセンティ ブ給与の支払いに備え るため、従業員に対す る業績インセンティブ 給与の支給見込額のう ち、当中間会計期間に 帰属する額を計上して おります。 | (2) 賞与引当金 同左 | (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員 への業績インセンティ ブ給与の支払いに備え るため、従業員に対す る業績インセンティブ 給与の支給見込額のう ち、当事業年度に帰属 する額を計上しており ます。 |
| 5 リース取引の処理 方法 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 | | 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 |
| 6 消費税等の会計処 理 | 消費税及び地方消費税の会 計処理は、税抜方式によっ ております。 | 同左 | 同左 |
| 7 連結納税制度の適 用 | 当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 | 同左 | 同左 |

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 |
|---------------|---|---|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| | (金融商品に関する会計基準) 前事業年度末から「金融商品に関す る会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)を適用しており ます。なお、これによる財務諸表へ の影響はありません。 | (金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関す る会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)を適用しており ます。なお、これによる財務諸表へ の影響はありません。 |

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

| | 前中間会計期間末 (平成21年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成22年9月30日) | | 前事業年度末 (平成22年3月31日) |
|------------|---|------------|--------------------------|------------|------------------------|
| ※ 1 | 有形固定資産の減価償却累計 | ※ 1 | 有形固定資産の減価償却累計 | ※ 1 | 有形固定資産の減価償却累計 |
| | 額は42百万円であります。 | | 額は37百万円であります。 | | 額は35百万円であります。 |
| ※ 2 | 関係会社長期貸付金は、他の 債務よりも債務の履行が後順 位である旨の特約が付された 劣後特約付貸付金でありま す。 | ※ 2 | 同左 | ※ 2 | 同左 |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | |
|--|--|--|--|
| ※1 販売費及び一般管理費のうち、 | ※1 販売費及び一般管理費のうち、 | ※1 販売費及び一般管理費のうち、 | |
| 主要なものは次のとおりであり | 主要なものは次のとおりであり | 主要なものは次のとおりであり | |
| ます。なお、全額が一般管理費 | ます。なお、全額が一般管理費 | ます。なお、全額が一般管理費 | |
| に属するものであります。 | に属するものであります。 | に属するものであります。 | |
| 給料・手当 1,346百万円 | 給料・手当 1,277百万円 | 給料・手当 2,989百万円 | |
| 業務委託料 260百万円 | 業務委託料 225百万円 | 業務委託料 446百万円 | |
| 賞与引当金繰 196百万円 入額 | 賞与引当金繰 入額 | 賞与引当金繰 279百万円 入額 | |
| 支払手数料 156百万円 | 支払手数料 127百万円 | 支払手数料 306百万円 | |
| ※2 減価償却実施額 | ※2 減価償却実施額 | ※2 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 1百万円 | 有形固定資産 2百万円 | 有形固定資産 2百万円 | |
| 無形固定資産 7百万円 | 無形固定資產 6百万円 | 無形固定資產 14百万円 | |
| | ※3 営業外収益の「その他」には、 | | |
| | 第一生命保険の株式会社化に伴 | | |
| | う、株式割当て152百万円を含 | | |
| | んでおります。 | | |

(中間株主資本等変動計算書関係)

I前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|---------|---------------|------------------|------------------|-----------------|----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 64, 133 | 32 | 3 | 64, 161 | 注1 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第9種優先株式 | _ | 10, 000 | 10,000 | _ | 注2 |
| 合計 | 64, 133 | 10, 032 | 10, 003 | 64, 161 | |

- (注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。
 - 2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。
- Ⅱ 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | 摘要 |
|------------|---------------|------------------|------------------|--------------|----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 64, 168 | 5 | 0 | 64, 173 | 注1 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第1種第一回優先株式 | _ | 200, 000 | 200, 000 | _ | 注2 |
| 合計 | 64, 168 | 200, 005 | 200, 000 | 64, 173 | |

- (注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。
 - 2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。
- Ⅲ前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 | 摘要 |
|---------|---------------|----------------|----------------|---------------|----|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 64, 133 | 40 | 4 | 64, 168 | 注1 |
| 種類株式 | | | | | |
| 第9種優先株式 | _ | 10,000 | 10,000 | _ | 注2 |
| 合計 | 64, 133 | 10, 040 | 10, 004 | 64, 168 | |

- (注) 1 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の処分によるものであります。
 - 2 増加は自己株式取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

(リース取引関係)

| 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|---|--|
| | (借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1)リース資産の内容 (ア)有形固定資産 車両であります。 (2)リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本と なる重要な事項「2 固定資産の 減価償却の方法」に記載のとおり であります。 | |
| 1 通常の賃貸借取引に係る方法に 準じて会計処理を行ってス・リース取引 ・支払リース料、減価質額 支払リース料、減価質額 支払リース料間質額 支払リース費相当額 支払側間の百万万円 減価償却費相当額の百万万円円 ・減価償力の百万万法 ・減価償力ので力法とした。 ・利息相子をおり算にをある。 ・利息相としては、 ・利息相としては、 ・利息相とによるの期息とはおります。 がよれて産産にでが減損を不の期息によれて産産にでが減損を関しています。 りつませんのます。 りつまでは、 のの方法による。 ・利息による。 ・利息による。 ・利息による。 ・利息による。 ・利息による。 ・利息による。 ・利力は、 ・一のりまでは、 のの方法による。 ・一のりまでは、 のの方法による。 ・一のりまでは、 のの方法による。 ・一のりまでは、 のの方法による。 ・一のりまでは、 のの方法による。 ・一のりまでは、 のの方法による。 ・一のりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 のの方法による。 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りつりまでは、 りった。 りつりまでは、 りった。 りつりまでは、 りった。 りった。 りった。 りった。 りった。 りった。 りった。 りった。 | | 1 通常の賃貸借取引に係るアンス・ 準にて会転外ファイナンス・ 有権移列・支払列・支払利息相当額 支払リー支払利息相当額 支払リーの百百万法 ・減価値割 を支払のの百百万法 ・減価値のの百万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万万 |
| | 2 オペレーティング・リース取引 ・オペレーティング・リース取引の うち解約不能のものに係る未経過リ ース料 1年内 3百万円 1年超 20百万円 合計 24百万円 | |

(有価証券関係)

I前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

Ⅱ当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

| | 中間貸借対照表計上額 (百万円) |
|--------|---------------------|
| 子会社株式 | 1, 119, 003 |
| 関連会社株式 | _ |
| 合計 | 1, 119, 003 |

Ⅲ前事業年度末(平成22年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。なお、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式は以下のとおりであります。

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | | | |
|--------|-------------------|--|--|--|
| 子会社株式 | 1, 119, 003 | | | |
| 関連会社株式 | _ | | | |
| 合計 | 1, 119, 003 | | | |

| 前中間会計期間 | 当中間会計期間 | 前事業年度 |
|-------------------------------------|---------------|---------------|
| (自 平成21年4月1日 | (自 平成22年4月1日 | (自 平成21年4月1日 |
| 至 平成21年9月30日) | 至 平成22年9月30日) | 至 平成22年3月31日) |
| 1 重要な新株の発行 | | |
| 当社は、平成21年10月30日に、第 | | |
| 三者割当の方法による優先株式の発 | | |
| 行を決定いたしました。その概要は | | |
| 以下のとおりであります。 | | |
| (1)募集等の方法 第三者割当 | | |
| (2)発行する株式の種類 | | |
| 第6種優先株式 | | |
| (3)発行する株式の数 3,000,000株 | | |
| (4)発行価額 1株につき金25,000円 | | |
| (5)発行価額の総額 75,000百万円 | | |
| (6)発行価額のうち資本金へ組み入 | | |
| れる額 1株につき金12,500円 | | |
| (7)発行価額のうち資本準備金へ組 | | |
| み入れる額 1株につき金12,500円 | | |
| (8)申込期日 平成21年10月30日 | | |
| (9)払込期日 平成21年12月8日 | | |
| (10)資金の使途 | | |
| 財務基盤の強化ならびに公的資金返 | | |
| 済に向けた適切な資本政策の運営を | | |
| 実現するため。 | | |
| (11) その他重要な事項 | | |
| 会社法第447条第3項及び会社法第 | | |
| 448条第3項に基づく、株式発行と | | |
| 同時の資本金の額及び資本準備金の 額の減少を行う予定であります。 | | |
| 領の減少を行う予定であります。 | | |
| 2 重要な資本金及び準備金の減少 | | |
| 当社は、平成21年10月30日に、資 | | |
| 本金の額及び資本準備金の額の減少 | | |
| を行うことを決定いたしました。そ | | |
| の概要は以下のとおりであります。 | | |
| (1)目的 | | |
| 第6種優先株式の発行により払い込 | | |
| まれた資金を自己株式の取得原資 | | |
| (分配可能額)である「その他資本剰 | | |
| 余金」へと振り替えることにより、 | | |
| 公的資金返済に向けた機動的かつ適 | | |
| 切な資本政策運営を実現するため。 | | |
| (2)資本金及び準備金の減少の方法 | | |
| 会社法第447条第3項及び会社法第 | | |
| 448条第3項に基づく、株式発行と | | |
| 同時の資本金の額及び資本準備金の | | |
| 額の減少の手続きによる。 | | |
| (3)減少する資本金の額 | | |
| 37,500百万円 | | |
| (4)減少する資本準備金の額 | | |
| 37,500百万円 | | |
| (5)減少する発行済株式数 なし | | |
| (6)法定公告掲載日 | | |
| 平成21年11月6日 | | |

| 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日) | 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) |
|--|--|--|
| (7)債権者異議申述最終期日 | | |
| 平成21年12月7日 | | |
| (8) 効力発生日 平成21年12月8日 | | |
| (9) その他重要な事項 | | |
| 同時に第6種優先株式の発行により | | |
| 資本金及び資本準備金を増額する予 | | |
| 定となっておりますので、効力発生 | | |
| 日後の資本金の額及び資本準備金の | | |
| 額が同日前を下回ることはありませ | | |
| ん。 | | |

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年11月19日

株式会社りそなホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 古 | 澤 | 茂 | (FI) |
|--------------------|-------|---|---|-----|------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岸 | 野 | 勝 | Ð |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 牧 | 野 | あや子 | Ð |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に以下の事項を決定した。

- 1. 重要な株式の発行
- 2. 重要な資本金の額及び資本準備金の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年11月22日

株式会社りそなホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 古 | 澤 | 茂 | Ø |
|--------------------|-------|---|---|-----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岸 | 野 | 勝 | |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 牧 | 野 | あや子 | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。

² 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成21年11月19日

株式会社りそなホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 古 | 澤 | 茂 | (EII) |
|--------------------|-------|---|---|-----|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岸 | 野 | 勝 | |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 牧 | 野 | あや子 | |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終 了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年10月30日に以下の事項を決定した。

- 1. 重要な株式の発行
- 2. 重要な資本金の額及び資本準備金の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

平成22年11月22日

株式会社りそなホールディングス 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 古 | 澤 | 茂 | |
|--------------------|-------|---|---|-----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 岸 | 野 | 勝 | Ø |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 牧 | 野 | あや子 | P |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査 法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような 重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心 とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果と して中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成 基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終 了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示し ているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

^{※1} 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出 会社)が別途保管しております。

² 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出日】 平成22年11月22日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 東京都江東区木場一丁目5番65号

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス大阪本社

(大阪市中央区備後町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第10期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。